

**モザンビークにおける援助協調
より包括的な枠組み構築に向けた取り組み**

作元 理江

元在モザンビーク日本大使館経済協力調整員

Eメール：sakumoto_rie@hotmail.com

2009年3月

目次

| | |
|--|----|
| はじめに | 5 |
| 要約 | 6 |
| 略語一覧 | 9 |
| | |
| 1. モザンビークにおける援助協調の現状 | 10 |
| (1) GBS ドナー (PAPs) 支援の枠組み | 11 |
| (2) DPG の枠組み | 14 |
| | |
| 2. 日本の枠組み改善への取り組み | 17 |
| (1) 改革第一期: DPG をドナー全体の協議・意思決定の場へ | 17 |
| (2) 改革第二期: PAPs の影響力拡大 (VAT 問題) と米国・国連との連携 | 19 |
| (3) 改革第三期: より包括的な枠組み構築へ向けて CoC 技術グループ設置・協議 開始 | 21 |
| | |
| 3. PAPs 主導の開発援助の弊害 | 24 |
| (1) 包括的な枠組みの不在及び貧困削減への不十分なフォーカス | 24 |
| (2) 援助依存増と政府のオーナーシップ侵害 | 27 |
| GBS 実施メカニズムの弊害/限界 事後的コンディショナリティと出口戦略の 不在 | 27 |
| 援助とオーナーシップ GBS は最良のモダリティか? | 31 |
| GBS とオーナーシップ モザンビーク国内の調査研究 | 33 |
| | |
| 4. モザンビークの開発・貧困削減状況 現状と問題点 | 36 |
| (1) 経済的貧困と不平等 | 38 |
| 貧困率 | 38 |
| ジニ係数・タイル指数 | 42 |
| 農業統計調査 (TIA) | 43 |
| (2) 貧困の非経済的側面 人間開発状況 | 46 |
| 教育 | 47 |
| 保健 | 48 |
| 水・衛生、栄養失調 | 50 |
| HIV/AIDS、結核、マラリア | 52 |
| (3) 総合分析 | 56 |
| (4) 貧困削減検証 | 62 |
| “Nutritional Paradox” 1996/97 ~ 2002/3 年の貧困率 15%削減は過剰な見積 もりか? | 62 |
| 貧困に関する人々の意識の変化 | 66 |

| | |
|---|-----|
| 5 . モザンビークの今後の開発/援助協調の方向性及び日本の対モザンビーク支援 | 70 |
| (1) 包括的な枠組み構築に向けて | 70 |
| (2) 日本の対モザンビーク支援 | 72 |
| これまでの取り組み・実績 | 72 |
| 今後の対応の方向性 | 75 |
| おわりに | 80 |
| 別添 1 : PAF2008-2010 | 82 |
| 別添 2 : PAFs' PAF Matrix 2008-2009 | 88 |
| 別添 3 : WGs in Mozambique (July 1, 2008) | 91 |
| 別添 4 : Diagram of Framework Documents and Aid Coordination | 95 |
| 別添 5 : Comparison of 5 Countries' JAS | 96 |
| 別添 6 : Comparison of JAS & MoU/PP of 5 Countries | 99 |
| 別添 7 : セクター別の国家予算支出内訳 (1999 ~ 2006 年) | 106 |
| 別添 8 : モザンビークの MDGs 進捗状況一覧表 (詳細版) | 107 |
| 別添 9 : モザンビークで実施中の案件配置図 [詳細設計調査 (D/D)、技術協力プロジェクト (技プロ)、無償資金協力 (無償)、有償資金協力 (有償)] | 110 |
| 別添 10 : 日本の対モザンビーク支援戦略プログラム図 | 111 |
| 別添 11 : PAFs 及び non-PAFs (日・米・国連) の SWG への参加状況及び優先セクター一覧表 (2007 年調査実施に基づく) | 112 |
| 参考文献 | 114 |

図表リスト

| | |
|---|----|
| 図 1 : モニタリング・サイクル | 11 |
| 図 2 : PAPs の GBS 支援 (2000 ~ 2009 年) | 13 |
| 図 3 : PAPs のセクター C/F 支援 (2007 ~ 2009 年) | 13 |
| 図 4 : モダリティ別の PAPs 支援(政府への直接支援のみ)の割合 (2005 ~ 2007 年) | 13 |
| 図 5 : PAPs 各メンバーのモダリティ別の支援(政府への直接支援のみ)の割合 (2007 年) | 13 |
| 図 6 : PAPs と non-PAPs の援助額の推移 (2000 ~ 2007 年) | 14 |
| 図 7 : モザンビークの現在の援助構造図 | 16 |
| 図 8 : 対モザンビーク支援 (1980 ~ 2004 年) | 28 |
| 図 9 : モザンビークと周辺 4 ヶ国の援助の対 GNI 比の比較 (2000 年・2005 ~ 2007 年) | 28 |
| 図 10 : モダリティ別の対モザンビーク支援の割合 (2005 ~ 2011 年) | 28 |
| 図 11 : PAPs と non-PAPs の対モザンビーク支援の割合 (2005 ~ 2011 年) | 30 |
| 図 12 : PAPs と non-PAPs の対モザンビーク支援額 (2005 ~ 2011 年) | 30 |
| 図 13 : Non-PAPs の対モザンビーク支援 (2005 ~ 2011 年) | 30 |
| 図 14 : 2006・2015 年の性別・年齢別の人口動態予測 | 37 |
| 図 15 : 1996/97 年の州別の貧困分布 | 38 |
| 図 16 : 2002/3 年の州別の貧困分布 | 38 |
| 図 17 : 2002/3 年の総人口及び貧困比率 | 40 |
| 図 18 : 父子世帯と母子世帯の貧困状況 (1996/97 ~ 2002/3 年) | 41 |
| 図 19 : 2002 年の平均農村所得 5 分位での比較 | 44 |
| 図 20 : 1996 ~ 2002 年の農村所得増のシェア 5 分位での比較 | 44 |
| 図 21 : 2002 ~ 2005 年の農村での一人当たりの純所得 - 5 分位での比較 | 44 |
| 図 22 : 2002 ~ 2005 年の農村における州別の貧困率・状況の変化 | 46 |
| 図 23 : PARPA 優先セクター別の国家予算支出内訳 (1999 ~ 2008 年) | 46 |
| 図 24 : 消費ベース法・欠乏ベース法による 2002/3 年の子供の貧困率 | 52 |
| 図 25 : 1996 ~ 2003 年のセクター別の対 GDP 比 | 57 |
| 図 26 : 2000 ~ 2004 年の地域別の HDI の変化 | 58 |
| 図 27 : 2004 年の州別の人間開発指数 | 58 |
| 図 28 : 1975 ~ 2005 年の南部アフリカ HDI 比較 | 59 |
| 図 29 : 2000 ~ 2004 年の地域別の GDI の変化 | 60 |
| 図 30 : IAF2002/3 : 1 年前との比較による現状認識 | 66 |
| 図 31 : TIA2002 : 過去 3 年間と比較しての現状認識 | 67 |
| 図 32 : TIA2005 : 過去 3 年間と比較しての現状認識 | 67 |
| 図 33 : 過去 5 年間での世帯貧困認識の変化 (農村) | 68 |
| 図 34 : 過去 5 年間での世帯貧困認識の変化 (都市) | 68 |
| 図 35 : 今後 5 年間での世帯幸福感の変化の見通し/予測 | 69 |

| | |
|---|------|
| 図 36：現在の生活状況に関する認識 | 70 |
| 図 37：食糧へのアクセスに関する認識 | 70 |
| 図 38：援助枠組み案 | 71 |
| 図 39：対モザンビーク支援のトップ 5 ドナー(2007 年時点)と日本の援助額の推移 (1975～2007 年) | 73 |
| 図 40：日本の対モザンビーク支援実績値(1975～2008 年)・援助の見込み額(2009 ～2011 年) | 74 |
| 表 1：2007 年のドナー別の対モザンビーク支援 | 15 |
| 表 2：1997・2007 年の州別人口 | 37 |
| 表 3：1996/97～2002/3 年の貧困率一覧表 | 39 |
| 表 4：2002・2005 年の農村における貧困状況 4 分位での比較 | 45 |
| 表 5：1996/97～2002/3 年の初等・中等の純就学率及び成人識字率(%) | 54 |
| 表 6：保健分野基礎データ(1996/97～2002/3 年) | 55 |
| 表 7：モザンビークの MDGs の主要ターゲットの進捗状況一覧表 | 61 |
| 表 8：固定及びフレキシブル・バスケットに基づく食糧貧困ライン及び貧困ライン (2002/03 年) | 63 |
| 表 9：固定バスケットに基づく 1996/97～2002/3 年の貧困率の推移 | 63-4 |

はじめに

アフリカ最南端の南アフリカ共和国の隣国に位置するモザンビークはサブサハラアフリカの1ヶ国ながら、1992年の内戦終結後、ドナー支援の増加もあり、年間経済成長率約8%と目覚ましい成長を遂げ、ドナー間では「戦後復興の優等国」として位置付けられている。アフリカ周辺国同様に援助協調が盛んで、特に一般財政支援(GBS)ドナー(PAPs: Program Aid Partners と呼称)が19と世界最多を数え、GBSの枠組みが同国の開発/援助協調の枠組みの中心に位置する形となっている。

このように、日本を含むプロジェクト型支援ドナーがマージナライズされるという状況下において、平成18年度より外務省の経済協力調整員制度が開始され、特に援助協調が進むアフリカ諸国5ヶ国(ウガンダ、エチオピア、ガーナ、スーダン、モザンビーク。現在ケニア、ザンビア、マダガスカル、セネガルを含む9ヶ国に拡大)に援助協調の分野を中心とした経済協力関連の補佐的業務を担当する経済協力調整員が派遣されるようになった。

筆者は本経済協力調整員第一期生として平成18年10月より2年間在モザンビーク日本大使館に派遣され、マクロレベルの援助協調担当として、同国の援助協調に関する情報収集・調査・分析、日本の政策・取り組み・方針/スタンスに係る提言及び対外発信等を行った。本稿では、筆者のモザンビークでの2年間の業務経験を踏まえ、同国の援助協調の状況及び日本の取り組みにつき報告すると共に、GBSドナー(PAPs)が開発援助の主流を握る同国の問題の現状及び貧困削減の進捗状況につき検証し、同国における今後の開発/援助協調の方向性及び日本の取るべき方策につき私見を述べることにしたい。

また、本稿内で述べられている意見はあくまで筆者の個人的見解であり、必ずしも筆者の元所属先である在モザンビーク日本国大使館及び外務省の見解と一致するわけではない旨申し添える。

要約

モザンビークではサブサハラサハラアフリカの中でも特に援助協調が盛んで、一般財政支援（GBS）ドナー（PAPs：Program Aid Partners）数は19と世界で最も多い。同国でのGBSは2000年に6ドナーによって開始後、2004年のPAPs・モザンビーク政府間のMoUの署名により、当国のPRSPにあたる絶対貧困削減行動計画（PARPA）の年間の進捗を測るパフォーマンス評価枠組み（PAF）が作成・合意され、年2回政府と合同でレビュー会合を開催、前年度のPARPAの進捗状況进行评估し、その結果に基づき次年度のGBSの拠出額を決定する現在のGBSの枠組みが整備された。2005年よりPAPs自体のパフォーマンス評価も併せて行われるようになり、本レビュー・プロセスには、PARPAに関連する全てのセクター・ワーキング・グループ（SWG）、即ち全ドナー及び市民団体が参加、まずセクター毎のモニタリング・評価が行われ、以後モザンビーク政府・PAPsのリーダー及び各WGのチェアの参加によるピラー・レビュー、パフォーマンス評価枠組み調整グループ（PAFCoG）会合、政府・PAPs間の大臣・大使級の政策協議と続き、レビュー結果は成果文書「Aide-Mémoire」として纏められ、ファイナル会合において政府・PAPs間で合意される。このように、モザンビークでは政府とPAPsによるGBS実施のための枠組みが、そのままPARPAのモニタリング・評価の枠組みとして同国の開発援助の中核に位置しており、GBS実施の有無に関わらず右枠組みに全ドナーが必然的に組み込まれる形となっている。但し、枠組み的にはあくまでも同国政府とPAPsの枠組みであり、non-PAPsの参加は限定されており、レビュー・プロセスにおけるnon-PAPsの貢献・インプットはnon-PAPsのものとして全く認知されていないというのが現状である。

モザンビーク政府は援助モダリティの多様性が重要と認識しながらもGBSをより好ましいモダリティとして捉えており、ここ数年本来ドナー全体で協議すべき事項に関してもPAPsの影響力が強まる動きが見られ、non-PAPs、プロジェクト型支援ドナーがマージナライズされがちな状況にある。即ち、同じく援助協調が進むタンザニア、ウガンダ等周辺国で、全ドナーが参加・協議する枠組みの下にGBSグループ等が位置しているのとは異なり、モザンビークではドナー全体及び政府・全ドナー間で協議する援助協調の確たる枠組みが存在しない。全ドナーの参加により全体の情報共有・協議の場として設立され、10年以上の歴史を有する開発パートナーグループ（DPG）が存在するものの、GBSドナー数が増加し、GBSの枠組みが整備される中でPAPsの勢力が強まったところ、DPGの枠組みは次第に形骸化し、PAPsがDPGに代わり全ドナーを代表するかのような形で動く傾向にあった。

こうした中、モザンビークではODAタスクフォース（大使館とJICA）として、主要セクターに担当者を配置、限られた人員体制の中で出来る限り多くのSWGに参加し、援助協調の動きに対応すると共に、米国、国連と協働し、全ドナー間の単なる意見/情報交換・共有の場に留まっていたDPGを本来のドナー全体の協議の場に戻すべく働きかけていく方向で合意した。当初、米国の援助協調への関心は低く、バイで対応するとの独立独歩の構えで、国連は中立との立場であったが、新臨時代理大使の着任後、対モザンビーク支援額の増加に伴い、PAPsが開発援助の主流を握る、特にPAPsが政府との政策協議において優先的なチャンネルを有しているという現状への問題認識から、米国が援助協調の取り組みに積極的になったことにより状況が一変した。加えて、GBS実施に係るMoU改定に関する政

府・PAPs 間の協議開始もあり、特に 2008 年に入り動きが加速し、日本は米国、国連との協議を重ね、3 者共同での PAPs との大使級会議の実施、non-PAPs ポジションペーパーの作成・DPG ドナーへの配布、外務協力大臣との会合実施・状況改善の申し入れ等を行った。

上記成果もあり、企画開発副大臣より DPG チェア（世銀・国連）宛に援助協調全般に関する CoC 策定のための技術グループの設置を提案する正式レターが発出され、DPG 会合での協議を経て、DPG チェアである世銀、国連に、PAPs 代表としてスウェーデン、フィンランド、non-PAPs 代表として米国、日本、多国間機関である EU を加えた計 7 ヶ国/機関が、ドナー側より技術グループのメンバーとして参加することが決定した。以後、我々ドナー代表と企画開発省（MPD）、外務協力省（MINEC）、財務省（MF）、モザンビーク中央銀行からなる政府側代表との協議が CoC 技術グループにおいて継続して行われている。

包括的な枠組みは日本の援助継続の上で必要不可欠であると共に、右枠組みの欠如は日本一国だけの問題ではなくモザンビークの開発援助全体の効率性・効果、ひいては同国の開発・貧困削減に関わる問題である。加えて、GBS のみでは自ずと限界があり、PAPs が GBS を最重要視することから当国の開発を考える上で処々の問題が生じていた。特に GBS 実施の観点からマクロ経済成長、公共財政・予算管理の向上に主眼が置かれており、GBS 実施の究極的な目標である貧困削減へのフォーカスが不十分であったことは否定出来ない。さらに、GBS の最大の特徴として事後的なコンディショナリティを政府側に課す、つまり前年度の政府のパフォーマンスにより次年度の援助額が決定されることにより、政府の開発計画・予算等の政策への関与が可能となっていることから制度上 GBS の実施は内政干渉に繋がる恐れがある。GBS 実施ドナーは、国際的な場でも GBS はパートナー国/被援助国の国庫に直接資金を投入することからパートナー国のオーナーシップを最も尊重するとしてともすれば「最良のモダリティ」であるとの立場を崩しておらず、モザンビークでも同様である。しかし、モザンビーク政府側の見解には、PAPs が GBS を盾に開発援助を主導し、堂々と政策に介入していたことを裏付けるものも見られ、モザンビークの国内外の調査研究・文献においても、GBS とオーナーシップの問題に関する指摘がなされており、ドナーつまりは PAPs への説明責任が議会、市民社会へのそれよりも強いという批判もあった。

日本は、米国、国連と連携の上、CoC 策定に関する技術グループ設置に至るまで及び右グループ内での協議において「政府のオーナーシップ・リーダーシップの尊重」という開発援助実施における基本原則を繰り返し主張した。本来援助の枠組みのあり方自体は、本原則の下、モザンビーク政府の意向次第であるはず/あるべきであるが、PAPs が自らの枠組み・既得権死守のスタンスから我々 non-PAPs の改革要求への風当たりを強くする中、改革の成否そのものが、実際には政府の意向次第 政府がどこまで自らの意見（PAPs 側への反対意見）を主張出来るか ではなく、PAPs の意向次第 我々の改革案に対しどこまで譲歩出来るか という現状であったという事実は同国の問題の深刻さを物語るものである。

さらに、実際の貧困問題、貧困削減の現状について検証すると、1996/7 年～2002/3 年で年率 8%の高い経済成長によりモザンビーク国全体の貧困率は 69.4 54.1%に 15.3%削減したとされており、経済的な貧困が削減されたことはまず間違いのないものの、貧困率算出方法に疑念を呈し、右削減率は過大評価であるとの主張も見られる。さらに、同国内の格差・不平等、特に地域・州レベル、都市と地方、ジェンダー間の格差は依然として著しく、

域内・州内及び都市部の格差・不平等は拡大し、母子世帯の脆弱性は悪化しており、2003年以降特に農村部における貧困状況の悪化、最貧困層の貧困の深刻化・慢性化の問題が見られる。また、院内妊産婦死亡率の増加、慢性の栄養失調児、HIV/AIDS 感染者数の増加等の貧困の非経済的側面の問題の悪化も見られ、同国で実施された一般の人々対象の貧困に関する主要な意識調査では、現在の生活状況が以前よりも「悪化した」もしくは「変わらない」と回答した人々の割合が「改善した」とする人々の割合を上回っており、富の再配分が平等に行われておらず、世帯レベルには行き届いていない点が明らかにされている。

右は、我々ドナーとしてのより慎重且つ戦略的な援助の実施、さらにはこれまでの援助の手法/アプローチそのものの再考/再検討の必要性を迫るものであり、そのためにもドナー全体、政府対全ドナーの協議の包括的な枠組みが必要である。機は正に熟しており、日本としてはこの機会を活かし、本来あるべき援助構造の姿に出来る限り近付ける形で政府・全ドナー間の合意を得るべく、包括的な枠組み形成に向け、今後も CoC 技術グループにおける作業・協議に積極的に継続参加し、non-PAPs として議論をリードすべきである。

日本の対モザンビーク支援の歴史は比較的浅く、援助額は他の欧米ドナーに比して少ないものの、日本は 2012 年までに対アフリカ支援の倍増、最大 40 億ドルの円借款の実施を第 4 回アフリカ開発会議 (TICAD) で表明しており、2008 年 10 月には JBIC との統合により新生 JICA も誕生したところ、今後の対モザンビーク支援増加が期待される。包括的な枠組み構築後は各 SWG の協議が、政府・全ドナーの参加する合同運営委員会 (JSC) DPG 政策協議へと続く道筋が付けられるものと予想されることから、日本としても同国の開発・援助の方向性に自らのスタンスを反映させる大きなチャンスである。また、SWG の効率性、特にドナー間分業に関する協議が進むことが予想されること、日本としても重点セクターの絞込みが必要となるかと思われる。

モザンビークの開発・貧困削減にとって特に重要なのは同国の自助努力・自立発展促進のための「キャパシティ・ディベロップメント (CD)」支援であり、右をいかに進めるかは同国開発の大きな鍵を握る。日本の強みは東アジアの奇跡を現出した特にインフラ支援重視による経済成長を通じた貧困削減支援、プロジェクト型支援による現場に根差した CD 支援である。2004 年の MoU 締結以降、PAPs がモザンビークの開発援助の主流を掌握していく過程において、これまで同国にとってどのような開発が望ましいのか、右実現のための支援はどうあるべきかという大枠の協議がドナー間、政府対全ドナーで実施されることがなかったが、日本としてナカラ回廊整備を中心に円借款の実施が検討される中、今後同国への日本支援も増大する可能性があるところ、包括的な枠組みの整備後には、より積極的・戦略的な支援実施、例えばアジア型の経済成長・開発事例に基づくナカラ回廊地域総合開発構想を新たな開発のモデルとして提示・アピールしていくことも可能ではないか。なお、対モザンビーク国別援助計画は未だ策定されていないが、現在平成 22 年度の策定に向けた作業が行われているところ、まずは右計画策定に係る現場・本部での準備作業の過程における同国への今後の支援の方向性に関する議論の中で重点国化 (現状、重点国という設定そのものが無いが) に関する協議を進めるべきである。今後現場・本部での活発な協議を通じてより包括的・長期的な視点でのモザンビークへの援助計画が策定され、可能であれば重点国としての承認により同国支援がより一層充実することを期待して止まない。

略語一覧

| | |
|------------|---|
| BdPES : | Balanço de PES (経済社会計画決算書 : PES の年次評価報告書) |
| CoC : | Code of Conduct (実施規則) |
| DAC : | Development Aid Coordination (開発援助調整) |
| DPG : | Developing Partners Group (開発パートナーグループ) |
| EWG : | Economist Working Group (エコノミスト・ワーキング・グループ) |
| GBS : | General Budget Support (一般財政支援) |
| GDI : | Gender Development Index (ジェンダー開発指数) |
| HDI : | Human Development Index (人間開発指数) |
| HoCs : | Head of Cooperations (援助機関長級組織) |
| HoMs : | Head of Missions (外交団長級組織) |
| IAF : | Inquérito aos Agregados Familiares (家計所得と支出調査) |
| INE : | Instituto Nacional de Estatística (国家統計院) |
| JAS : | Joint Assistance Strategy (共同援助戦略) |
| JSC : | Joint Steering Committee (合同運営委員会) |
| JR : | Joint Review (年次レビュー) |
| M&E : | Monitoring & Evaluation (モニタリング・評価) |
| MF : | Ministério das Finanças (財務省) |
| MINEC : | Ministério dos Negócios Estrangeiros e Cooperação (外務協力省) |
| MoU : | Memorandum of Understanding (覚書) |
| MPD : | Ministério da Planificação e Desenvolvimento (企画開発省) |
| MPF : | Ministério do Plano e Finanças (旧企画財務省) |
| MTEF : | Mid-Term Expenditure Framework (中期支出枠組み) |
| MYR : | Mid-Year Review (中間レビュー) |
| Non-PAPs : | Non-Programme Aid Partners (非一般財政支援ドナー : プロジェクト型支援ドナー) |
| ODATF : | ODA Task Force (ODA タスクフォース) |
| PAF : | Performance Assessment Framework (パフォーマンス評価枠組み) |
| PAFCoG : | PAF Coordination Group (パフォーマンス評価枠組み調整グループ) |
| PAMS : | Poverty Analysis & Monitoring System (貧困分析モニタリングシステム) |
| PAPs : | Programme Aid Partners (一般財政支援ドナー) |
| PARPA : | Plano de Acção para a Redução da Pobreza Absoluta (モザンビーク版 PRSP : 絶対貧困削減行動計画) |
| PES : | Plan Económico e Social (経済社会計画書 : PARPA 年次計画書) |
| SWG : | Sector Working Group (セクター・ワーキング・グループ) |
| TIA : | Trabalho de Inquérito Agrícola (農業統計調査) |
| VAT : | Value Added Tax (付加価値税) |
| WB : | World Bank (世界銀行) |

1. モザンビークにおける援助協調の現状

(1) GBS ドナー (PAPs) 支援の枠組み¹

モザンビークにおける一般財政支援 (GBS) の実施は、1998 年の北欧 3 ヶ国 (デンマーク、ノルウェー、スウェーデン) 及びスイスの 4 ドナーによる国際収支 (BoP) 支援に関する共同レビュー結果に基づくものであり、1999 年に 6 ドナー (4 ドナープラス英国、オランダ) とモザンビーク政府間での「共同マクロ金融支援プログラム (Joint Macro-Financial Aid Program)」への合意がなされた後、2000 年 11 月の「共同枠組み合意 (Joint Framework Agreement)」への署名をもって正式に開始された (Batley 2002, Batley, et al. 2006, 大平 2006)。

その後、2002 年には GBS 参加ドナーは 10 ドナーとなり (ベルギー、EC、アイルランド、フランスが新たに参加)、2004 年 4 月、さらに 5 ヶ国/機関 (フィンランド、ドイツ、イタリア、ポルトガル、世界銀行 (世銀)) を加えた計 15 ドナーによりモザンビーク政府との間で「GBS と BoP 支援規定のための覚書 (MoU: Memorandum of Understanding)」² への署名がなされた (以後 GBS ドナーは「Program Aid Partners (PAPs)」と称されている)。右 MoU への署名により、PAPs とモザンビーク政府間で同国の貧困削減戦略ペーパー (PRSP) である絶対貧困削減行動計画 (PARPA) (現在 PARPAII (2006 ~ 2009 年)³ 実施中) の年間の進捗を測るパフォーマンス評価枠組み (PAF) マトリックスが作成・合意され (現在 40 指標 (別添 1 参照))⁴、合同で前年度の PARPA の進捗状況を評価し、その結果に基づき次年度の GBS の拠出額を決定する現在の GBS の枠組みが整備されることになった。

具体的には、政府の国家予算・計画サイクル (当国の会計年度は 1 ~ 12 月) に併せて「年次レビュー (JR)」⁵、「中間レビュー (MYR)」と年 2 回の合同レビュー会合が開催され、3 ~ 4 月に実施される JR で前年度の評価、8 ~ 9 月に実施される MYR で当該年度前期の進捗及び次年度の PAF マトリックスの指標・ターゲットのレビューが行われる。また、2005 年より PAPs 自体のパフォーマンス評価も併せて行われるようになっており (パリ宣言の指標・ターゲットを基に独自の PAPs PAF マトリックスを作成 (別添 2 最新版参照))、各レビュー結果は成果文書「Aide-Mémoire」として纏められ、政府・PAPs 間で合意される⁵。続いて、JR の結果を踏まえ、次年度の援助のコミットメント額 (インディカティブ) が JR 終了 4 週間後に公表、8 月末までに最終的な拠出額の確認がなされ、拠出スケジュールにつ

¹ モザンビーク独立後の援助の状況及び GBS については、筆者の前任者的位置付けの大平元専門調査員の報告書「モザンビークにおける援助の変遷と日本の対応」(2006) に詳細に記載されているところ、右を参照されたい。また、PAPs の詳細については、<http://www.pap.org.mz/> 参照。

² GBS 実施の全体目標は PARPA 支援による貧困削減への貢献であり、支援実施の基本原則 (underline principles) として「平和、自由且つ信頼における民主政治プロセス、司法の独立、法の原則、人権、汚職との闘いを含むグッドガバナンス・公職における高潔さ」、「貧困との闘い」、「健全なマクロ経済政策の遂行」の 3 点を挙げている (GoM & PAPs 2004a, pp.4-5)。

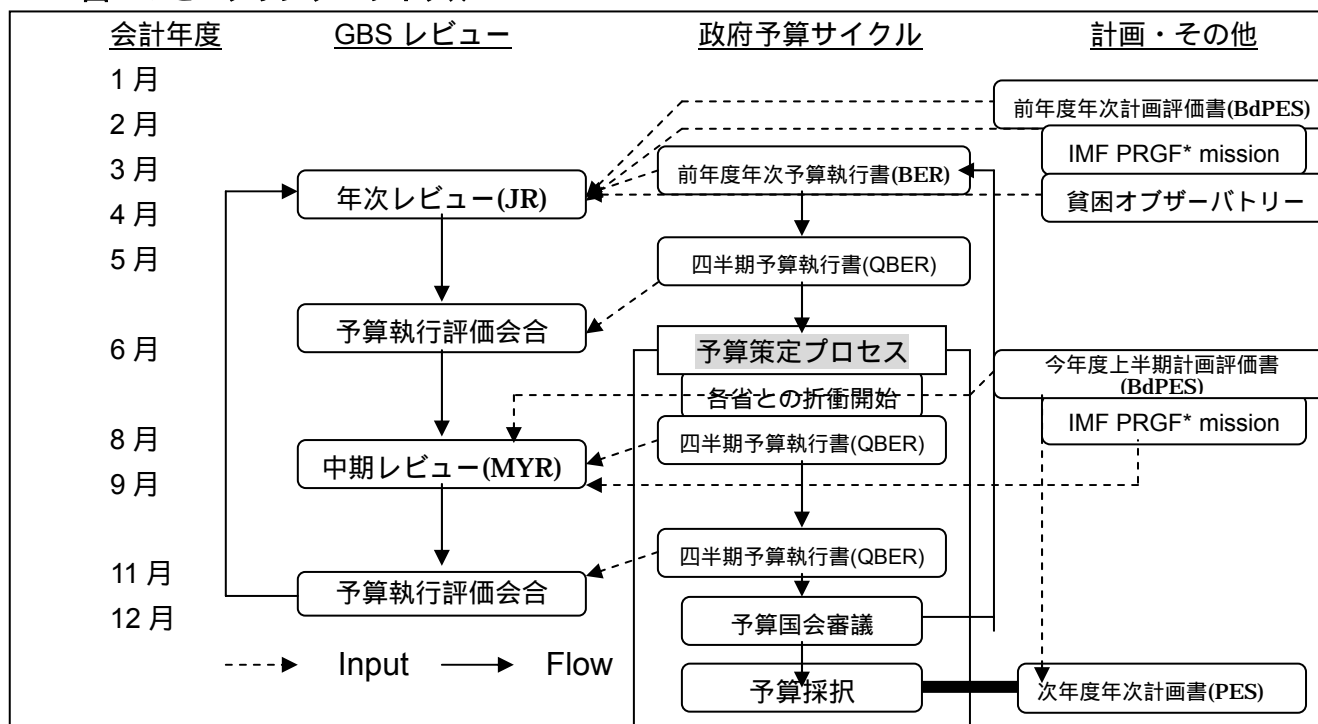
³ 今後 PARPAII を 2010 年まで延長、政府 5 ヶ年計画と統一し、後継文書として右の運営計画を策定予定。

⁴ JR 開始当初は PARPA に基づく形で、モザンビーク政府と PAPs 間の協議により 46 指標が合意されており、PARPA の年次計画書である経済社会計画書 (PES) の年次評価報告書である経済社会計画決算書 (BdPES) も PARPA と PAF との整合性を取る形で改善がなされた (PAPs 2004b)。その後、PARPAII の策定・閣議承認を経て、MYR2006 において PARPAII の約 200 の指標より 40 指標を抜粋する形で現行のスタイルの PAF が合意された (GoM & PAPs 2006b)。

⁵ 政府側の取引コスト軽減要請により今後 MYR が廃止される可能性がある。

き 12 月の政府（財務省(MF)）・PAPs の代表者による予算ワーキング・グループ（BWG）会合（予算執行状況のモニタリングのために 4 半期毎に実施）において政府・PAPs 間で合意がなされるというのが一連の流れである（図 1 参照）。

図 1：モニタリング・サイクル



*PRGF は 2007 年 7 月に終了し、新たに政策支援ツール(PSI: Policy Support Instrument)がスタートした。
(出所) 大平(2006, p.24, 図 6)を筆者の当地での経験を基にアップデート。

なお、本レビュー・プロセスには、PARPA に関連する全セクターのワーキング・グループ(WG)⁶及び市民団体が参加し⁷、まずセクター毎のモニタリング・評価が行われる。次に、PARPAII の 3 つのピラーであるガバナンス、人的資本、経済開発に、マクロ経済・貧困及び横断的なテーマを加えた 5 つのピラー⁸毎に、政府・PAPs のリーダー及び各 WG のチェアの参加によるピラー・レビューが行われ⁹、以後各 WG のチェア、各ピラーのリーダー

⁶ JR 開始当初の WG 数は 20 (GoM & PAPs 2004b, p.1)。以後増加し、JR2007 より WG 数は 29 (GdM e PAPs 2007a, p.1)となる。

⁷ PAPs の MoU には、JR/MYR に PAPs 以外のドナーがオブザーバーとして参加可能であることが明記されている (Annex 4, pp.1-2)。また、市民団体の参加については MoU 上の記載はないが、JR2005 の ToR (PAPs 2005a, pp.3,7-8) より参加が明記されている。しかしながら、市民団体の参加は JR/MYR プロセスにおいてあまりビジブルではなかった。

⁸ JR 開始当初は、貧困、公共財政管理、ガバナンス、民間セクター開発/投資環境、サービスデリバリーの 5 つのテーマに関するグループの下に、各セクターの WG が位置付けられており、JR の期間も 2 週間のみであった (別途準備期間として 2 週間が設定されていた) (PAPs 2004a)。現行の PARPAII のピラーに沿う形となったのは MYR2005 からである (PAPs 2005b)。

⁹ 各ピラーのリーダーは政府・PAPs より 1 名ずつ選定される旨 JR の ToR に明記されているが (PAPs 2004a & 2005a, GoM & PAPs 2006a, Annex 6, GdM e PAPs 2007a, Anexo VIII & 2008a, AnexoVIII)。実際には JR2006~JR2007 で non-PAPs である UNICEF が横断テーマに関するピラー・リーダーを務めており (GoM & PAPs 2006a, Annex 5, GdM e PAPs 2007a, AnexoVIII)。MYR2007~MYR2008 では UNICEF が人的資本、UNFPA が横断テーマのピラー・リーダーを務めている (GdM e PAPs 2007b,

一、政府・PAPsの実務・政策レベルの代表（政府側は局長・技術者、PAPs側はエコノミスト・援助機関長(HoCs)）及び市民団体の代表によるパフォーマンス評価枠組み調整グループ（PAFCoG）会合、政府・PAPs間の大員・大使級の政策協議（政府側は代表の企画開発大臣以下関係省庁大臣、PAPs側はTroika+の外交団長(HoMs)が参加）、ファイナル会合と続く。

このように、モザンビークでは政府とPAPsによるGBS実施のための枠組みが、そのままPARPAのモニタリング・評価の枠組みとして同国の開発援助の中核に位置しており、右枠組みにGBS実施の有無に関わらず全ドナーが必然的に組み込まれる形となっているのが大きな特徴の一つである。加えて、2007年のJRよりGBSだけでなくセクター・コモンファンド支援の拠出額も決定・公表されるようになり、別途2003年より政府、ドナー、市民社会によるPARPAの進捗状況を評価する年次会合として開催されている「貧困オブザーバトリー（PO：Poverty Observatory）会合」が、2007年よりJRの時期に併せて実施されるようになるなどGBSの枠組みはさらに強化されている。

また、PAPsは、メンバーの実務者レベルのエコノミストで構成されるエコノミスト・ワーキング・グループ（EWG）、援助機関長からなるHoCs（Head of Cooperations）、外交団長級のHoMs（Head of Missions）の3つのグループにより組織され、各グループは定期的に会合を持ち、MoUの履行・PARPAの進捗、PAF及びPAPsの責任履行につき随時モニタリングを行っており、右組織を支援する事務局も併せ持っている。なお、EWG下にはGBS実施において重要なテーマに関するサブグループ（予算分析(BAG)、国家行財政システム(SISTAFE)、税、監査、調達、財務）が設けられ、政府側の進捗をフォローすると共に、適宜技術支援及びコモンファンドを通じた支援が行われている。また、PAPsの現チェア、次期チェア、元チェアの3ドナー（チェアの任期は1年。輪番制で毎年JRの時期に併せて選出）と世銀、EU（大口ドナーとして常駐メンバー）で組織されるTroika Plus(+）のHoCs及びエコノミストと、モザンビーク政府関係省庁（企画開発省(MPD)、MF¹⁰、外務協力省(MINEC)、モザンビーク中央銀行）の局長クラスとの間で毎月1回合同運営委員会（JSC）会合が開催され、GBS実施/MoUの履行/PAF進捗に関する実務レベルの協議が行われている。さらに、四半期に一度Troika+のHoMsと企画開発大臣を筆頭とする政府関係省庁の大臣との間で政策協議が開かれている（うち2回はJR/MYR中に行われる）。

なお、PAPsはGBSだけではなく、主要セクターへのコモンファンド支援、プロジェクト型支援も実施しているが、PAPs PAFの指標・ターゲットの一つとしてGBSの割合を2008～2009年でPAPsの全体支援の40%、各ドナー支援の40%とする方向で合意している¹¹。PAPsのGBS額は開始年度の2000年より年々増加し、2005年に300百万ドル、2007年に400百万ドルを突破しており（図2参照）、2009年度のコミットメント額はセクター・コモンファンド支援額を併せると、2008年度分を90百万ドル上回る総額846百万ドル

AnexoIV, 2008a, Anexo VIII & 2008b, AnexoV)。

¹⁰ 元々は旧企画財務省として統一されていたが、2005年4月に同省は廃止され、現行の2つの独立した省に再編された。

¹¹ MYR2005ではGBSの割合を40（2006年）44（2007年）49（2008年）54（2009年）とする方向で合意されていたが（GoM & PAPs 2005b, Annex 2）MYR2007において現行の40%に変更された（GdM e PAPs 2007b, Anexo II）。

(GBS: 485 百万ドル、コモンファンド: 361 百万ドル)となっている(図3参照)。また、PAPs 全体の援助に占める GBS の割合は 2005~2007 年で 33~36%に増加し、プロジェクト型支援は 47~39%に減少しているが(図4参照)、メンバー間ではバラつきが見られる(図5参照)。

図2: PAPs の GBS 支援 (2000~2009 年)
<単位: 百万ドル>

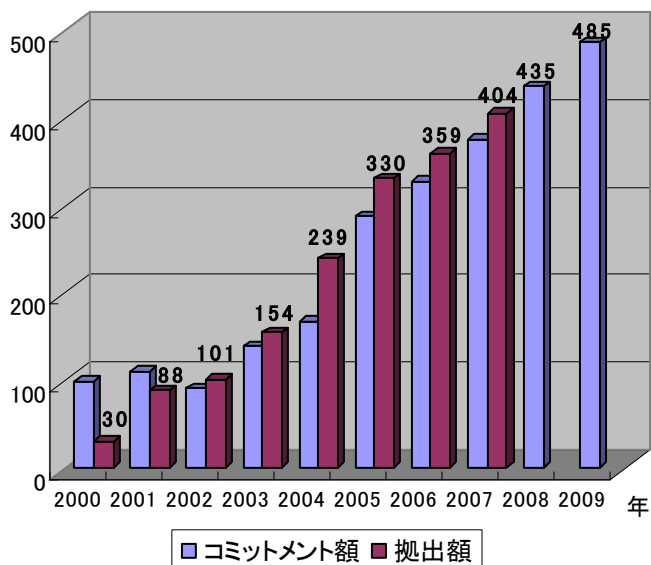
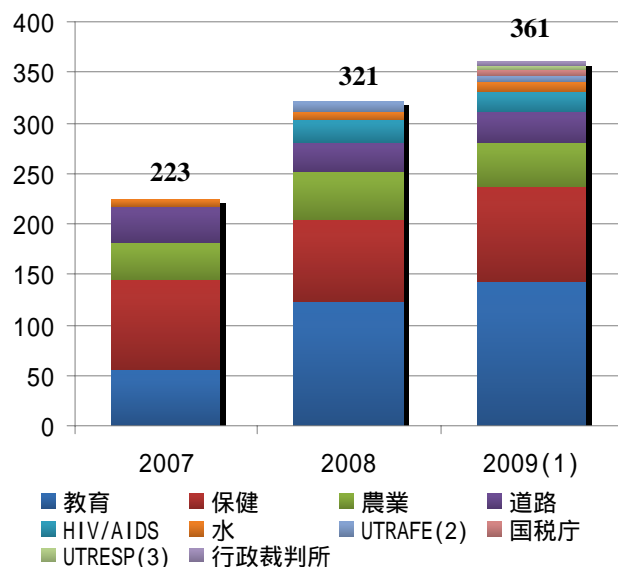


図3: PAPs のセクターC/F 支援 (2007~2009 年)
<単位: 百万ドル>



出所: Batley, et al. 2006, Table A3.1& B3.4, pp.19, 47(2000-04 データ), MPD 2008, スライド 13(2005-09 年データ)のデータを基に作成。

注(1): コミットメント額(2008 年 9 月時点)、(2): 国家行財政改革技術ユニット、(3): 公共セクター改革技術ユニット
出所: MPD 2008, スライド 14

図4: モダリティ別の PAPs 支援(政府への直接支援のみの割合) (2005~2007 年)

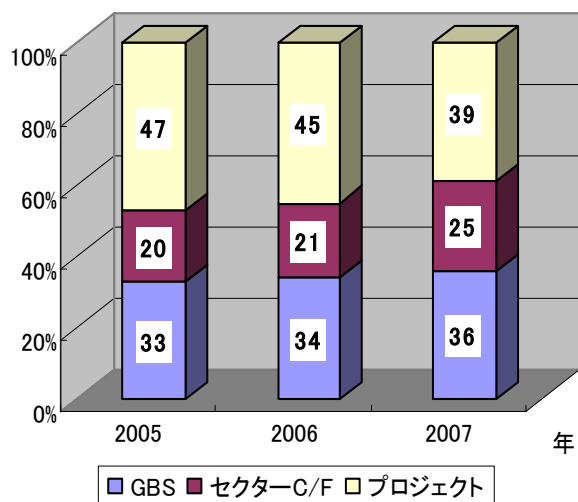
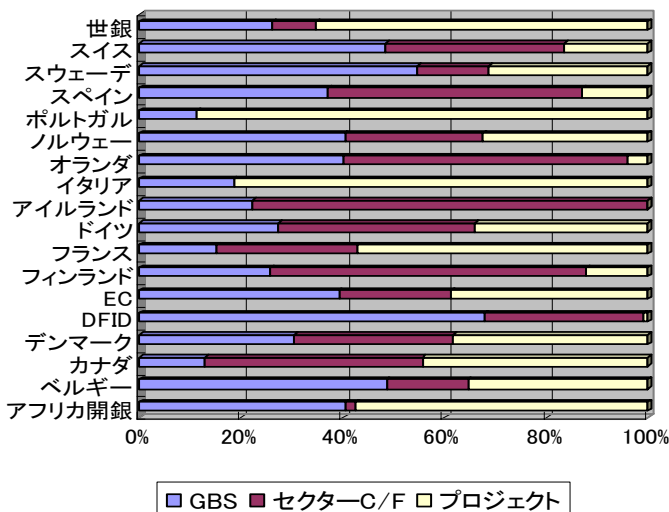


図5: PAPs 各メンバーのモダリティ別の支援(政府への直接支援のみの割合) (2007 年)



出所: Castel-Branco 2007, Annex 2, IESE 2008, Annex 2 のデータより作成。

出所: IESE 2008, Annex 2 のデータより作成。

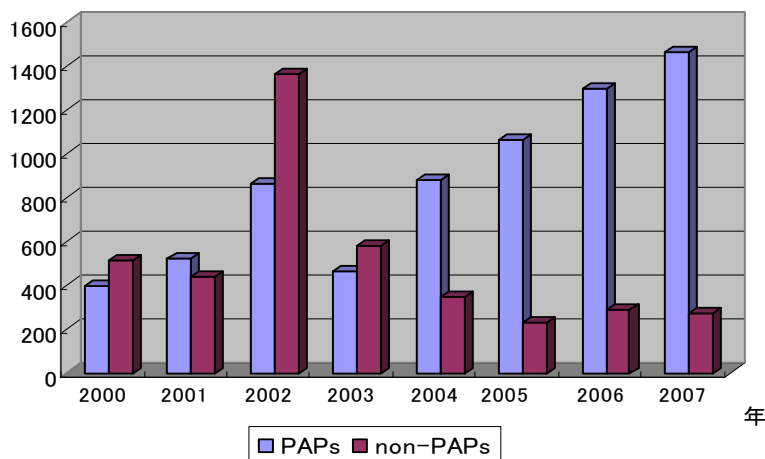
(2) DPGの枠組み

モザンビークには、上述の PAPs の枠組みとは別に 10 年以上の歴史を有する全ドナーが参加資格を持つ「開発パートナーグループ(DPG:Developing Partners Group)」が存在する。

モザンビークでの援助協調/調整の流れは、1992 年の和平合意後、1994 年の同国初の複数政党選挙への支援実施のためにドナー・グループ (Elections Monitoring Group) が形成される形で始まり、選挙終了後、民主主義の強化、国家和解・再建のプロセス支援、続いてマクロ経済支援に主眼が置かれるようになったことから、グループ名も民主主義支援グループ (Aid-for-Democracy Group) ドナー政策グループ (DPG : Donor Policy Group) に改称された (Batley 2002 & Batley, et al. 2006)。その後、1997 年に正式に現在の DPG の名称となり、世銀代表と国連常駐調整官 (UNRC) の共同チェアにより各援助国の代表 (HoMs レベル) が月 1 回会合を開催する現行のスタイルとなった。

設立当時 DPG は全ドナー参加によるモザンビークの開発全般に関する情報共有・協議の場として位置付けられており¹²、世銀のチェアにより 1995 年から BoP 支援のための協議として政府・全ドナー間で諮問グループ (CG) 会合¹³も行われていたが (Batley 2002 & Batley, et al. 2006) 世銀が 2004 年に PAPs に参加したことから CG 会合の実施は 2003 年が最後となっている。つまり、2000 年の一般財政支援 (GBS) 開始後、GBS ドナー/PAPs のメンバー数及び援助額が増加し (図 6・表 1 参照) 特に 2004 年の政府・PAPs¹⁴間の MoU 署

図 6 : PAPs と non-PAPs の援助額の推移 (2000 ~ 2007 年) <単位 : 百万ドル>



注 : GBS ドナーは「PAPs」の呼称で統一した。また、PAPs 及び non-PAPs の援助額の算出にあたっては、現在の PAPs メンバーの場合も正式に GBS/PAPs に参加するまでは「non-PAPs」とした。

出所 : OECD/DAC International Development Statistics (IDS) (Online Database : <http://www.oecd.org/dac/stats/idsonline>)のデータを基に作成。

¹² 2006 年 12 月の DPG 会合で、ノット元当地 USAID 代表により DPG 設置の経緯、その後の動きに関する資料の配布がなされた。右資料は、Batley の「Mozambique - A Country Case Study」(2002)にも掲載されている (p.13)。

¹³ 但し、CG 会合はパリなどモザンビーク国外で開催されることも多く、政府側の参加者は限定的であったとのことである (Batley, et al. 2006, Annex 3-A, p.192)。

¹⁴ 前述の 15 ドナーに、2005 年にカナダ、スペイン、2006 年にアフリカ開発銀行、2007 年にオーストリアが加わり、現在 19 ドナー。

名により GBS の枠組みが整備される中で PAPs の勢力が強まったところ、DPG の枠組みは次第に形骸化したものと思われる。2006 年 10 月の筆者の赴任当時には、DPG は全ドナー間の単なる情報/意見交換・共有の場としてのみ機能するようになっており、政府との対話のチャンネルは事実上失われた形となっていた（図 7 参照）。

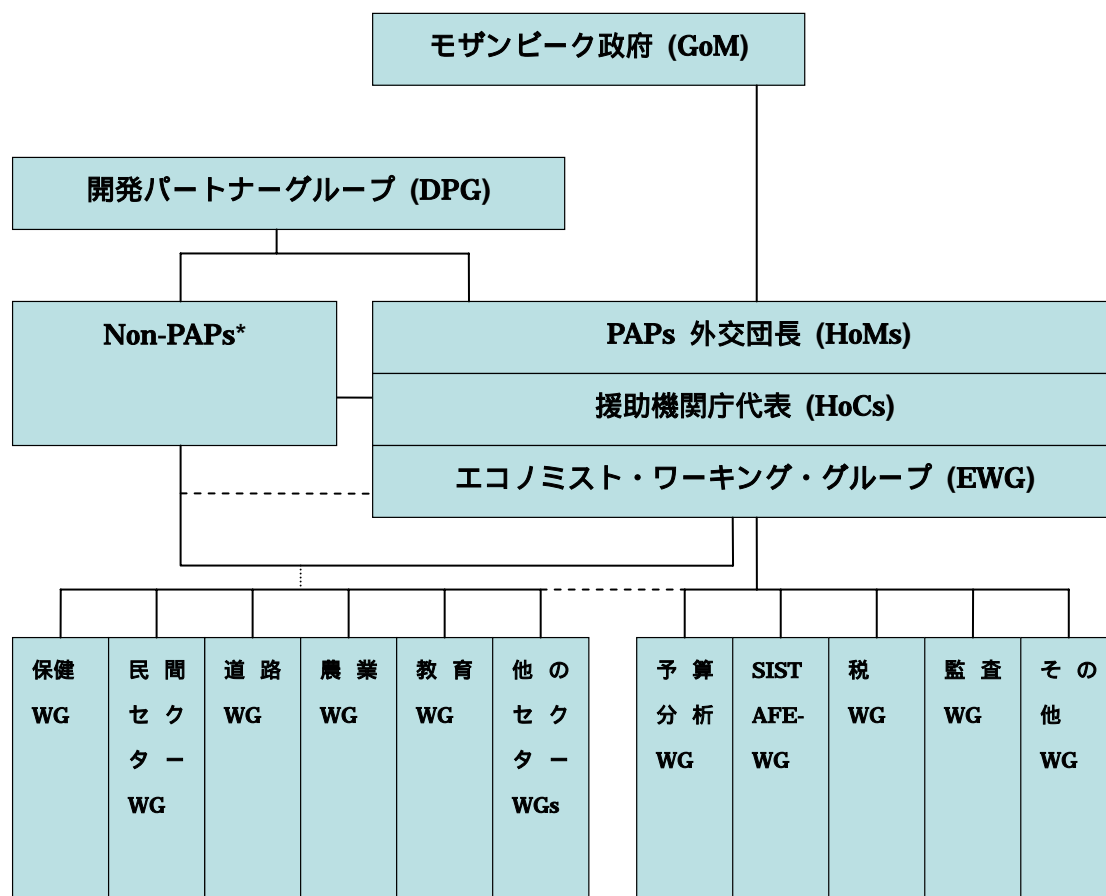
表 1：2007 年のドナー別の対モザンビーク支援

| ドナー | 援助額 (US\$) | 各ドナー支援の対モザンビーク支援全体に占める割合 (%) | 各ドナーの支援全体に占める政府直接支援の割合 (%) |
|--------------|---------------|------------------------------|----------------------------|
| 世銀 | 266,441,701 | 16.7 | 100 |
| EC | 166,459,885 | 10.4 | 90.2 |
| 米国 | 148,356,480 | 9.3 | 15.4 |
| 国連 | 124,583,038 | 7.8 | 85.7 |
| 英国/DFID | 113,870,307 | 7.1 | 92.9 |
| スウェーデン | 97,949,049 | 6.1 | 80.2 |
| アフリカ開発銀行 | 81,835,000 | 5.1 | 90.4 |
| オランダ | 70,979,814 | 4.5 | 86.4 |
| ノルウェー | 68,768,077 | 4.3 | 86 |
| デンマーク/DANIDA | 68,500,000 | 4.3 | 92.7 |
| アイルランド | 53,400,000 | 3.3 | 100 |
| ドイツ | 53,302,851 | 3.3 | 94 |
| カナダ | 42,651,985 | 2.7 | 85.5 |
| グローバル基金 | 42,336,774 | 2.7 | 100 |
| イタリア/イタリア援助庁 | 34,449,059 | 2.2 | 80.9 |
| スペイン | 30,772,813 | 1.9 | 35.8 |
| フィンランド | 28,727,538 | 1.8 | 92.3 |
| 日本 | 23,800,000 | 1.5 | 98.9 |
| フランス | 22,954,934 | 1.4 | 22.6 |
| スイス | 20,923,826 | 1.3 | 66.4 |
| ポルトガル | 14,348,489 | 0.9 | 91.9 |
| ベルギー | 11,292,070 | 0.7 | 75 |
| オーストリア | 1,539,521 | 0.1 | 12 |
| GAVI | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,594,853,029 | 100 | 82 |

注： non-PAPs の支援部分。

出所：GoM 2008, Table 3, p.10 及び別添資料（エクセルデータ）より作成。

図 7：モザンビークの現在の援助構造図



(注) *Non-PAPs: PAPs に参加していないドナーのグループ; ブラジル、中国、エジプト、インド、ロシア、南アフリカ共和国(南ア)、米国、国連、日本等。
 GBS の枠組みは、2004 年 4 月に署名された MoU に基づき政府のパフォーマンスに関する政府・PAPs 間の 2 つの共同レビュー(政策協議を含む JR・MYR)という M&E システムを含む。
 GBS の枠組みは全ドナーが参加する SWGs の枠組みに拡大されている。
 non-PAPs がオブザーバーとして参加出来る EWG のサブグループがある。
 (出所) モザンビークにおける活動時の状況を踏まえ、筆者が作成。

なお、こうした状況に警鐘を鳴らす動きがドナー間に皆無だったわけではない。事実スベザッティ元当地 UNDP 代表¹⁵は、2004 年 9 月の MYR 後の DPG 会合で、同年 4 月に MoU が締結され GBS 枠組みが形成されたために、同枠組みとそれまでドナー間の意見・情報交換や調整の場として機能していた DPG の 2 つの流れができており、調和化の観点から遺憾とのコメントを発表、その後、ドナー枠組み戦略 (DFS: Donor Framework Strategy) の策定、ドナー全体による援助計画、モニタリング・評価のメカニズム作成に向けた取り組みが企図された経緯がある。但し、その後の同氏の離任もあり、特に目立った進展はなかったものと思われる¹⁶。

同じく援助協調が進み、GBS が実施されているタンザニア、ウガンダ、ザンビア等周辺

¹⁵ その後 UNRC となった。現在の当地 UNDP 代表兼 UNRC の前任者である。

¹⁶ 筆者の任期中に在モザンビーク日本大使館でその後の進展に係る関連資料は特に確認出来なかった。

国では、全ドナーが参加・協議する枠組みの下に GBS グループ等が位置しており（後述の 2（3）参照）、国際的にも右形態が一般的であると思われるが、モザンビークではドナー全体及び政府・全ドナー間で協議する援助協調の確たる枠組みが存在しない。GBS の枠組みが全ドナーの枠組みであるべき DPG の上位に位置する、もしくは取って代わるがごとき状況にある同国は極めて特異な例であると言える¹⁷。

さらに、JR、MYR の実際の作業はセクター・ワーキング・グループ（SWG）ごとに行われるため、前述のとおり JR、MYR のプロセスには PAPs だけではなく各セクターにおいて支援を行っている日本以下 non-PAPs も参加している¹⁸。つまり、モザンビークで活動するほぼ全てのドナーがセクターレベルで関与しており応分の貢献も行っているわけであるが¹⁹、本枠組みはあくまでも同国政府と PAPs の枠組みであり、政策レベルでの協議への参加は PAPs のみで、JR、MYR の成果文書である PRSP の進捗評価に係る Aide-Mémoire も同国政府と PAPs の間で最終的に合意されるため、日本以下 non-PAPs の本プロセスにおける貢献・インプットは non-PAPs のものとして全く認知されていないというのが現状である。

2．日本の枠組み改善への取り組み

（1）改革第一期：DPG をドナー全体の協議・意思決定の場へ

こうした中、モザンビークでは大使館と JICA 事務所のスタッフにより組織される ODA タスクフォース（TF）として、主要セクターに担当者を配置し、限られた人員体制の中で出来る限り多くの SWG に参加し、援助協調の動きに対応した。

筆者は、マクロレベルの援助協調担当ということで、特に毎隔週で開催される PAPs の実務者レベルのグループである EWG 会合に UNDP、USAID、IMF と共にオブザーバー参加し、PAPs の動きをフォローすると共に、援助の予測性向上のためのオンバジェット化、モザンビーク政府の中期支出枠組み（MTEF）用の複数年度のインディカティブな支援額の提示、ODAMoz データベース²⁰の定期的なアップデート等の各種作業に積極的に参加の上、適宜コメントを行い、日本のプレゼンスの確保に努め、各種決定事項に対しプロジェクト型支援ドナーの意向を反映させ、ドナー全体としての援助効果向上に繋げるべく努力した。併せて、貧困分析モニタリングシステム（PAMS）、オンバジェット・タスクフォース、パリ宣言 WG 等の SWG に正式メンバーとして参加し、各セクターの動きを把握し、モザンビークの持続可能な開発及び貧困削減に向けた取り組み推進のためのコメント、提

¹⁷ 筆者の把握する限りにおいては他国に類例は見られない。

¹⁸ 現存する SWG の 3 分の 1 のチェアは国連機関であり（別添 3 参照）、前述のとおり JR2006～JR2007 で UNICEF が横断テーマのピラー、MYR2007～MYR2008 で UNICEF が人的資本ピラー、UNFPA が横断テーマ・ピラーのドナー側のリーダーを務めている。

¹⁹ 中国、インド等の新興ドナーは不参加。

²⁰ パリ宣言署名を受け、2005 年 10 月に DPG 下に援助効果向上の議論促進のために設置されたパリ宣言 WG の作業の過程で、EC と国連機関のデータベースを統合する形でほぼ全ての主要ドナー（PAPs プラス non-PAPs（米国、国連、フランダース、日本））の援助情報に関するデータベースが作成され、Web（<http://www.odamoz.org.mz/reports/indexsub.asp>）上で公開されている（大平 2006）。主管は MPD であったものの、実質 PAPs の主導・支援によりドナーへの四半期ごとのアップデート作業の依頼・取り纏めが行われていたが、2007 年 5 月末よりデータベース管理が正式に MPD に移管された。

言を心がけると共に、日本の支援につき適宜説明しつつ、日本の意見/スタンスの申し入れを行った。

さらに、JR/MYR の際には、PAMS を中心に各種会合に出席²¹、報告書作成等の作業に積極的に参加し、PARPAII の円滑な実施促進の観点から、進捗上の問題点、改善が必要であると思われる点に関する発言を行い、主なものは日本側のコメントとして Aide-Mémoire に取り入れられたが、前述のとおり Aide-Mémoire 上で日本の貢献として認知されているわけではない。なお、EWG、各セクターの動向及び JR/MYR の進捗については、毎週実施している TF 定例会²²で適宜報告し、ODATF としてしかるべく対策協議を行った。

また、別途月 1 回開催される DPG 会合に大使もしくは参事官と出席したが、DPG 会合は単なる情報交換・共有の場としてではなく、ドナー全体の協議の場であるべきで、パリ宣言に基づき全てのドナーの協議による調和化と連携が促進されるべきとの考えから、2006 年 11 月の DPG 会合で、DPG 改革に関する協議が行われた際に、三木前大使より日本の考え/スタンスに関するご発言があったが、ドナー間では現状維持を望む意見が大半を占めた。特に DPG メンバーの圧倒的な大多数を占める PAPs²³側にその傾向が強く見られたが、PAPs としては既に十分に系統立った組織・協議/意思決定メカニズムを持ち、政府との対話のチャンネルも有していることから DPG 改革の必要性を感じていないものと思われた。

かかる状況を踏まえ、本会合後、国連、米国と会合の場を設け、問題意識を共有すると共に、DPG を本来のドナー全体の協議の場に戻すべく働きかけていく方向で合意した。しかしながら、米国は基本的にはバイで対応、国連は中立との立場で反応としては今一つであり、実際の進捗自体は少なかった。また、その後、DPG 会合では、協議で出された各種の提案²⁴を踏まえ、共同チェアの世銀・UNRC が DPG 改革案を取り纏め、DPG 内での議論を継続することになったが、non-PAPs の同国での援助方針・活動状況に関するプレゼンテーションが行われるようになった²⁵ことを除き、特に目立った変化は見られなかった。

なお、当初日本としてはプロジェクト型支援ドナーとして右支援を中心に、援助協調/援助効果向上の枠組みの下、モザンビークの発展への貢献に努めると同時に、援助効果向上の一手段としての GBS 実施の可能性も検討していた。同国においては、前述のとおり PAPs の枠組みが強固で、JR/MYR の政策レベルでの協議への参加は PAPs に限定されており、

²¹ 筆者の任期中において、日本は PAMS を含めいかなる SWG のチェアも務めていなかったため、厳密にはセクター・レビューにしか参加出来ないことになる。しかし、実際にはオープニング・ファイナル会合はフレキシブルであり、PAFCoG 会合にはエコノミスト (EWG メンバー) も参加となっていたため、これらの会合には筆者も参加した。

²² 2008 年 5 月以降隔週での実施となった。

²³ DPG はモザンビークに支援を行う全ドナーが参加資格を持つが、実際に G19 以外で積極的な参加が見られたのは、日本以下、米国、国連、IMF のみで、ブラジル、南ア、ロシアの出席は時折確認出来たが基本的に発言はなく (ブラジルは 2007 年 10 月に対モザンビーク支援に関するプレゼンテーション実施)、中国、インドの出席はなかった。

²⁴ DPG 改善案として、より多くの non-PAPs への DPG 参加の呼びかけ、幅広いアクター (NGO/市民団体、民間セクター等) の DPG への参加召集、参加ドナーの定期的なプレゼンテーションの実施、DPG の活動計画作成、会合ミニッツの作成・回覧、開発以外に安全保障、政治等幅広いイシューに関する議論実施等の意見が出された。

²⁵ プレゼンテーションを実施したドナーは以下のとおり ; 米国 (2006 年 12 月)、カナダ (2007 年 3 月)、日本 (2007 年 5 月)、ブラジル (2007 年 10 月)。

DPG 改革が難しい中、政策面において PARPAII の実施、ひいては同国の開発支援促進に向け日本の意見及びスタンスを効果的に反映させるには PAPs への参加が重要・有効ではないかとの考えからである。筆者の経済協力調整員としての赴任に加え、平成 19 年度より新たに貧困削減戦略支援無償が創設されたこともあり、公共財政管理分野でのプロジェクト形成調査を行い、右調査による GBS、セクター財政支援 (SBS) / コモンファンド、プロジェクト各々のメリット、デメリットに関する総合的な分析を通して、財政支援実施につきより専門的な見地からの客観的な評価が得られることを期待していた。しかしながら、右調査は不採択となり実施には至らなかった。

(2) 改革第二期：PAPs の影響力拡大 (VAT 問題) と米国・国連との連携

上述のとおり、PAPs が開発援助の主流を握る中、GBS 実施による PAPs への参加も視野に状況改善の取り組みを行っていた矢先、日本として GBS 実施、PAPs 参加を困難にする、右考えを根底から揺るがす「付加価値税 (VAT) 問題」が発生した。

モザンビークでは、1999 年から法律により 17% の VAT が導入されており、ドナー支援に対しては一端全額が支払われ、その後 VAT 分還付という手続きが取られているのであるが、同国の制度・キャパシティ上の問題から還付作業が追いつかず、莫大な量の未還付金が積み上がるという事態に発展していたのである²⁶。かかる状況を踏まえ、EWG 主催による VAT 未還付問題に関するドナー会合が 2007 年 5 月に開催され、右問題及びドナーのスタンスに係る協議が行われた。しかしながら、本会合に先立ち行われたアンケート調査 (19 の PAPs メンバー及び日本対象) では、既に世銀、オランダ、英国等 5 ドナー (PAPs) がモザンビークで完全にもしくは部分的に免税条項を適用せずに支援を実施しており、6 ドナー (PAPs) が同国での免税条項の適用廃止を図りたいとの意向であったことから²⁷、ドナーのスタンスに関する協議には至らず (会合時間が限られていたこともある) スイスが本会合の結果を踏まえ、VAT 問題に関するイシューペーパーを纏め、免税条項の撤廃につき次回の HoCs 会合の議題として取り上げる方向で合意がなされた。

この決定の背景には、PAPs としては「信託リスク (fiduciary risk) が低い」ということでモザンビークにおいて GBS を実施していることから (VAT 還付は発生せず) その一方でプロジェクト型支援においてのみ免税条項を適用し、VAT 還付を要求するのはダブルスタンダードであり理にかなわないとの PAPs 側の認識がある。結果として、5 月の会合後、

²⁶ 公共事業の契約業者に対する VAT 還付の遅延や未払いが大きな問題となったことから、2005 年 10 月、政府・PAPs 間で同問題に関する調査実施の合意がなされ、2006 年 6 月及び 8 月、EC 支援によるコンサルタント調査結果に関するワークショップが開催された。右コンサルタントの試算では、1999～2005 年 12 月までに VAT 未還付金は総額約 1.1 億ドルに上っており、政府側の認識 (30 万ドル) との間大きな開きが見られた。その後、EC 調査のフォローアップとして、JR2006、MYR2006、JR2007 で協議が行われ、本会合開催に繋がった。

²⁷ 具体的には、世銀、オランダ、英国が完全にモザンビークで免税条項を適用しておらず (オーストリアが輸入税のみ、スペインは NGO 支援にのみ免税条項を適用) ベルギー、EC、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、スイスが免税条項の適用廃止に前向きで、免税条項撤廃の意向を持たないドナーは、日本の他に、デンマーク、フランス、ドイツのみであった (アフリカ開発銀行、イタリア、ポルトガル、カナダ、アイルランドは不明であったが、アイルランドは GBS、コモンファンド支援のみで、カナダもほとんどプロジェクト支援は実施していないとのこと)。

8月のHoCs会合での協議により、モザンビーク支援に対する免税条項の適用の廃止、及び右によるVAT分を含む所謂100%支援の実施、つまりVAT還付を求めない方向でPAPs内で決定がなされ、MYR2007において「税金分の支払いがなされた政府へのプロジェクト支援及び資金援助の割合」が新たにPAPs PAFの指標として加えられることになった（GdMe PAPs 2007b, p.3 & Anexo II, p.2）。PAPsとして対モザンビーク支援における免税条項適用の廃止に向けて政府側との間で正式に合意がなされたのである。

しかしながら、日本としてはあくまでODAは免税であるべきとのスタンスであり、ODA実施の理念「自助努力促進」の観点からもVATは当然相手国政府が負担すべきとしている部分があり、日本を含むプロジェクト型支援ドナーにはモザンビーク支援における免税条項適用の廃止は到底受け入れられることではない。よって、HoCs会合実施直前にスイスよりVATに関するイシューペーパーが送信されたことを受け、日本としての基本的なスタンスを説明し、VAT問題は全ドナーに関わるものであることからドナー全体での協議実施を提言するポジションペーパーを現地レベルと断った上でスイスに送信した（他のEWGメンバーにもコピー）²⁸。結果的には、PAPs側の決定を覆すことは出来なかったが、その後DPG会合において改めて全ドナーでの協議が必要である旨強調し、DPG会合での協議を提言したところ、11月のDPG会合で協議が行われることになった。

そこで、本問題の重要性にも鑑み、本省の了承を取り付けた上でポジションペーパーを全DPGメンバーに送信すると共に、同じスタンスである国連、米国と協議、連携を呼びかけ、DPG会合においてプロジェクト型支援ドナーとしてのスタンス・考えを明確に述べると共に、全ドナーでの協議及び国際的な場でのルール協議の必要性につきアピールした。結果としては、既にPAPs内ではスタンスが決まっていたところ、DPG内では特に議論には発展しなかったが、本部に免税条項適用廃止の可能性につき問い合わせ中とのドナーもいたことから、再度DPGにおいて協議されることになった。

さらに、その後、技術協力（TC）のプール化、SWGsの効率性改善、給与改革等全ドナーに関するイシューをPAPs内で協議・決定、政府側と協議するケースが立て続けに起こった。日本としては各問題につきしかるべく対処を行ったが（コメント、ペーパー作成・送信等）PAPs側、時には政府側にも、あたかも「PAPsの意見・取組」＝「全ドナーの意見・取組」であるかのような思い込み/誤解が生じることが多々あったという状況に鑑み、日本としてDPGを全ドナーの協議・意思決定、政府との対話の場とすべく、同じくnon-PAPsである米国、国連に対し、共同での取り組みを促す働きかけを強化していった。

上述のとおり、当初米国の援助協調への関心は低く、バイで対応するとの米国らしい独立独歩の構えで、国連は中立との立場であったが、新臨時代理大使の着任後、モザンビークへの援助額の増加に伴い（2007年度の米国の援助額は世銀、EUに次いで23ドナー中第3位。日本は18位（表1参照））、PAPsが開発援助の主流を握る、特にPAPsが政府との政策協議において優先的なチャンネルを有しているという現状への問題認識から、米国が援助協調の取り組みに積極的になったことにより状況が大きく変わった。VAT問題につき、米

²⁸ 5月の会合開催時には早々にイシューペーパーを作成の上、コメントを依頼するとのことであったが、スイスよりイシューペーパーの送信があったのはHoCs会合のわずか1日前であった。

国、国連と事前に協議、同様のスタンスで DPG 会合に望んだのもその一例である。

また、日本としては、VAT を含む 100% 支援は ODA の基本精神からも到底不可能であるため、以後 GBS の実施、PAPs への参加という選択肢の検討は極めて困難、事実上不可能となり、そもそも全体の枠組み自体の改善なくして根本的な問題の解決はありえないことから、その後の米国、国連との協議を経て、DPG 自体の改革を目指すのではなく、PAPs 主導の開発援助の枠組みをドナー全体での協議・意思決定、及び政府対全ドナーでの協議を可能とする枠組みへの拡大/改善による包括的な枠組み構築に向け、米国、国連と共に働きかけを行うという方向への転換を図ることになった。すなわち、当初 DPG 改革により DPG が全体の枠組みとなることを企図したものの、PAPs が既に EWG - HoCs - HoMs と機能的且つ組織立った枠組みを持ち、JR/MYR による政府との政策チャンネルを有しているため DPG 改革に前向きでないことを踏まえ、PAPs の持つ既存の枠組みそのものを活用・拡大し、右に DPG の枠組み（全ドナー参加の枠組み）を取り込む方向での改革実現を目指す方向にシフトしたのである。

（３）改革第三期：より包括的な枠組み構築へ向けて CoC 技術グループ設置・協議開始

上述のとおり、米国が援助協調に対し積極的になったことに加え、PAPs が GBS 実施に係る MoU 改定（現在の MoU は 2009 年 4 月 5 日に失効）に関する政府との協議を開始したこともあり、特に 2008 年に入り改革に向けた動きが一気に加速した。

まず、全ドナーで協議すべき 이슈 が PAPs のみで協議・決定されてしまうという状況を事前に食い止め、モザンビークにおけるドナー全体及び政府対全ドナーの協議・意思決定を可能とする包括的な枠組み構築に向けた働きかけを PAPs の枠組み内から行うべく、当時の PAPs のチェアであるノルウェーの HoC にレターを發出し、HoCs 会合へのオブザーバー参加の申し入れを行った²⁹。上述のとおり、PAPs の枠組み自体を拡大し、右に DPG の枠組みを取り込む可能性を探る意味合いもあったが、その後のノルウェー、アイルランド（当時の次期チェア。現チェア）との協議により、アジェンダにより限定的ながら HoCs 会合への日本のオブザーバー参加が認められることになった。さらに、JR2008 の第 1 回 PAFCoG 会合において JR2008 の TOR 上の問題点（SWG レベルでは全ドナーがレビューに参加・貢献しているという点に関する認識・記載が不十分）³⁰を指摘し、その後正式に PAPs の HoCs レベル、MPD の局長レベルに正式にレターで修正を申し入れたところ、日本の問題意識を共有する、次回の中間レビュー（MYR）までにしかるべく修正する旨 MPD

²⁹ 2007 年末の EWG セミナーでの PAPs の MoU に関する協議において、現行の MoU では HoCs 及び HoMs レベルへの non-PAPs の参加は制限されていないことが明らかになったため（参加制限があるのは JSC 及び Troika+ 会合（GoM & PAPs 2004a, Annex 9））。

³⁰ より具体的には、JR のセクターレベルのレビューにおいては全ドナーが参加し、SWG の 3 分の 1 のチェアは non-PAPs であるにも関わらず、JR への WG レベルの参加者として「ドナー（PAPs とオブザーバー）」（GdM e PAPs 2008a, Anexo VIII, p.3）との記載、WG での作業におけるドナー側の代表を「PAPs のフォーカル・ポイント」が務める（GdM e PAPs 2008a, Anexo VIII, p.18）との記載が見られ、また「オブザーバー」という用語自体明確ではなかった。なお、JR2007 においては、EWG 会合において事前に ToR に関する協議がなされたが、JR2008 の場合、オープニング会合の 1 日前の夕刻に ToR が送信されたため事前に ToR に関する問題意識を表明出来なかったところ、直接本会合の場においてコメントすることになった経緯がある。

よりレターで回答を得た。

上記2件を契機に、PAPsのMoU改定作業実施にあたり、non-PAPsの見解を把握したいとMPD、ノルウェーよりアプローチがあったところ、個別の協議において(前者はUSAIDと合同)モザンビークの援助調整の根本的な問題点(ドナー全体及び政府対全ドナーの協議・意思決定のメカニズムの欠如)について指摘し、右メカニズム構築の必要性を訴えた。MPD側からは、日米の問題意識を共有する、政府内でもPAPsのMoU改訂に向けて全ドナーの援助調整メカニズム構築の可能性も検討中である旨述べられ、ノルウェーからはPAPs内にはMoUと併せて全ドナーの援助調整メカニズムに関するCoCを策定してはどうかとする意見も少なくないと思われる発言がなされた。

右を受け、日本は米国、国連との協議を重ね、3者合同でのMPDとの実務者レベルの会議及びPAPsとの大使級会合の実施、non-PAPsポジションペーパーの作成・DPGドナーへの配布、同じく3者合同での外務協力大臣との会合実施等により、ドナー全体及び政府・全ドナー間の協議の枠組み構築及び右に係るCoCの必要性、CoC策定作業の早期開始の重要性につき訴えかけを行った。特に、政府側との協議においては、本件に関する政府のオーナーシップ・リーダーシップの必要性・重要性を強調すると共に、政府内で協議が進んでいるとされた「援助調整政策(ACP:Aid Coordination Policy)」の早期策定・ドナー側への提示を期待する旨述べた。

上記成果もあり、2008年6月企画開発副大臣よりDPGチェア(世銀・国連)宛に援助調整全般に関するCoC策定のための技術グループの設置を提案する正式レターが発出された。右を踏まえ、7月のDPG会合で協議が行われた結果、政府側の提案に基づき、DPGチェアである世銀、国連に、PAPs代表としてスウェーデン、フィンランド、non-PAPs代表として米国、日本、多国間機関であるEUを加えた計7ヶ国/機関が、ドナー側より技術グループのメンバーとして参加することが決定し³¹、いよいよ政府・ドナー間で包括的な枠組み構築に向けた本格的な取り組みが開始されることになった。以後、我々ドナー側代表とMPD、MINEC、MF、モザンビーク中央銀行からなる政府側代表との協議がCoC技術グループにおいて継続的に行われた。なお、右協議実施に際しては、第1回目以降事前にドナーメンバーのみ(開発援助調整(DAC:Development Aid Coordination)グループと呼称)の会合を持ち、適宜DACの上位に位置付けられるレファレンスグループ(世銀、国連、米国、フィンランドのHoMsレベルにより構成)への報告・協議がなされた。

CoC技術グループでは、作業開始にあたり、まず他国特にモザンビーク同様GBSが盛んで援助調整が進むタンザニア、ガーナ等のアフリカ周辺国の事例分析・協議が行われるべきとされたところ、DACグループ内での協議により、筆者がバリ宣言と共同援助戦略(JAS:Joint Assistance Strategy)GBSのMoU、援助調整MoU/CoC、セクターMoU等様々な援助の枠組み文書の位置付け・主な特徴の分析を行った。続いて、アフリカ近隣5

³¹ 日米のnon-PAPs代表としての参加については、事前に中国、インド、エジプト、ブラジル、南ア大使より承諾を得た。なお、参加メンバーは作業実施にあたり専門/技術的な知見を持ち合わせているべきとされ、日本からは筆者が参加した。その後、援助調整メカニズム・今後の方向性に関する情報共有・意見交換のために、米国、国連、エジプト、ブラジル、南アとnon-PAPs拡大会合を実施したが(中国・インドの参加なし)、エジプト、ブラジルからはドナー間の情報共有、同国への援助推進への積極的な姿勢が示された(南アはオブザーバーとしての位置付けに満足、ロシアは大使不在につき正式な見解発表はなし)。

ヶ国（タンザニア、ウガンダ、ガーナ、ケニア、ザンビア）の JAS 及び援助協調 MoU 策定状況・概要に関する分析作業を DAC グループで分担して行い³²、筆者が取り纏めの上、技術グループ会合で発表した（別添 4～6 参照）。右結果を踏まえ、CoC の構造については、分析事例中パリ宣言後に策定されており、最も包括的なケニアのパートナーシップ原則（P/P：Partnership Principles）を参照することで合意、MPD、スウェーデン、UNDP、日本のタスクフォースによる CoC の章立てに関する協議を経て、CoC 技術グループでの協議により以下とすることで合意がなされた；1．序文・目的、2．概要、3．方針・コミットメント、4．援助構造、5．実施（M&E システム）。

その後、1：コミットメント、2：援助構造、3：モニタリング・評価（M&E）の3つのサブグループに分かれ、政府・ドナーより代表メンバー（各 2 名）が決められ、サブグループでの協議・作業を経て技術グループ内での全体協議が行われた。筆者はサブグループ 1：コミットメント、3：M&E に積極的に参加し、CoC コミットメント一覧表のドナー・共同コミットメント部分の作成、M&E の事例としてガーナの活動計画の分析等を行った。

コミットメントに関しては、MPD、中央銀行、スウェーデン/フィンランドと協議を行い、MPD 側が政府のコミットメント、筆者がドナー及び政府・ドナーの共同のコミットメント部分を作成し、政府・ドナー別、及び共同でのコミットメントを取り纏めた一覧表案を作成し、DAC 会合での協議を経て、CoC 技術グループにおいて右への大筋での合意がなされた。その後、アクラ HLF においてアクラ活動アジェンダ（AAA）が合意されたことから、サブグループでの協議により右ポイントを盛り込むべく形で加筆修正作業が行われた（同じく、MPD が政府のコミットメント部分を、筆者がドナー及び共同コミットメント部分を担当した）。

援助構造については、サブグループ 2（ドナー代表は米国とフィンランド）により他国の事例分析（タンザニア、ルワンダ、ベトナム、ザンビア）が行われ、DAC グループでの協議を経て、CoC 技術グループ会合において政府側からの新たな援助構造案の提示に続き、主な分析結果につき発表がなされた。事例分析の重要なポイントとして、4ヶ国では政府・全ドナー間の対話の枠組みが存在し、定期的に政策協議が行われており（ベトナム、ルワンダではハイレベルの政府側の参加あり）、全ドナーが参加・協議を行うパートナーグループ（モザンビークの DPG に匹敵。但し、参加レベルは HoMs ではなく HoCs レベル）が機能している点が挙げられる³³。これに対する政府提示案は、non-PAPs の意見を考慮しつつも、PAPs が援助の大枠を握る現状を改善するものとはなっておらず（基本的な変更点は、政府・PAPs 間で月 1 回実施される JSC 会合の半分を政府・DPG の代表間での実施とし、

³² 世銀がガーナの JAS（G-JAS）、ケニアのパートナーシップ原則（P/P）、UNDP がザンビアの援助協調 MoU、USAID がウガンダの援助協調 MoU、筆者がタンザニアの JAS（JAST）・援助協調 MoU、ガーナの援助協調 MoU の分析を担当。なお、5ヶ国の JAS については、タンザニアの藤原専門調査員の報告書（2008 年 6 月）の別添として主な特徴を纏めた比較一覧表が作成されていたことから、右を他 4 公館の専門調査員の方々に確認・アップデートして頂いた上で、英語の簡約版を筆者が作成した。

³³ ザンビアでは、中国を含む全ドナーの参加により協力パートナーグループ（CCG）が結成され、毎月会合が開かれており、政府・全ドナー間で政策レベル会合が毎年実施されている（CG 会合は開催なし）。タンザニアではモザンビーク同様 DPG が設置され、月 1 回会合が開催されており、別途政府・ドナーの代表によるドナー協力フォーラム（DCF）が四半期ごとに開催され、政策協議が行われている。

年4回政府・PAPs間で実施される政策協議のうちJR時に実施される会合を政府・全ドナー間での実施とした2点のみ、PAPs、non-PAPsの別に関わらずDACメンバー全員が不十分として否定的であった。

よって、DAC、レファレンスグループでの協議の結果、DACグループ内でドナー側の援助構造案を作成、レファレンスグループへの提示の上、全ドナーでの協議を経てCoC技術グループ内で政府側との協議を行う方向で決定がなされた。全ドナーでの協議は10月後半に実施予定となり、右に向けDACグループ内で援助構造案に関する協議が続いた。協議の結果、政府と全ドナー間で一本の対話のチャンネルが設けられ、政府・全ドナー・セクターWGが位置付けられる方向で合意がなされたが、PAPs側は依然としてGBS実施に際し別途政府・PAPs間の政策対話のチャンネルを維持する必要がある、JR/MYRの全プロセスへのnon-PAPsの参加(政策協議へのオブザーバー参加を含む)は認められないとの立場を崩していないところ、右へのnon-PAPsの関与、また、non-PAPsとして別途政府・non-PAPs間の政策対話のチャンネルを要求するかについては今後さらに協議が必要である。

また、M&Eについては、ガーナの活動計画、ルワンダのPAFの事例分析(前者を筆者、後者を世銀が担当)が行われ、CoC技術グループ内での協議の結果、現在のPAF及びPAPs PAFを拡大し、政府・全ドナー用のPAFを策定することになった。なお、ドナーのPAFについては、PAPs、non-PAPsで異なる指標・ターゲットを設けることになり、中国、インド等の新興ドナーについては、PAFへの合意が可能かどうか不明であるところ、政府側としては今後新興ドナーとのハイレベル協議を行うとのことであった³⁴。また、早期策定が期待された援助調整政策(ACP)については、依然政府内で協議中とのことで、筆者の離任までに政府側からドナーに提示されることはなかった。

今後の作業スケジュールとしては、10月末のレファレンスグループ及び全ドナーでの協議を経て、11月初旬のCoC技術グループメンバー+ のリトリートでさらに協議が行われ、12月にCoC第一ドラフト、2009年2月に最終ドラフト作成、3~4月のJR2009にて署名が予定されている(注:筆者離任前のスケジュールである)。

3. PAPs主導の開発援助の弊害

(1) 包括的な枠組みの不在及び貧困削減への不十分なフォーカス

そもそも包括的な枠組みが何故必要かということであるが、第一に日本として政府・全ドナーによるモザンビークの開発・援助協調に主体的に参画し、日本の援助のスタンス及び実際の協力事業を周知せしめると共に、同国の開発に関する協議に日本の意向を反映させ、政府・全ドナーが協議を行う場において正式なドナーメンバーとして座席を確保することは日本の援助を継続していく上で必要不可欠であり、援助を実施する上での基本事項として最低限確保されるべきであるという点が挙げられる。

さらに、これは日本一国だけの問題ではなく、モザンビークの開発援助全体の効率性・

³⁴ 事前に行われた技術者レベルの政府(MINEC、MPD)・新興ドナー間会合では、インドは全く関心なし、ブラジル、南アからは援助協調に前向きな姿勢が示され、中国は本部に意向を確認する旨述べたとのことである(CoC技術会合でMPD側より説明がなされた)。恐らく、新興ドナーのCoC参加に際してはPAFへの合意は困難であるため、活動計画策定というオプションがより現実的かと思われる。

効果、ひいては同国の開発・貧困削減に関わる問題である。モダリティの多様性の尊重、相互補完的な援助の実施が必要/有効であるということは、ローマ宣言、パリ宣言等国際的な協議の場でも合意/認知済である。実際、パリ宣言の指標 11:成果マネジメント、指標 12:相互説明責任においても、政府・全ドナー間で開発成果及び援助効果を計る枠組みの設置が必要とされているが、モザンビークでは現時点ではどちらも政府・PAPs 間の枠組みに留まっており、政府・全ドナー間の枠組みには至っていない³⁵。

すなわち、モザンビークでは現時点で政府・全ドナーによる同国における開発援助及び同国の開発・貧困削減に関するモニタリング・評価の何れも行われておらず、開発・貧困削減に関する政府・全ドナー間の協議が実施されていないということであるが、これは非常に大きな問題である。特に、モザンビーク政府のリードの下、同国の開発・貧困削減の現状はどうなっており、どのような課題があるのか、右解決のためには各セクターにおいてどのような支援が必要か、及び援助全体における各セクターのバランスがどうあるべきかというマクロレベルの大枠の協議が政府・全ドナー間で実施されるべきであるが、DPG は政府との対話のチャンネルを有しておらず、JR/MYR はセクターレベルのレビューを除き政府・PAPs 間に限定されている。とりわけ、同国のセクター間の予算配分に大きな影響を持つ BAG/BWG を通じた国家予算に関する協議が政府・PAPs 間に限定されている³⁶点は大きな問題であった。PAPs は GBS 実施に際し、PAF マトリックスの 2004~2006 年の指標の一つとして「重点セクターの国家予算に占める割合は 65%で、うち半分は教育と保健に配分されるべき」とのコンディショナリティを付けていた³⁷ (GoM & PAPs 2004b, p.25)。

上述のモザンビークの援助の枠組みに関する問題の最も簡単な解決方法は、政府・PAPs 間の JR/MYR の枠組みを政府・全ドナーの枠組みに拡大することであるが、前述のとおり PAPs 側は同枠組みは GBS 実施のための政府・PAPs の枠組みであり、全プロセスへの non-PAPs の参加、特に政策協議への参加は例えオブザーバー参加であっても認められないとしている。しかしながら、同枠組みは元々 GBS 実施のために設置されたものであるが、現在では JR の結果に基づき決定・発表される次年度の援助のコミットメントには GBS だけでなくセクター・コモンファンド支援も含まれるようになっており、さらにプロジェク

³⁵ 日本のコメントにより、同国の M&E の枠組みの問題点については、2008 年に実施された OECD/DAC の第 2 回パリ宣言モニタリング調査の評価報告書に盛り込まれた(OECD/DAC 2008, pp.37-1, 37-16&17 参照)。また、ODI コンサルタントによるドナーへのインタビュー調査(筆者対応)を経て纏められた相互説明責任に関する報告書においても M&E に関する日本の問題意識が反映されている(Handley 2008 参照)。

³⁶ BAG/BWG は non-PAPs のオブザーバー参加が可能であり、IMF、UNICEF、日本が参加していたが、non-PAPs との調和化促進というよりは PRGF、PSI 支援等によりモザンビークのマクロ経済・金融政策への大きな影響力を持つ IMF との調和化の意味合いが強いものであったと史料 (PAPs の MoU(GoM & PAPs, 2004a)においても、GBS 実施の基本原則の一つである政府の健全なマクロ経済政策追及の判断材料の一つとして IMF プログラムの進捗状況が挙げられており(p.5)、IMF の HoMs 及び HoCs 会合への参加、EWG と IMF の連携の必要性が明記されている(Annex 9))。なお、日本の BAG/BWG 担当は当初 JICA の公共財政管理企画調査員となっていたが、同企画調査員離任後 (2008 年 1 月) 筆者が同会合に参加するようになった。

³⁷ PARPA 内に優先セクターへの予算配分に関する一覧表はあるが、具体的なモニタリング・マトリックスの指標・ターゲットには含まれていなかった (GoM 2001, Operational Matrix, p.14))。なお、PARPA において 2004 年、2005 年の優先セクター (教育、保健セクター) の予算の割合は各々 66.7% (20.2%、13.3%)、64.5% (19.7%、13.3%) と設定されていた (GoM 2001, p.124))。

ト型支援も含める方向で PAPs 間では話が進んでいる³⁸。よって、JR/MYR を GBS 実施のためだけの枠組みとする議論は既に成り立たない形となっているのである。

つまりは、JR/MYR が GBS だけではなく、セクター・コモンファンド支援、プロジェクト型支援を含む PAPs の全支援実施のための枠組みへと変化/移行しつつあるわけであるが、PAPs だけでモザンビークの全援助がカバーされているというわけではない。既に述べたように事実上全ドナーが JR/MYR に参加し、応分の貢献をする中で、non-PAPs は引き続き実務者レベルの作業/協議への参加のみで、政策協議には参加出来ず、Aide-Mémoire においても non-PAPs の貢献が認知されないとすれば、それは PAPs 側にとってあまりにも都合のよい話である。そもそも PAPs 側は JR/MYR の実施にあたり non-PAPs に依存しており、現実問題としてセクターWG のチェアの 3 分の 1 は non-PAPs であり、5 つのピラーのうち 2 つのピラーのリーダーは non-PAPs であるため（注釈 9・18 参照）、non-PAPs の参加なしには JR/MYR は成り立たないという状況なのである。

さらに、GBS のみでは自ずと限界があり、PAPs が GBS を最重要視することから当国の開発を考える上で処々の問題が生じている。これまでの JR、MYR のレビュー結果では³⁹、マクロレベルの高い経済成長（7～8%）、公共財政管理の改善、MTEF 導入・強化、予算執行報告書の包括性・構造の向上、e-SISTAFE（オンラインの予算執行システム）ロールアウト及び国家予算の透明性向上・管理強化、国税庁の設立、新調達法の履行等の改善が見られており、右における GBS 及び PAPs の取り組みの成果⁴⁰は大きいと思われるが、その一方で汚職問題・地方分権化・司法改革の遅れ等ガバナンス分野での問題が目立ち、HIV/AIDS 感染者の拡大、院内妊産婦死亡率の増加、慢性の栄養不良/失調児の増加等人的資本分野での問題、農業・農村開発の遅れ等経済開発分野の問題も見られる。特に経済成長が進む中での貧富の差、格差拡大、最貧困層の脆弱性の高さが問題とされており（GdM e PAPs, 2008a, pp.2, 12）、石油・食糧価格の高騰によるシャパ（ミニバス）料金の値上げは 2008 年 2 月首都マプト及び地方都市での市民暴動に発展している（貧困の経済・非経済的側面については後述の第 4 章参照）。

筆者自身の 2 年間の主に GBS の実務者グループである EWG 会合へのオブザーバー参加及び貧困分析モニタリングに特化した PAMS 会合への正式メンバー参加を通じ、JR/MYR のレビュー・プロセスに携わった感想・印象としては、PAPs による支援においては、特に GBS 実施の観点からマクロ経済成長、公共財政・予算管理の向上に主眼が置かれており、GBS 実施の究極的な目標である貧困削減へのフォーカスが不十分であったと言わざるを得ない。経済成長と貧困削減の関係・リンクに関する意識が希薄もしくは視点が弱く、EWG と PAMS とのリンクも極めて弱かった⁴¹。

EWG・PAMS 間のリンクの問題に関しては、筆者のコメント及び改善の訴えの甲斐もあ

³⁸ 現在の PAPs の MoU 改定案では、GBS のみならずセクター支援も含まれる形となっており、援助のコミットメントの実施もプロジェクトを含む形での実施が提案されている。

³⁹ JR2004～MYR2008 の Aide-Mémoire を参照した。

⁴⁰ 1(1)のとおり、PAPs は EWG の各サブグループを通じて適宜技術支援及びコモンファンド支援実施。

⁴¹ PAPs は各 SWG とのリンクを強化すべく、EWG 内に各セクターとのリエゾン役的フォーカル・ポイントを設けていたが、PAMS については、筆者が右グループに参加し、EWG 会合の場で度々コメントする(他のメンバー関心は低かった)こともあり、EWG のオブザーバーである筆者が担当していたほどである。

ってか、JR2008 以降 PAMS への PAPs メンバー拡大、EWG・PAMS 間のリンク改善、PAPs の貧困問題への意識向上に繋がった。また、PAMS での JR、MYR への貢献を通じて Aide-Mémoire に盛り込まれた項目もあり⁴²、PAMS の指標への質的要素の盛り込みによる改善も長きに渡るコメント実施による働きかけを通じて実現された⁴³。PAMS の指標改善については、PAMS と担当省庁である MPD との間では JR2007 で合意していたにも関わらず、PAPs 側の介入により MYR2008 において承認されるまでに実に約 1 年半を要している。また、院内妊産婦死亡率の増加についても筆者のコメントにより JR2007 の Aide-Mémoire に盛り込まれた経緯がある⁴⁴。

以上のことから、PAPs/GBS ドナーが開発援助の主流を握る現状は決して放置されるべきではなく、ましてや前述のとおり「PAPs = 全ドナー」であるかのような錯覚/意識により、本来全ドナーで協議・決定の上、政府側と協議すべき事項も PAPs 内だけで決定の上、政府側との協議に至るような事態があってはならない。non-PAPs/non-GBS ドナーによるチェック&バランス、つまりは全ドナーによる協議、政府対全ドナー協議の枠組みが不可欠である。

(2) 援助依存増と政府のオーナーシップ侵害

GBS 実施メカニズムの弊害/限界 事後的コンディショナリティと出口戦略の不在

また、当然のことであるが、GBS はあくまでもモダリティの一つに過ぎず、セクター・コモンファンド支援、プロジェクト型支援等の他のモダリティとの組み合わせによる相互補完的な支援の実施が重要である。特に、GBS の最大の特徴として事後的なコンディショナリティを政府側に課す、つまり前年度の政府のパフォーマンスにより次年度の援助額が決定されることにより、政府の開発計画・予算等の政策への関与が可能となっていることから GBS の実施は内政干渉に繋がりがねない。少なくとも制度上その恐れがある、右危険性を多分にはらんでいるという点に留意する必要がある⁴⁵。

右につき、長年モザンビークの調査研究を行っている Hanlon (2007b, p.10) は、「財政支援プロセスはドナー代表が政府間の意志決定の中心にあることを意味しており、ドナーが支援しない選択肢はほとんどなされない」と述べ、エドアルド・モンドラーネ大学経済学部準教授、且つ社会経済学研究所 (IESE) のディレクター兼貧困・開発・グローバリゼーションに関する研究グループのコーディネーターである Castel-Branco (2008) は、「GBS

⁴² 但し、前述のとおり、右は Aide-Mémoire 上日本の貢献としては認知されていない。

⁴³ PAMS の指標は「州レベルの貧困オブザーバトリー会合 (OPP) が実施された州の数」となっており、会合開催に至るまでの準備状況、会合の状況、会合後のフォロー状況等質的な面につき全くカバーされていなかったが、MPD により開発オブザーバトリー (OD) 指針が作成され (「貧困オブザーバトリー」より「開発オブザーバトリー」に改称)、OD に関する諸条件が右によって詳細且つ具体的に規定されたことから、「OD ガイドで定義された実施規準に基づいて州レベルの開発オブザーバトリー (ODP) が実施された州の数」という風に修正された (別添 2 参照)。

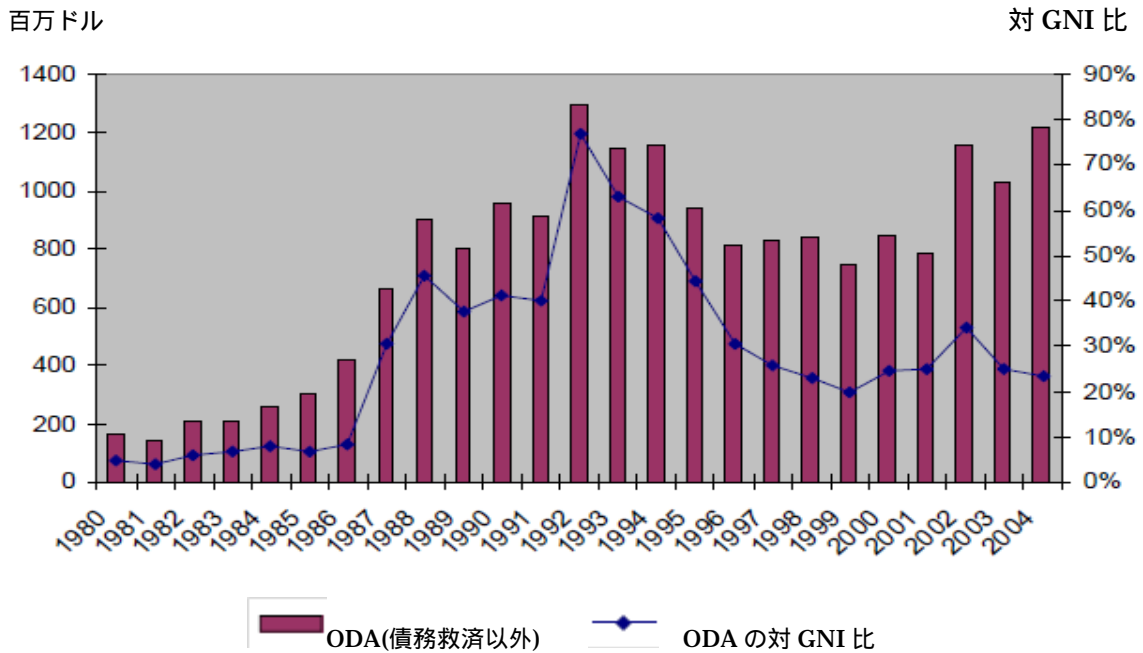
⁴⁴ 保健省による原因究明のための調査も開始されたとのことで、右調査実施と併せて JR2007 の Aide-Mémoire に院内妊産婦死亡率の増加に関する記載がなされた (GdM e PAPs 2007a, p.14)。

⁴⁵ 「途上国における財政管理と援助」(JICA 2003)において、4つのモダリティ(プロジェクト支援、SBS、GBS、構造調整支援)の強みと弱みが分析されているが、GBS 及び SBS の弱みの一つとして、歳出規模/セクター政策、支出/投資の優先順位につき援助国・途上国間で合意が必要であることから、「内政干渉の恐れ」がある点が挙げられている (p.13)。

は理論以上にドナーの政治及びドナー・被援助国政府間の政治のダイナミックスの影響を受け易い(vulnerable)」(p.37) GBS は PAF 等多くの制約/コンディショナリティを伴っており、被援助国政府が政策決定を行う余地はほぼ残されていない、との見解を示している。

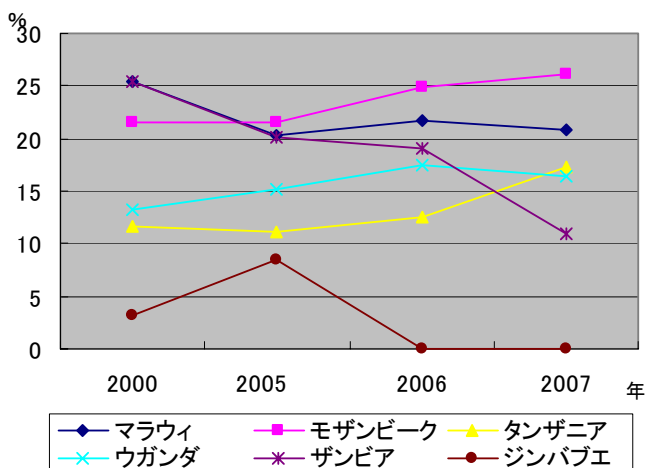
特に 1992 年の内戦終了前後を境に今日まで多額の援助を受けてきた(1992 年以降年間 10 億ドル以上)(図 8 参照) モザンビークの援助依存度は、サブサハラ及び南部アフリカ域

図 8 : 対モザンビーク支援 (1980 ~ 2004 年)



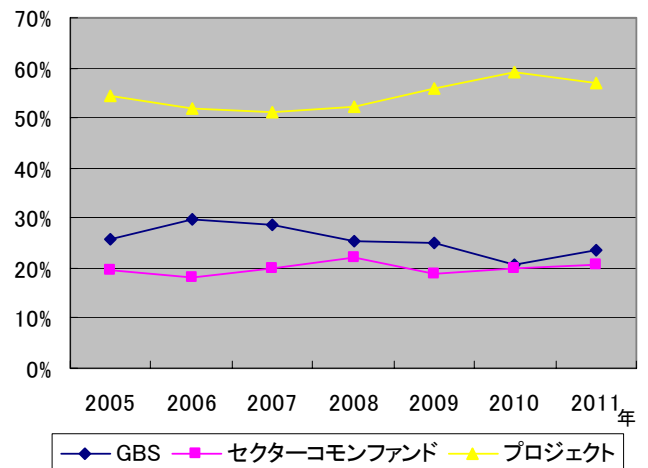
出所 : Renzio & Hanlon 2007, Figure 1, p.3

図 9 : モザンビークと周辺 4 ヶ国の援助の対 GNI 比の比較 (2000 年・2005 ~ 2007 年)



注 : 2006 07 年のジンバブエの GNI に関するデータなし。
 出所 : OECD/DAC IDS 及び World Bank (WB) World Development Indicators (WDI) database (Sep.2008)
<http://go.worldbank.org/1SF48T40L0> のデータを基に作成。

図 10 : モダリティ別の対モザンビーク支援の割合 (2005 ~ 2011 年)



注 : プロジェクトは調査研究、技術支援 (TA)、技術協力 (TC) を含む。また、2008 ~ 2011 年の数値は MTEF 用にドナーが提出した見込み額に基づく。
 出所 : Ziegler-Bohr 2008, p.18 のデータを基に作成。

内においても高く(2005年の一人当たりの援助額は65ドル。サブサハラアフリカ平均は41.7ドル、ジンバブエは28.3ドル、タンザニアは39.3ドル、ウガンダは41.6ドル、マラウィは44.7ドル(UNDP 2007, pp.292-3)) 国家予算の半分は援助(国庫に直接投入されるGBSは全体の3分の1)であり、2007年の対GNI比は26.2%である⁴⁶(図9・10参照)。

Hanlon (2007b) は、「モザンビークはドナーお気に入りの国(“donor darling”)(p.1)であり、「アフリカのサクセス・ストーリーを切望する」(p.10)ドナーは同国に多額の支援を行い、近年高い経済成長率及び貧困削減率を誇るモザンビークを「サクセス・ストーリー」として喧伝し、右に不都合なデータ・現象には注意を払っていないが、同国で広がる不平等は大きな衝突の火種として暴発の恐れもあり得ると警鐘を鳴らしている。事実右ペーパーがウィルトンパークの国際会合で発表されてから3ヶ月後(2008年2月) 前述のとおり世界的な原油価格高騰の影響を受けた燃料費(ガソリン・ディーゼル)の値上がりによるシャパ料金の値上げに抗議する暴動が首都マプト及び地方都市で発生し、多数の死傷者を出す惨事となっている(Hanlon 2008)。右は直接的には一般市民の足であるシャパ料金値上げに端を発するものであるが、パン等の食糧価格の増加、物価上昇により市民の生活が益々苦しくなる一方で、政府の高官や議員は高級車に乗り、高級レストランで食事をする等格差が急速に拡大している状況に対して市民の不満が爆発したものと言える。

PAPsはGBSの割合を援助全体(グループ且つ各メンバー)の4割とすることを目標としているが、PAPs自身明確な「exit strategy」を持たないGBSへの依存度が過度に高まることはモザンビーク国自身の自立発展を考えた場合プラスではない⁴⁷。同国政府自体(特に財務省)としても「GBSが最も望ましいモダリティである」としながらも、モダリティの違いに関わらず援助は重要とのスタンスで、公の場でも「プロジェクト型支援も重要である」との発言を度々表明している。つまり、援助のモダリティの多様性を尊重するというスタンスなのである⁴⁸。加えて、政府は昨今のJR/MYRでGBSを盾に政府にとって特にセンシティブな司法・ガバナンス分野の改革を含む種々の改革を強行に迫る内政干渉に近いPAPs側の態度に苦々しい思いをしているとの立場を大臣 大使級の会合にて吐露しており、「ドナー=PAPs」による公的な政府批判の場であるかのような印象を受けるとしてJR/MYRに対するネガティブな見方も政府側にはある⁴⁹。しかしながら、開発援助の主流を握るPAPsの巨額の援助量(GBS、セクター・コモンファンド支援、プロジェクト型支援を合計すると、2007年の援助全体の約80%を占める)(図11~13参照)を前に明確にはPAPs側への不満を表明出来ずにいるという状態であったのである。

GBS実施ドナーは、国際的な場でもGBSはパートナー国/被援助国の国庫に直接資金を投入することからパートナー国のオーナーシップを最も尊重するとしてとすれば「最良

⁴⁶ 但し、MTEF2009-2011では、2008~2011年で援助の割合の削減(対GNI比で20.8 14.7%)が企図されている(MPD e MF 2008, p.18)。

⁴⁷ PAPsのメンバーへの聞き取りでは、現状のまま20年ほどは支援が続くのではないかとのことであった。

⁴⁸ PARPAIIには、様々なモダリティが混在(mixture)する形が理想的ではあるが、「政府は国庫、主に国家予算への直接支援による資金(GBS)の割合の増加を希望する」(p.151)と記載されている。

⁴⁹ アイルランドのシェリダン大使はMYR2008のファイナル会合において、今回のMYRのようなイベントは単なる政府批判の場と理解されるべきではない旨述べている。

のモダリティ」であるとの立場を崩しておらず⁵⁰、モザンビークでも同様であるが、その一方で PAPs が GBS を盾に開発援助を主導し、堂々と政策に介入していたというのは政府側の見解からも否定出来ない事実である。一例として、Renzio & Hanlon (2007) \ Hanlon e Smart (2008) は、2005 年後半、ある PAPs メンバーが PAF でカバーされていない GBS に全く関係のない分野での政策決定の変更をレターで政府側に要求しており、右レターには「政府の政策・活動を批判的に注視(“observe”)するのは我々の義務である」(p.22、p.289) と記載されていた旨述べている⁵¹。

図 11 : PAPs と non-PAPs の対モザンビーク支援の割合 (2005 ~ 2011 年)

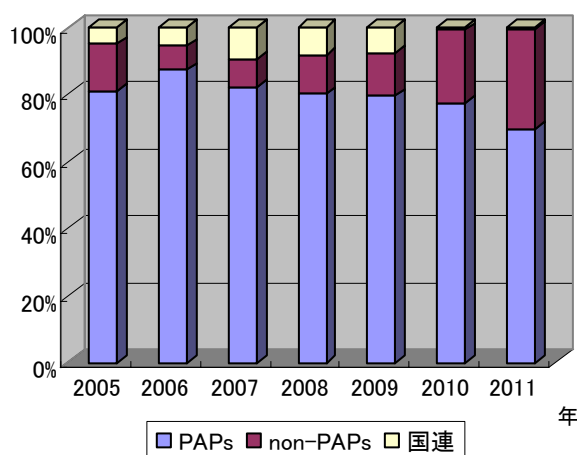


図 12 : PAPs と non-PAPs の対モザンビーク支援額 (2005 ~ 2011 年)

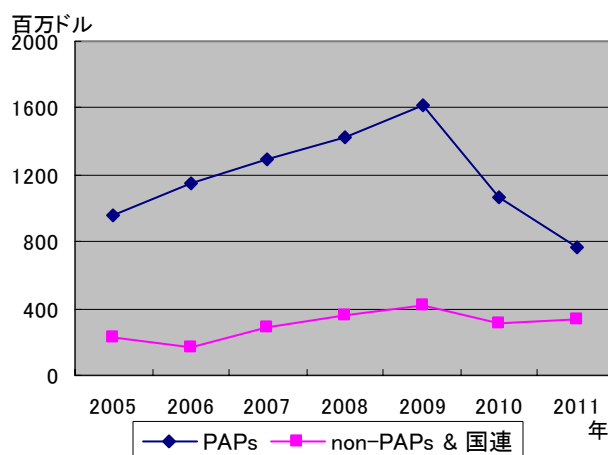
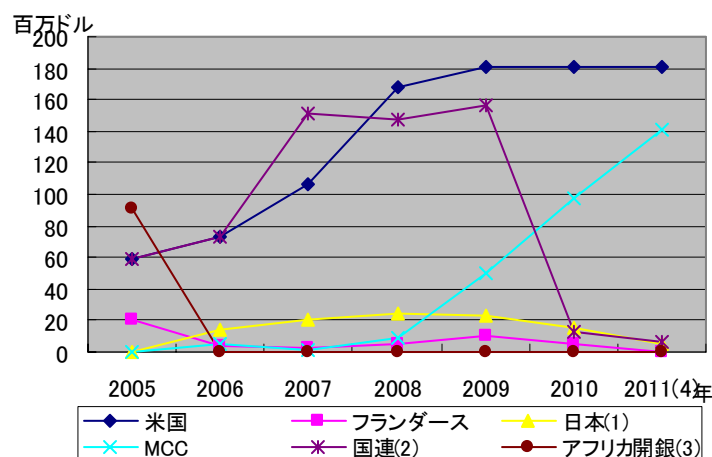


図 13 : Non-PAPs の対モザンビーク支援 (2005 ~ 2011 年)



注:(1) 2005-07 年度の援助額は実績値よりも過少、(2) 出所では国連支援分は全体の援助額とは別枠扱い(二重計算の可能性があるので)、(3) 2006 年に PAPs に参加、(4) 2008-11 年の数値は MTEF 用にドナーが提出した見込み額に基づく。

出所(図 11 ~ 13): Ziegler-Bohr 2008, pp.10, 24 のデータを基に作成。

⁵⁰ パリ宣言においても GBS ドナーに有利な指標が多くなっている。筆者は当時 JICA 国際援助協調チームに所属していたことから、日本の意向・スタンスが反映される形でのパリ宣言策定・合意に向け、外務省が主導するドラフトへのコメント付け・作成作業に参加したが、主にパリ宣言の本文、コミットメントの内容がより重視された結果、指標に対する注意が不十分となってしまった感がある(GBS に関する指標は GBS ドナーのみへの適用となるものとの読み違いもあった)。

⁵¹ その他の例として、オーストリアより GBS 参加の意志表明があった際、政府を通さずに PAPs 側から直接オーストリアに対し「GBS の割合が全体の援助額の 40% でないとメンバーになれない」との話がなされたことがある。但し、オーストリアは右をコミットし、結果として問題はなかったとのことである(筆者の MPD からの聞き取り情報に基づく)。

援助とオーナーシップ GBS は最良のモダリティか？

1990年代後半より特にサブサハラアフリカで GBS がより嗜好されるようになった背景にはプロジェクト型支援の失敗がある⁵²。各ドナーによるバラバラのプロジェクトの乱立により相手国政府に多大な取引コストを強いたばかりでなく、政府のオーナーシップを削ぎ政策の細分化を招き、望ましい効果を挙げることが出来なかった⁵³として、相手国政府の国庫に直接資金を投入する GBS が欧州ドナーによって開始され、政府側としても GBS が最も望ましいモダリティとして推奨したことから、タンザニア等では GBS 以外のドナーは政府との政策協議の場に参加出来なくなるかのような時期があり、日本としても例外的/パイロット的に同国で 2000 年に GBS を開始した経緯がある⁵⁴。しかし、その後 GBS 実施に係る「事後的 (ex-post) コンディショナリティ」により、相手国政府が右を満たせない場合、支援が実施されないという事態の発生等により、GBS が必ずしも万能というわけではないことが明らかになり、また、ドナーとの直接交渉により援助資金確保及び政府内における影響力を維持したいとする各セクター省庁の思惑もあり、GBS 実施国で今現在 GBS のみにより支援が行われるようになるという段階に達している国は存在しない。依然として GBS、SBS/コモンファンド、プロジェクト型支援等の異なるモダリティによる支援が行われている。違いは、概ね各国で政府のオーナーシップの下、国家開発計画/PRSP にアラインし、ドナー協調により支援が促進されるようになってきているという点である。

モザンビークでも GBS の割合は援助全体の 3 分の 1 であり (図 10 参照) PAPs 全体及び各メンバーが右割合を 4 割にすることを目指しているが、必ずしも彼ら自身 PAPs 全メンバーが右割合を達成出来ると考えているわけではなく、セクター・コモンファンド支援、プロジェクト型支援を今後も継続することはまず間違いない⁵⁵。にもかかわらず、GBS 実施のための枠組みであるとは言え、実質的にはモザンビークの全ドナーが参加する PARPA の進捗に基づく政府・ドナー間の唯一の M&E の枠組みである JR/MYR における政策協議の場を PAPs のみが占めるという極めて独善的なやり方が続けられることは適当ではない。言うなれば、GBS を JR/MYR のレビュー・プロセスを通じた政策協議実施、ひいては右を通じたモザンビークの政策への影響力行使のためのツールとして活用しているということであり、GBS を開始した本来の意図であると思われる「政府のオーナーシップ尊重」からは意図的にしろ、無意識にしろかけ離れた結果となっているという点は否定出来ない。

元々欧州ドナーの「GBS 実施によるオーナーシップ尊重」というスタンスは日本のスタンスとは根本的には相容れないものである。日本の ODA 実施の最たる目的は「相手国政府

⁵² あくまでも「主にサブサハラアフリカにおける欧米ドナー及び国際援助機関のプロジェクト」を指すものである。GBS が開始され、脚光を浴びるようになる過程で従来のプロジェクト型支援への批判的な研究論文が数多く発表されたが、右批判の多くは日本のプロジェクト型支援、技術協力に当てはまるものではない((財)国際開発センター・アイ・シー・ネット(株)、2003、II-14-15、JICA・国総研、2003、pp.14-15)。

⁵³ タンザニアで 1995 年に独立したモニタリング・グループによる調査が行われ、プロジェクト型支援の問題点を指摘する有名な「ヘレイナー・レポート」が纏められた。

⁵⁴ アジアでは、2004 年に JBIC が世銀との協調融資によりベトナムで GBS を実施した事例がある。

⁵⁵ PAPs も決して一枚岩ではなくメンバー間で GBS の割合にはバラつきが見られる。2007 年のデータでは、最も GBS の割合が高いのは DFID の 68% で、最も低いのはポルトガルの 11% である (図 5 参照)。なお、右は PAPs の政府への直接支援全体に占める割合で、PAPs 支援全体に占める割合ではない (2007 年時で PAPs 支援全体の 85% は政府直接支援、15% は NGO 支援である) (IESE 2008, Annex 2 参照)。

の自助努力に基づく自立促進支援」⁵⁶であるところ、相手国政府の国庫への直接的な援助資金の投入は相手国政府の「オーナーシップ」を損なうものである。つまり、「オーナーシップ」とは政策立案・実施・評価の全てを政府自身がコントロールする、主導/主体的に行うということであり、右には当然予算運営管理も含まれる⁵⁷。よって、ドナーの援助資金が国庫に投入される、国庫をドナーの援助資金によって賄われているという時点において、厳密には政府の「オーナーシップ」は行使されていないということになる。特にプロジェクト運用のための開発/投資経費だけでなく公務員給与等のための経常経費にもドナー支援が使われているということが問題である⁵⁸。一国の公務員の給与をドナーが負担するという行為は、言うなれば相手国政府のオーナーシップの侵害に等しい⁵⁹。また、GBS の実施においては、マクロ政策、政府の予算額と予算配分の優先順位およびその執行がコンディショナリティとされていることから、政策実施・予算管理においてどこまで政府側の意向が反映されているか、真の意味での「オーナーシップ＝コントロール」が発揮され得るかは甚だ疑問である。

英国オックスフォード大学の GEG (Global Economic Governance) プログラムにおいて、2005～2007年にサブサハラアフリカ 8ヶ国を対象に受け入れ国政府が援助に係るドナーとの交渉において得た力 (bargaining power) に関する調査研究が行われているが、右ブリーフペーパー (Renzio, et al. 2008) で、「オーナーシップ」に関する興味深い指摘がなされている。オーナーシップは受け入れ国政府の「政策立案・実施へのコントロール (p.2)」であるが、調査研究では、ドナー側は右を建前としながら、政府との間で政策に係る意見の不一致があった場合、オーナーシップを「彼ら (ドナー) が好む政策への (政府の) コミットメント」としてみなす傾向にある (p.2) と述べている。

因みに、同ペーパーで 8ヶ国中最もオーナーシップが強固とされたのはボツワナ、次いでエチオピアで、両国が上位に属し、ルワンダが中間に位置する。これら 3ヶ国は政策決定におけるコントロールの維持に成功したとされており、要因として「良好なマクロ経済管理」、「強固な国家機関」、「地勢学的且つ戦略上の重要性」、「明確な開発ビジョンの保持・

⁵⁶ 旧 ODA 大綱 (1992 年 6 月 30 日閣議承認) では「開発途上国の離陸へ向けての自助努力を支援することが基本であるとされている (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/sei_1_1.html)。なお、新 ODA 大綱 (2003 年 8 月 29 日閣議決定) では ODA の目的は「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて日本の安全と繁栄の確保に資することである」と整理され、ODA の戦略的実施のための 5 つの基本方針のうちの最初の方針として「開発途上国の自助努力支援」が挙げられ、「開発途上国の自主性 (オーナーシップ) を尊重し、その開発戦略を重視する」点が明記されている (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou.html>)。

⁵⁷ 日本はアフリカ開発会議 (TICAD) を 1993 年から実施しているが、二大原則の一つは「アフリカのオーナーシップ (自助努力)」である (外務省 2008a)。

⁵⁸ JICA の技術プロジェクトでは、支援開始にあたり相手国政府側の実施機関との間で討議議事録 (R/D: Record of Discussions) が署名され、実施機関においてプロジェクト実施に必要な「人件費・経常経費」は基本的に先方負担、つまり相手国政府の負担とされている。所謂「コストシェアリング」により、相手国政府の「コスト意識」の向上、プロジェクト成功へのコミットメントに繋がるとの考えである ((財)国際開発センター・アイ・シー・ネット(株)、2003、II-29)。同様の考えから、無償資金協力でもプロジェクト実施にかかる経費の一部は先方政府の負担となっており(『経済協力の手引き』(2006)「第 I 章：無償資金協力」参照)、特にアジアで無償資金協力により多くのインフラ・プロジェクトが実施された。

⁵⁹ 筆者の UNDP 所属当時 (2000～2001 年)、次長 (DRR) は「UNDP のプロジェクトにおいて政府の役人の給与分を支援するという事はない。右は政府のオーナーシップの侵害である」と述べていた。

提示」、最後の核となる要素として「政府の自信」、つまりは「(ドナー側の政策に異を唱えても)ドナーが彼らを見捨てないことに自信をもっており、進んでリスク(異を唱えることによる援助削減)を犯す心構えがあった」点が挙げられている(Renzio, et al. 2008, p.2)。なお、オーナーシップの点で、モザンビークはガーナ、ザンビア、マリ、タンザニアに次いで最下位グループにランクされているが、これら5ヶ国のオーナーシップの弱さについては、ただ単に援助依存率が高いことだけではなく、債務危機、構造調整と20年以上に及ぶ「ドナーとの援助交渉の歴史」が理由として挙げられている(Renzio, et al. 2008, p.2)。

また、政府のオーナーシップを蝕んだものとして、ドナーの政策決定における占有、右による計画プロセスの細分化、政策支援獲得のための政府自らの援助依存増の選択、弱体な国内政治支援及び援助依存による政府のドナーへの追従(subservience)の4点が挙げられており、「パラレルで再分化されたプロセス改善を目指した新たなモダリティ(PRSP、財政支援等)がドナー介入の増加及びドナー主導のプロセスへの政府の巻き込みという新たな問題を生み出していることが多々ある」(Renzio, et al. 2008, p.3)と述べられている点は注目に値する。

改善策としては、アフリカ政府の政策決定権の把握、アフリカの経済・社会変革への直接的な関与停止、ドナー側の規則・態度の変革、援助実施の基本原則(underline principles)・インセンティブの変革、コンディショナリティ削減及び政府の国内向けの説明責任の強化支援、援助の透明性の強化、政府機関・キャパシティビルディング支援強化の7点が挙げられている。また、財政支援につき「受入国政府の計画に支援をアラインさせる唯一の方法でなく、財政支援による介入度に鑑み、全ての場合においてベストではないかもしれない」(Renzio, et al. 2008, p.4)との見解が示されている。

GBS とオーナーシップ モザンビーク国内の調査研究

Castel-Branco は、Killick & Gerster との共著である2004年のPAPs PAF 評価報告書である「Perfect Partners? - the Performance of Programme Aid Partners in Mozambique, 2004」(2005)において、GBSに付随するリスクに鑑みGBSへの急速な移行は望ましくない旨述べると共に、非財政支援ドナー、non-PAPsとの調整/連携の必要性・重要性、DPGの再活性化による政府のオーナーシップ/リーダーシップの下での政府対全ドナーの対話に基づく全体の枠組み改善の必要性を強調し、政府のリードによる「モザンビーク援助戦略(MAS)」⁶⁰及び政府対全ドナー間での「スーパー-MoU」の策定を提言している。右により、政策協議の席に着きたいだけのために小額を納めPAPsに参加する小規模ドナー(“who pay only a minimal subscription to buy ‘a seat at a table’”(p.44)によるPAPs内のまとめり・機動性低下の問題も改善され、全ドナー間での調和化・包括性も維持されるとしている。正に先見の明があったと思われる提言であるが、実際にはPAPsのMoUにおいてもDPGとの調整/連携の必要性に関する言及がなされている⁶¹。しかしながら、その

⁶⁰ タンザニアのJAST等の共同援助戦略が想定されている(Killick, et al. 2005, p.51)。

⁶¹ MoUのAnnex 9において、PAPsの構造の目的の一つとして、PAPsとDPG及びCGとの効果的な連携が挙げられており、HoMs、HoCsは右役割を担うとされている。特に、「パリ宣言の精神に沿って調和化、アラインメント、補完性促進のために」、Troika+はPAPsとより広範囲のDPGフォーラムとの建設的な調整促進に努める旨記載されている。

後 PAPs が徐々に勢力を拡大するにつれて、当初の懸念/注意事項に関してはあまり意識が払われなくなったものと思われる。

さらに、同書において、インタビュー調査による政府関係者の GBS 及び PAPs に対する見解が記載されているが、政府側としては GBS のシェア拡大を希望する一方で、右は PAPs の連携強化による「集団行動/攻撃（"ganging-up"）」の危険性（最悪の場合「支援停止」）、「政府の弱体な管理」がさらに悪化する可能性（財務省による効果的な予算配分への不安）という重大なリスクを伴うとの認識であり、後者に関連して、セクター省庁側はドナーとの直接的な支援交渉の機会が少なくなることから GBS の増加につき「複雑な思い（mixed feeling）」とのことである（pp.33-34）。なお、「ドナーと政府間の潜在能力及びパワーバランスは明らかにドナー側に偏っている（"asymmetrical in favour of donors"）」（p.35）との政府側の強い認識は著者側の見解と正しく一致するところであり、同書では PAPs の MoU において政府のパフォーマンスが芳しくない場合には支援の停止の恐れがある一方で、PAPs のパフォーマンスが不十分な場合に右に匹敵するような「制裁（sanctions）」があるわけではない点に触れ、「援助関係における基本的な非対称性とパワー・インバランスは PAPs PAF のような技術ツールによって覆されるものではない」（p.24）と述べられている。

さらに、Castel-Branco（2008）は、上記を踏まえ、同国の援助依存とオーナーシップの関係につき、「援助依存、ドナーによる干渉且つより脆弱でバラバラの国家への嗜好、海外の大投資家及び政治的な構築と結び付いた国内の投機的な資本家の共通の関心」により、モザンビークの公共機関及び政策は「脆弱でバラバラ（fragmented）」であり、右状況下において、「高レベルの援助を維持しようとする政府の傾向は生き残り戦略（survival strategy）として意味を持つ」（p.14）との見解を示している⁶²。

また、PAPs による CS19⁶³に関する調査報告書（KPMG 2007）においても、政府・PAPs 関係者への聞き取りにより「援助アジェンダにおける政府のリーダーシップとオーナーシップがドナーを運転席に着かせている」（p.32）という考えが広まっていることが明らかになったとされ、重要課題として「政府のリードによる全体のプライオリティの設定、実施管理、評価」（pp.33-34）が挙げられている。つまり、これまでの各ドナーによる各セクターへのバラバラの支援の影響によりモザンビーク政府のリーダーシップ・オーナーシップが不十分であるとの見解が、政府・PAPs 双方において共有されているということである。右は、正しく GBS を実施している PAPs が同国の援助アジェンダをリードしているという現状の正当性を主張するにあたりその拠り所とするものであるが、PAPs 側の主張は、モザンビーク政府がこれまでの同国の援助の歴史/ドナー動向を踏まえた上で、現在の「生き残り戦略」を選択するに至っているという事実につき、自らがいかに無頓着/無関心であるかを

⁶² 本報告書においては、GBS ドナー、PAPs とそれ以外のドナーにつき明確な区別はなされていないが、後述の Killick & Gerster との共著（2005）におけるスタンスに鑑み、「生き残り戦略」に関する部分については特に GBS ドナーに対して言及がなされているものと思われる。

⁶³ 2006 年 6 月、PAPs メンバーのうち 2006 年以降の対モザンビーク国別（Country Strategy）支援戦略を策定中の 14 ドナーが集まって結成されたグループで、当初は CS14 と呼ばれたが、後に 19 メンバー（＝PAPs メンバー）となり CS19 となった。各メンバーの支援戦略に関する聞き取り調査が行われ（直接聞き取り調査が行われたのは 17 ドナー）、2007 年 2 月に報告書が取り纏められた。

伺わせるに十分である⁶⁴。

加えて、同報告書では、GBS に対する政府側の見解は必ずしも一致していないとし、セクター省庁と異なり MPD、MF は GBS のシェア拡大を望むものの、「政府は援助を一つのモダリティ（GBS）に集中させることについては、右が政府への圧力及び政府の脆弱性の増加に繋がり得ることから注意を払っている」（p.22）と述べられており、GBS については「政府のパフォーマンスに強く結び付けられた高度に政治的な意味合いを持つ」（p.22）ことを政府側は理解しており、「最良且つ唯一のモダリティであるとの堅固な裏付けのある証拠（"hard and empirical evidence"）は依然としてほとんどない」（p.21）としている。また、Renzio & Hanlon（2007）は、「ドナー（GBS ドナー/PAPs を指す）は全ての政策プロセス段階に参加するようになっており、主要文書・情報への優先的なアクセスを持ち、内部から圧力をかけ、政府の政策に影響を与えている」（p.16）と述べている。

さらに、モザンビーク国内で特に JR/MYR の時期にメディアでよく報道されたことであるが、ドナーつまりは PAPs への説明責任が議会、市民社会へのそれよりも強いという批判がある（Hodges & Tibana 2004, pp.63-64, Hanlon 2007, p.10）。市民団体による報告書（EURODAD, et al. 2008, AFRODAD 2007, Tamele 2007）においても、一様に GBS のレビュー・プロセスへの議会、市民社会の参画及び議会、市民社会への説明責任の必要性・重要性が指摘されている。また、AFRODAD（2007, p.24）では「GBS のプロセスはドナードリブンであり、ドナーによる政府の意思決定プロセス内におけるアクセスとコントロールの拡大を許している」とする見方もある旨述べ、EURODAD, et al.（2008）は、GBS の実施により援助依存度がさらに高まってきており、右状況下において政府のキャパシティはオーナーシップの遂行に不十分で、議会と市民社会への説明責任と併せて「最貧困層への成果とインパクトの持続性」（p.x）が懸念材料であると指摘している。

また、Arndt, et al.（2006）は、財政支援に関する利点も多いとしながら、「右（財政支援）は長期的に効果的な政府のリーダーシップ及び制度開発に繋がりにくいより深いドナーの介入にも繋がった」、「もし財政支援（とその他の支援）が将来的に効果的になるのであれば、十分に機能する国内制度の構築が政府とドナーの援助関係において核となるプライオリティとみなされなければならない」（p.77）と述べている。

以上のような状況下において、ドナー全体の協議、政府対全ドナーの協議を可能にする包括的な必要性を訴えてきた日本、米国、国連の行動は正に理にかなったものであったと言える。我々は、CoC 策定に関する技術グループ設置に至るまで及び右グループ内での協議において「政府のオーナーシップ・リーダーシップの尊重」という開発援助実施における基本原則を繰り返し主張してきた。本来援助の枠組みのあり方自体は、本原則の下、モザンビーク政府の意向次第であるはず/あるべきであるが、PAPs が自らの枠組み・既得権死守のスタンスから我々 non-PAPs の改革要求への風当たりを強くする中、改革の成否そのものが、実際には政府の意向次第 政府がどこまで自らの意見（PAPs 側への反対意見）を主

⁶⁴ 事実、同報告書内の提言の一つとして、政府側に援助調整を担当する庁/局を設置すべきとされているが、Hanlon e Smart（2008）によると、以前政府内には協力省があり、1987年に協力省内にドナー支援調整を担当する「国家緊急執行委員会」が設置されたものの、ドナー自身が調整を好まず、各省庁と個別の対応を継続し、最終的に協力省は1995年に廃止となったとのことである（pp.294-295）。

張出来るか ではなく、PAPsの意向次第 我々の改革案に対しどこまで譲歩出来るか という現状であったという事実は同国の問題の深刻さを物語るものである。

なお、2008年度のMYRのファイナル会合において政府側（企画開発大臣）からは、過去2回のJR、前回のMYRファイナル会合に引き続き「参加者（特に政府・ドナー間）のフランクでオープン、参加型での協議を希望する」旨が述べられたが、同会合において、初めて企画開発大臣より「政府のリーダーシップに基づく」との言葉が右冒頭に加えられた。政府側がオーナーシップ・リーダーシップの重要性につき認識を深め、政府側の決意が明確に示されたということで、右はこれまでの米国、国連との連携による日本の働きかけの大きな成果であると言えるものと思料する。

次に、モザンビークの実際の貧困問題・貧困削減状況はどのようになっているのか、以下4章で分析・検証を試みたい。

4. モザンビークの開発・貧困削減状況 現状と問題点

上述のとおり、モザンビークにおける貧困分析・モニタリングの担当省庁はMPD⁶⁵であり、貧困の多面的な要素を捉えるべく定量調査及び定性調査を相互補完的に実施している。定量調査としては、国家統計院（INE）との協力により実施される「家計所得と支出調査（IAF）」、「幸福の基礎指標に関するアンケート調査（QUIBB）」、保健省との連携による「保健人口統計調査（IDS）」の3つがあり、IAFとIDSは5年毎に1回、QUIBBは2年毎に1回の割合で実施される（GoM 2006）。また、定性調査としては、大学、NGOs、ドナーとの連携により、1995～2005年で4つの調査が行われている（詳細はPARPAII(pp.18-20)参照）。さらに、MPDは年間を通じて別途貧困に関する調査研究を行っており、結果は報告書に纏められ、ウェブ上で公開されている（<http://www.mpd.gov.mz/gest/publicat.htm>参照）。

なお、モザンビークの人口統計調査は10年に1回の実施となっており、近年では1997年、2007年に実施されている。1997～2007年で、総人口は16,075,708 20,366,795人に年平均2.8%で増加しており、2007年の男女数は各々9,787,135人、10,743,579人となっており、女性の方が10%ほど多くなっている（表2参照）。地域別では、中部（ザンベジア、テテ、マニカ、ソファラの4州）の人口が最も多く、北部（カーボデルガード、ニアサ、ナンブラの3州）、南部（イニャンパネ、ガザ、マプートの3州及びマプート市）の順に続いている。州別では、マプート、テテ、ニアサの3州で年率4.5%以上と大きく増加しているのに対し、マプート市、イニャンパネ、ガザの2州では年率1%程度と増加率が低くなっている等差が見られるが、人口が最も多いのは北部のナンブラ州（4,076,642人）、次に中部のザンベジア州（3,892,854人）である点は変わらず、両州で全人口の約4割を占めている。

人口密度は、25.38人/km²と小さくなっているが、最も人口密度の高いナンブラ州では49.96人/km²、低いニアサ州では9.13人/km²と州内でバラつきが見られる。なお、首都マプート市の人口（1,099,102人）は総人口に占める割合は5%と少ないものの、人口密度は3,663.67人/km²と他州に比して極めて高くなっている。但し、マプート市の1997～2007年の人口増の割合は年率1.1%に留まり、マプート州の人口増の割合が年率5.2%と高くな

⁶⁵ 2005年の旧企画財務省（MPF）の廃止により、現在はMPDが担当。

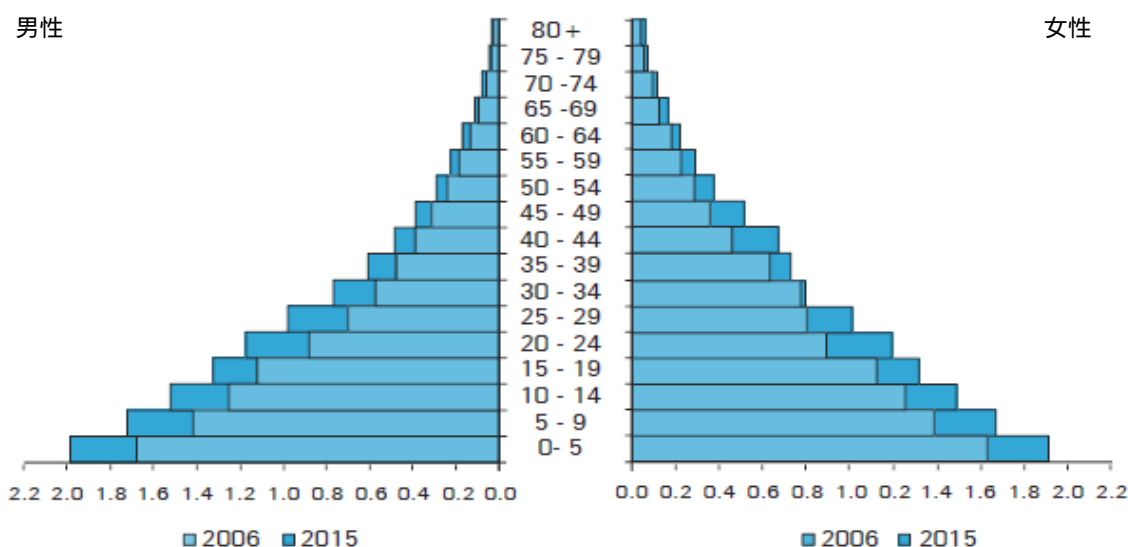
っているところ、マプート州へ首都人口が拡大していることが分かる。

表 2 : 1997・2007 年の州別人口

| 州 | 1997 年人口 | 2007 年人口 | 2007 年人口 | | 1997-2007 年の人口変化 (%) | 2007 年人口に占める男性の割合 (%) | 2007 年の人口密度 (人/Km ²) |
|----------|------------|------------|-----------|------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| | | | 男性 | 女性 | | | |
| 合計 | 16,075,708 | 20,530,714 | 9,787,135 | 10,743,579 | 27.7 | 91.1 | 25.68 |
| ニアサ | 808,572 | 1,178,117 | 573,768 | 604,349 | 45.7 | 94.9 | 9.13 |
| カーボデルガード | 1,380,202 | 1,632,809 | 783,235 | 849,574 | 18.3 | 92.2 | 19.76 |
| ナンブラ | 3,063,456 | 4,076,642 | 1,999,958 | 2,076,684 | 33.1 | 96.3 | 49.96 |
| ザンベジア | 3,096,400 | 3,892,854 | 1,862,091 | 2,030,763 | 25.7 | 91.7 | 37.07 |
| テテ | 1,226,008 | 1,832,339 | 885,311 | 947,028 | 49.5 | 93.5 | 18.19 |
| マニカ | 1,039,463 | 1,418,927 | 674,257 | 744,670 | 36.5 | 90.5 | 23.01 |
| ソファアラ | 1,368,671 | 1,654,163 | 801,417 | 852,746 | 20.9 | 94 | 24.32 |
| イニャンバネ | 1,157,182 | 1,267,035 | 559,843 | 707,192 | 9.5 | 79.2 | 18.47 |
| ガザ | 1,116,903 | 1,219,013 | 541,866 | 677,147 | 9.1 | 80 | 16.10 |
| マプート州 | 830,908 | 1,259,713 | 573,595 | 686,118 | 51.6 | 83.6 | 48.34 |
| マプート市 | 987,943 | 1,099,102 | 531,794 | 567,308 | 11.3 | 93.7 | 3,663.67 |

出所：INE の HP 上の 2007 年度人口統計データ (<http://www.ine.gov.mz/censo2007>) を基に作成。

図 14 : 2006・2015 年の性別・年齢別の人口動態予測



出所：UNICEF 2006, Figure 2.2, p.38

なお、1997年の統計結果に基づくINEの見積もりによると⁶⁶、2006年の時点で、人口は1990

⁶⁶ 最新の2007年の人口統計結果に基づく農村と都市の人口、年齢別の人口動態については、まだウェブサイト (<http://www.ine.gov.mz/>) 上で情報が公開されていない。

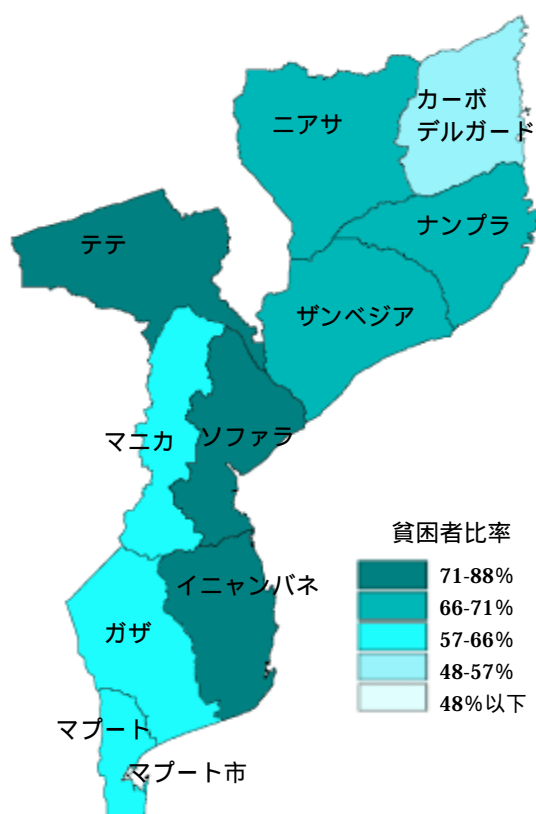
万人に上り、農村人口は全体の 69%を占め、年齢別では総人口の半分の 1000 万人は子供（0～14 才）となっている（UNICEF 2006, p.38）。モザンビークの平均年齢は 18 才（WHO 2008, p.100）と若く、人口図は 0～5 才の人口が最も多く、年齢の上昇と共に人口が少なくなるという途上国に典型的なピラミッド型となっている（図 14 参照）。

（１）経済的貧困と不平等

貧困率

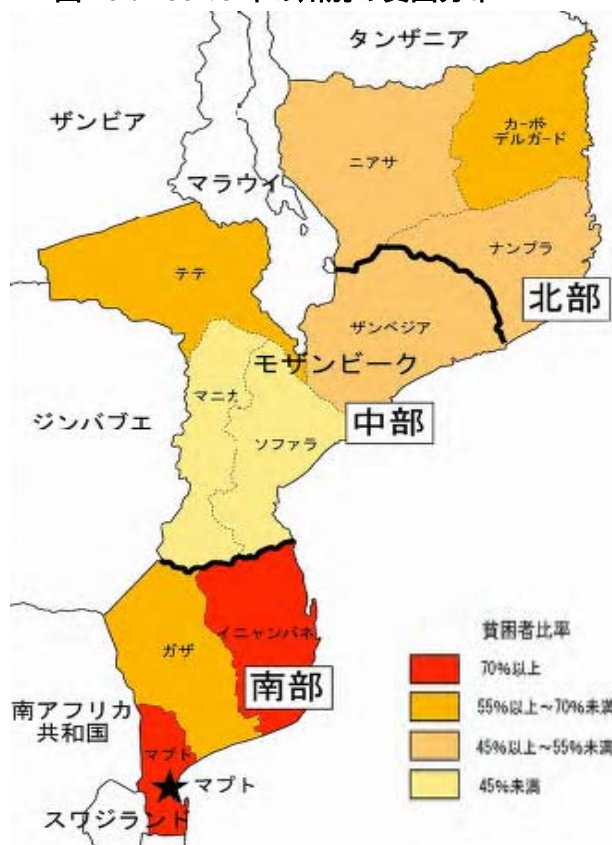
具体的な貧困率の計測に関しては、IAF 結果に基づき、一人当たり一日に摂取が必要なカロリー分（2,150 カロリー）の食糧購入の支出及び食糧以外の基礎的なニーズ充足品購入の支出を基にした消費ベース方法により貧困ラインが算出されており、貧困ライン以下の人々の割合（%）を算出する「貧困者比率(Poverty Headcount)」と併せて、貧困の深度を測定する「貧困ギャップ指数(Poverty Gap Index)」、貧困者間の不平等を測定する「二乗貧困ギャップ指数(Squared Poverty Gap Index)」が活用されている⁶⁷（GoM 2006, pp.9-10）。

図 15：1996/97 年の州別の貧困分布



出所：MPF 2002, Mapa 1, p.12

図 16：2002/3 年の州別の貧困分布



出所：JBIC 2007, p.ii

⁶⁷貧困者比率のみでは貧困ライン以下の人々の生活改善に関する情報が不明のため、貧困層の貧困脱出のための距離の平均値を表す「貧困ギャップ指数」及び「二乗貧困ギャップ指数」が併用されている。なお、Fox, et al. (2005) は、同国の貧困ラインは一日一人当たりの所得/支出約 2 ドル (PPP) に相当するとしている (p.2)。

上記方法によると、貧困率(Poverty Headcount)は、1996/7～2002/3年で69.4% 54.1% (1,120万人 約1,000万人)に大きく減少し、貧困ギャップ指数、二重貧困ギャップ指数も各々29.3 20.5%、15.6 10.3%に減少しており(図15～17、表3参照) 右を踏まえ PARPAIIにおいて2009年までに貧困率を45%に削減することが目標とされている⁶⁸。

表3：1996/97～2002/3年の貧困率一覧表

| | 貧困率 | | | 貧困ギャップ指数 | | | 二重貧困ギャップ指数 | | | ジニ係数 | | |
|----------|---------|--------|-------|----------|--------|-------|------------|--------|-------|---------|--------|------|
| | 1996/97 | 2002/3 | 増減 | 1996/97 | 2002/3 | 増減 | 1996/97 | 2002/3 | 増減 | 1996/97 | 2002/3 | %変化 |
| 全国 | 69.4 | 54.1 | -15.3 | 29.3 | 20.5 | -8.8 | 15.6 | 10.3 | -5.3 | 0.40 | 0.42 | 2.5 |
| 地域 | | | | | | | | | | | | |
| 都市 | 62 | 51.5 | -10.5 | 26.7 | 19.7 | -7.0 | 14.6 | 9.6 | -5.0 | 0.47 | 0.48 | 2.1 |
| 農村 | 71.3 | 55.3 | -16.0 | 29.9 | 20.9 | -9.0 | 15.9 | 10.7 | -5.2 | 0.37 | 0.37 | 0 |
| 州 | | | | | | | | | | | | |
| 北部 | 66.3 | 55.3 | -11.0 | 26.6 | 19.5 | -7.1 | 13.9 | 8.9 | -5.0 | 0.38 | 0.39 | 2.6 |
| ニアサ | 70.6 | 52.1 | -18.5 | 30.1 | 15.8 | -14.3 | 16.1 | 6.7 | -9.4 | 0.35 | 0.36 | 2.9 |
| カーボデルガード | 57.4 | 63.2 | 5.8 | 19.8 | 21.6 | 1.8 | 9.1 | 9.5 | 0.4 | 0.37 | 0.44 | 18.9 |
| ナンプラ | 68.9 | 52.6 | -16.3 | 28.6 | 19.5 | -9.1 | 15.3 | 9.3 | -6.0 | 0.39 | 0.36 | -7.7 |
| 中部 | 73.8 | 45.5 | -28.3 | 32.7 | 16 | -16.7 | 18 | 7.9 | -10.1 | 0.37 | 0.39 | 5.4 |
| ザンベジア | 68.1 | 44.6 | -23.5 | 26 | 14 | -12.0 | 12.3 | 6.1 | -6.2 | 0.32 | 0.35 | 9.4 |
| テテ | 82.3 | 59.8 | -22.5 | 39 | 26.3 | -12.7 | 22.5 | 15.3 | -7.2 | 0.35 | 0.40 | 14.3 |
| マニカ | 62.6 | 43.6 | -19.0 | 24.2 | 16.8 | -7.4 | 11.7 | 9.2 | -2.5 | 0.41 | 0.40 | -2.4 |
| ソファラ | 87.9 | 36.1 | -51.8 | 49.2 | 10.7 | -38.5 | 32.1 | 4.3 | -27.8 | 0.40 | 0.43 | 7.5 |
| 南部 | 65.8 | 66.5 | 0.7 | 26.8 | 29.1 | 2.3 | 13.9 | 16 | 2.1 | 0.43 | 0.47 | 9.3 |
| イニャンバネ | 82.6 | 80.7 | -1.9 | 38.6 | 42.2 | 3.6 | 21.4 | 26 | 4.6 | 0.38 | 0.44 | 15.8 |
| ガザ | 64.6 | 60.1 | -4.5 | 23 | 20.6 | -2.4 | 10.9 | 9.3 | -1.6 | 0.38 | 0.41 | 7.9 |
| マプート州 | 65.6 | 69.3 | 3.7 | 27.8 | 31.1 | 3.3 | 14.7 | 17.2 | 2.5 | 0.42 | 0.43 | 2.4 |
| マプート市 | 47.8 | 53.6 | 5.8 | 16.5 | 20.9 | 4.4 | 7.7 | 10.3 | 2.6 | 0.44 | 0.52 | 18.2 |

注： 1996/97～2002/3年で貧困率またはジニ係数の増加が見られる部分。

出所：MPF, et al. 2004, Table 7&8, pp.40-41, GoM 2006, Table 7, p.28

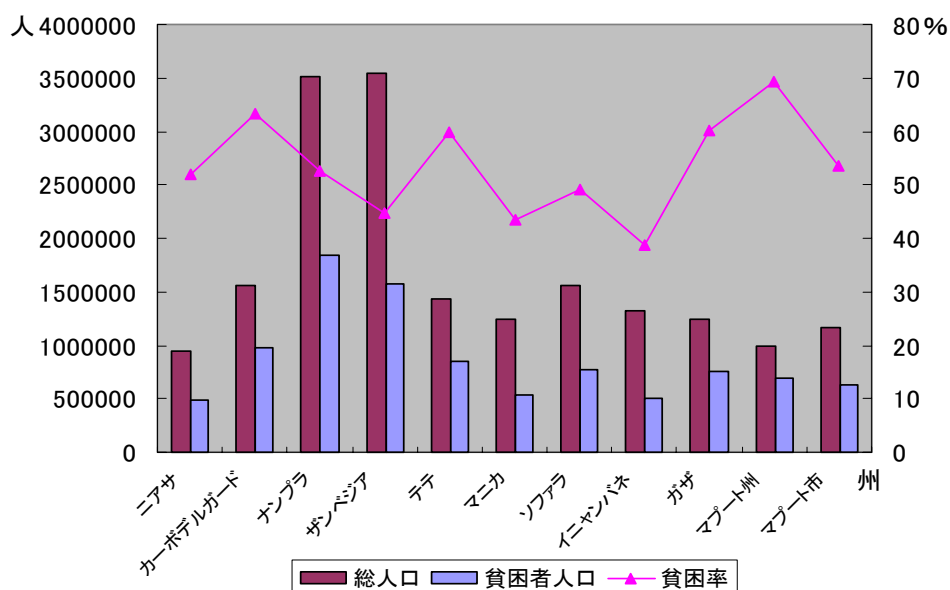
しかしながら、貧困率の削減状況には国内でバラつきが見られる(MPF, et al. 2004, GoM 2006)。まず、都市と農村を比較すると、1996/97～2002/3年で、農村部の貧困率は16%

⁶⁸ PARPAIIでは貧困は「個人、家族、コミュニティ住民が、社会の基本水準による最低限の基礎的な条件にアクセスする能力、且つ/又は、機会を持たないことから生じる不可能性(impossibilidade/impossibility) (GdM 2006a, p.8 & GoM 2006, p.8)という風に定義されている。「個人の能力の欠乏(incapacidade/inability)」にあるとされたPARPAIよりも定義が広がっているが、「不可能性」という言葉が具体的に何を示すかについては明らかにされていない。なお、右につきJBIC作成「貧困プロフィール」(2007)では誤訳が見られる(p.1)。また、同書ではモザンビークの貧困に関する詳細な分析・記載がなされているが、同国の援助協調については現状把握/分析が不十分であると思われる記述が見られる。

イント（71.3 55.3%）と大きく削減されているのに対し、都市部の貧困削減率は 10.5 ポイント（62 51.5%）に留まっており、結果的に都市と農村の貧困率の差は 2002/3 年には 4 ポイント以下に縮まっている（表 3 参照）。なお、2002/3 年の IAF で適用された都市の定義は 1996/97 年の IAF 時のものよりも拡大されており、右により 1996/97～2002/3 年で都市人口は 20 30%に増加し⁶⁹、農村人口は 80 70%に減少している（MPF, et al. 2004）点に注意が必要である。

次に、地域別に見ると、中部の貧困削減率が 28.3 ポイント（73.8 45.5%）と最も大きく、北部の 11 ポイント（66.3 55.3%）がそれに続くが、南部では逆に 0.7 ポイント（65.8 66.5%）貧困率が増加している。また、州別のデータでは、ニアサ、ナンブラ、ザンベジア、テテ、マニカの 5 州で 20 ポイント前後の貧困率の削減が見られるが、最も貧困削減率の高いソファアラ州（87.9 36.1%）と最も貧困削減率の低いイニャンバネ州（82.6 80.7%）の間では貧困削減率に約 50 ポイントの大きな差が見られる。この結果、ソファアラ州は最も貧困率の低い州、イニャンバネ州は最も貧困率の高い州となっているが、貧困者数で見ると、最も貧困問題が深刻なのは、国内州人口第 2 位のナンブラ州（約 184 万人）、次いで州人口第 1 位のザンベジア州（約 158 万人）である（図 17 参照）。

図 17：2002/3 年の総人口及び貧困比率



出所:MPF, et al. 2004, Table 7, p.40, UNDP 2006b, Anexos Estatísticos, Quadro 29 のデータを基に作成。

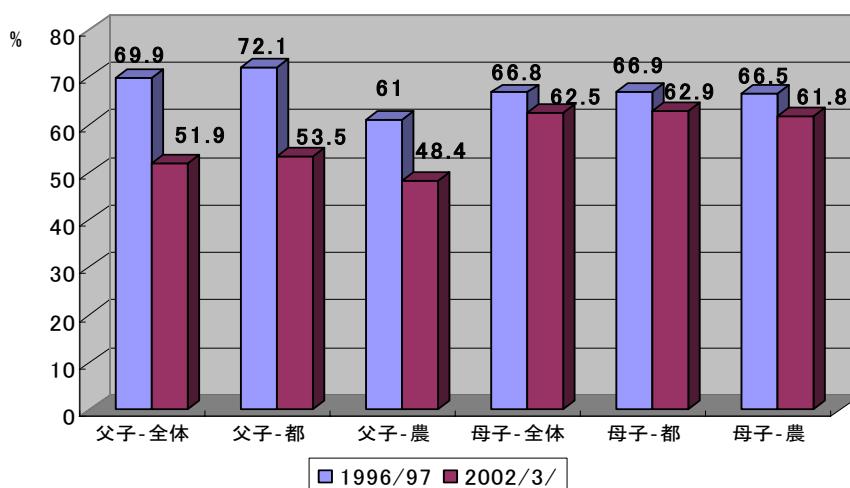
なお、ほとんどの州で貧困率が減少しているが、カーボデルガード州及びマプート市では 5.8 ポイント（57.4 63.2%、47.8 53.6%）、マプート州では 3.7 ポイント（65.6 69.3%）

⁶⁹ 具体的には、11 の州都に新たに 12 の都市、68 の町が加えられた（WB 2007a, p.260）。なお、Fox, et al. (2005)、WB (2005 & 2007a) は、2002/3 年と同じ都市の定義を用いて 1996/97～2002/3 年の貧困削減率を算出しているが、右によると、農村と都市の貧困削減率は各々 16.4 ポイント（71.6 55.2%）、12.5 ポイント（63.9 51.6%）となる。MPF, et al. (2004) の数値と比較すると、都市の貧困削減率が 2 ポイントほど大きくなっている。

逆に貧困率が増加している⁷⁰。さらに、1996/97年には最も貧困率の高いソファアラ州(87.9%)と最も貧困率の低いマブート市(47.8%)の貧困率の差は約40ポイントであったが、2002/3年には最も貧困率の高いイニヤンバネ州(80.7%)と最も低いソファアラ州(36.1%)ではその差は約45ポイントとなっており、貧困率の州間格差拡大が見られる⁷¹。

なお、ジェンダーの観点から見ると、女性を家長とする世帯(母子世帯)の貧困率は62.5%と男性を家長とする世帯(父子世帯)の場合(51.9%)に比べて10ポイント以上高く、1996/97~2002/3年で父子世帯では18ポイントの減少が見られたのに対し、母子世帯の場合はわずか4ポイントの減少に留まっており、母子世帯と父子世帯の格差は3.1~10.6ポイントに拡大している(図18参照)。

図18：父子世帯と母子世帯の貧困状況(1996/97~2002/3年)



出所：UNICEF 2006, Figure 2.7, p.46, Dupraz & Leraño 2007, Figure 1.2, p.6

また、都市と農村では、母子世帯、父子世帯共に農村部での貧困率の方が低くなっているが、父子世帯の場合1996/97~2002/3年で農村部で都市部を上回るペースで貧困率が削減されたことから、都市と農村の貧困格差は縮まっているのに対し(11.1~5.1ポイント)、母子世帯では逆にわずかながら格差が拡大しており(0.4~1.1ポイント)、都市部よりも農村部での両者間の格差が際立つ結果となっている(都市：9.4ポイント、農村：13.4ポイント)。UNICEF(2006)、GoM(2006)は、母子世帯の貧困率の高さは教育レベルの低さと所得獲得力の不足に起因するとしており(p.46, p.23)、母子世帯はモザンビーク全体の世帯の実に3割を占める(UNICEF 2006, p.46)ことから、事態は深刻で留意すべきである。

⁷⁰ MPF, et al. (2004)は、カーボデルガード州での貧困率の増加は世帯調査のサンプリング・エラー、マブート市・州での増加は南アの通貨ランドとの換算レートの影響によるもの(物価高)としている。

⁷¹ ソファアラ州で最も大きな貧困率削減が見られた原因として、1996/97年のインタビュー時期が洪水、主要消費品目のメイズの価格高騰の時期に重なったため、1996/97年の貧困率が過度に高く算出されたこと、同州が内戦の多大な影響を受けたことが挙げられている(MPF, et al. 2004)。なお、同国市民団体国家フォーラム G20 の前代表(エドワルド・モンドラーネ大学教授)は「意図的に富裕地域を調査対象に含めた政府の情報操作によるもの」との見解を示している(大平 2006, p.13)。

ジニ係数・タイル指数

モザンビークの格差拡大については、国全体のジニ係数が 1996/97～2002/3 年で 0.4 0.42 に増加している (GoM 2006, p.27) ことから確認出来る。都市と農村では、都市部のジニ係数 (0.47 0.48) が農村部 (0.37 0.37) よりも高く、地域別では特にマプト市で大きな増加 (0.44 0.52) が見られることから、南部 (0.43 0.47) で最も高くなっている (表 3 参照)。また、貧困率の場合と違い、ナンブラ、マニカの 2 州を除く全州でジニ係数の増加が見られ、特にカーボデルガード、テテ、イニャンバネの 3 州及びマプト市で 10%以上と大きく増加しており、ジニ係数の地域間格差も 0.12 0.17⁷²に拡大している (表 3 参照)。なお、Fox, et al.の「Poverty in Mozambique」(2005)⁷³、World Bank (WB) の「Mozambique Country Economic Memorandum (CEM)」(2005)では、1996/97～2002/3 年で同国全体のジニ係数は 0.38 0.40 に増加した (p.13, p.35) とされており、UNDP の「Human Development Report (HDR) 2006」(2006a)、HDR2007/2008 (2007) では 1996/97～2002/3 年でジニ係数は 39.6 47.3⁷⁴に大きく増加した (p.338, p.284) とされている等、データ源により違いが見られる⁷⁵。

1996/97～2002/3 年のジニ係数の増加については、James, et al. (2005) による「Has economic growth in Mozambique been pro-poor?」で詳細な分析がなされているが、0.396 0.415 への増加は「統計的に有意でない (not significant)」(p.19) と結論付けられており、右結果が引用されている PARPAII でも同様である (GoM 2006, p.27)。一方、Fox, et al. (2005) では「モザンビーク全体として不平等の増加が見られる」(p.13) としており、WB (2005) では脚注で James, et al. (2005) の見解が紹介されているが、本文中では「モザンビーク全体としてわずかながら不平等の増加が見られる」(p.34) としている。さらに、UNDP のデータでは統計的にも有意なジニ係数の増加が確認出来るところ、同国内では 1996/97～2002/3 年で明らかに不平等・格差が拡大しているということになる。

なお、UNDP (2006a, 2007) のデータでは、1996/97 年に、最上層 (最富裕層) 10% が全体の所得/支出の 31.7% を占め、最下層 (最貧困層) 10% が全体の所得/支出の 2.5% を占めていたが、2002/3 年には、最上層 10% が全体の所得/支出に占めるシェアは 39.4% に増加し、最下層 10% の全体の所得/支出に占めるシェアは 2.1% に減少し、両者の格差は 13 19 倍に拡大している (p.338, p.284)。

また、Fox, et al. (2005)、WB (2005) は、1996/97～2002/3 年の経済成長と貧困削減

⁷² 1996/97～2002/3 年で最もジニ係数が低いのはザンベジア州 (0.32 0.35) で、最もジニ係数が高いのはマプト市。

⁷³ 本報告書は、世銀のリード・エコノミストである Fox, Bardasi, 同エコノミストである Van den Broeck により世銀の CEM 用にバックグラウンドペーパーとして纏められたものである。

⁷⁴ GoM (2006)、Fox, et al. (2005)、WB (2005) の場合 (0～1) と違い、0 (完全な平等)～100 (完全な不平等) のスケールで示されている。

⁷⁵ 同じく、Fox, et al. (2005, pp.13-14)、WB (2005, p.35) では、サブサハラ域内の 13 ヶ国 (モザンビーク、モーリタニア、マリ、ガーナ、ウガンダ、ケニア、コートジボアール、カメルーン、マダガスカル、ブルキナファソ、エチオピア、ナイジェリア、ザンビア) において、モザンビークの格差・不平等は最も低くなっている (13 ヶ国中 13 位) とされているが (各国データの対象年度は同じではなく 1996 年～2002 年まで幅がある)、UNDP の HDR2007/2008 (2007) で同じ 13 ヶ国のデータを比較すると (対象年度はほぼ一致) (pp.283-4)、モザンビークはザンビア (50.8 (2004 年))、マダガスカル (47.5 (2001 年)) に次いで 3 番目に格差・不平等が高いと位置付けられており、両者間のデータには大きな違いが見られる。

の関係につき分析を行っているが、右によると、貧困削減に寄与する成長率（"rate of pro-poor growth"）を示す貧困層の消費平均成長率は、全体の消費平均成長率 4.6%、成長率中間値（median）4.1%よりも低い 3.9%であり、「不平等の拡大を示す」との結果が出ている（p.16、p.32）。すなわち、同国の経済成長の恩恵が階層/所得層間で等しく分配されていないということである。さらに、WB はモザンビークの詳細な貧困評価報告書である「Beating the Odds : Sustaining Inclusion in a Growing Economy」（2007a）において、1996/97～2002/3年の全体の貧困削減率（15.3%）と平均消費成長率（16.9%）より全体の不平等の変化率（1.3%ポイント）を算出し、ほぼ変化なしとしているが、同じく都市と農村⁷⁶の不平等の変化率を算出（3.7ポイント、-0.6ポイント）都市における不平等率の増加を指摘し、右により「都市における成長の貧困削減効果が減少した」と分析している（pp.63, 93）。

また、Fox, et al.（2005, p.13）は、タイル指数を用いて不平等の要素分解を行っているが、右によると、1996/97～2002/3年で都市と農村間の格差は 0.008 と一定であるのに対し、都市間及び農村間の格差（全体に占める割合）は 0.280（97.2%） 0.334（97.7%）に増加しており、都市と農村間の格差よりも大きいことが示されている。また、州レベルの格差が 1996/97～2002/3年で 0.024 0.020 に減少している一方で、同じ州内の格差（全体に占める割合）は 0.264（91.7%） 0.323（94.2%）に拡大していることから（Fox, et al. 2005, p.13）州毎の地域間格差よりも州内格差の方が深刻とされている。

同じく、Elbers, et al.（2003）は、1996/97年の IAF 及び 1997年の人口統計データを活用し、さらに下層の郡、行政ポストレベルにおける不平等の要因分解を行っているが、右によると州、郡、行政ポスト内の格差の全体に占める割合は、各々 90.7%、81.6%、78% となっており（p.17）異なる州、郡、行政ポスト間の格差・不平等よりも同じグループ（州、郡、行政ポスト）内の格差・不平等の方がより深刻としている。Simler&Nhate（2007）も同様の分析を行っているが、郡及び行政ポストレベルの不平等の約 8割（各々 83～86%、78～80%）は、異なる郡・行政ポストではなく同じ郡・行政ポスト内において起こっており（pp.24-25）貧困世帯とそうでない世帯が隣り合わせで暮らすケースが多く見られるとし、「貧困地域」を対象とした貧困削減対策のフィージビリティへの疑問を投げかけている。

農業統計調査（TIA）

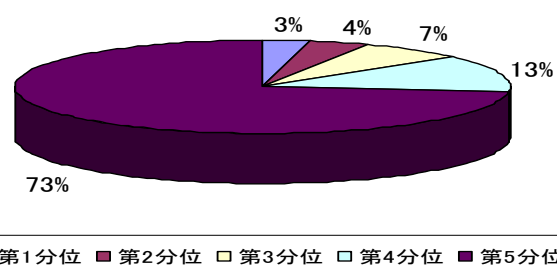
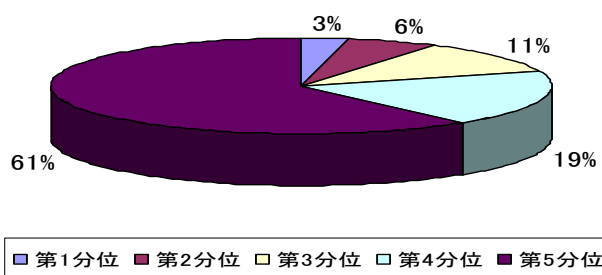
次に、より詳細な貧困・所得配分の実態把握のために、旧農業・農村開発省（MADER）現在の農業省（MINAG）による農業統計調査（TIA）のデータを見ることとしたい。モザンビークでは農村人口が 7割を占めることから、農業省によってより頻繁に実施されており、農村における家計所得源に関する豊富なデータを持つ TIA の分析は有効かと思われる。

まず、TIA1995/96、TIA2001/2 のデータを比較すると（Hanlon 2007a, 2007b, 2008, Hanlon e Smart 2008, Boughton, et al. 2006）1996～2002年で一人当たりの平均農村家計所得は 65%増加しているが、農村家計所得の中間値の増加は 30%に留まっていることから、所得配分が不均衡で、特に上位の富裕層に優位な配分がなされたことが分かる。5分位の所得配分分析では、全分位において所得増が見られるものの、全体の所得増加分の実に

⁷⁶ ここでの都市と農村の定義は 2002/3年の定義に基づくものである。

73%を最上層 20%（第 5 分位）が占め、最下層 20%（第 1 分位）はわずか 3%を得たのみとなっており（第 2～4 分位のシェアは、各々4%、7%、13%）結果的に 2002 年の所得配分では最上層 20%（第 5 分位）が全体の 61%を占め、最貧困層 20%（第 1 分位）のシェアは 3%に留まり、両者の格差は 20 倍と大きく開いている（図 19・20 参照）。

図 19：2002 年の平均農村所得 5 分位での比較 図 20：1996～2002 年の農村所得増のシェア 5 分位での比較

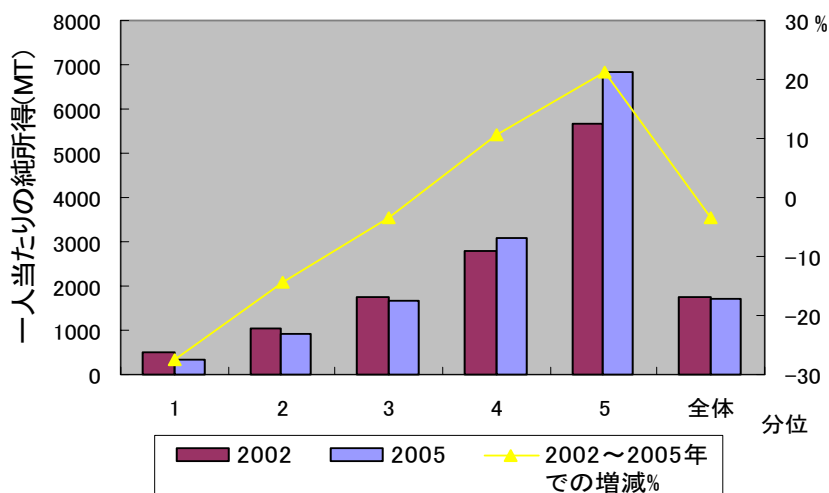


出所：Boughton, et al. 2006, Table 3, p.10, Hanlon 2007b, Chart 1, p.14 を基に作成。

出所：Boughton, et al. 2006, Figure 4, p.11

次に、TIA2002、TIA2005 を比較すると（Hanlon 2007a, 2007b, 2008, Hanlon e Smart 2008, Pitro & Mlay 2007）2002～2005 年で農村全体の所得の平均値は 18.8%増加しているものの、中間値は 3.3%減少しており、上位の所得層に優位な所得配分の不均衡があったことが分かる。具体的には、中間値は第 1～3 分位まで各々27%、14%、4%減少しており、逆に第 4、第 5 分位では各々11%、21%増加していることから（図 21 参照）2002～2005 年の農村での所得増は「pro-poor ではなかった」(WB 2007a, p.112)ことが明らかである。

図 21：2002～2005 年の農村での一人当たりの純所得 - 5 分位での比較



出所：Pitro & Mlay 2007, プレゼンテーション資料、Table 2, スライド 4 のデータを基に作成。

さらに、2002～2005年の貧困(2分位)の動態変化について見ると(Hanlon 2007a, 2007b, 2008, Hanlon e Smart 2008, Pitro & Mlay 2007, WB 2007a) 2002年に非貧困層に区分された人々(約3割)のうち半数(15%)が2005年も変わらず非貧困層の位置にあり、2002年に貧困層に区分された人々(約7割)のうち約4分の1(18%)が2005年に貧困を脱出し非貧困層に移動したものの、2002年の貧困層の約4分の3(52%)が2005年においても同じく貧困層に留まっており、新たに半数(15%)の人々が非貧困層より貧困層に加わっているという状況である。結果として、2002～2005年で、18%が貧困層より抜け出し、15%が新たに貧困層に加わったということで3ポイントの貧困率削減となっているが(約70-67%)、農村の半数以上の人々が根強い貧困状況にある中、安定した生活を保っているのは上位わずか15%に過ぎず、残りの約3割はその中間に位置するものの極めて流動的で外部要因/外部状況の変化の影響を受け易いという不安定な状況にあることが明らかとなっている(4分位での分析は表4参照)。

表4：2002・2005年の農村における貧困状況 4分位での比較

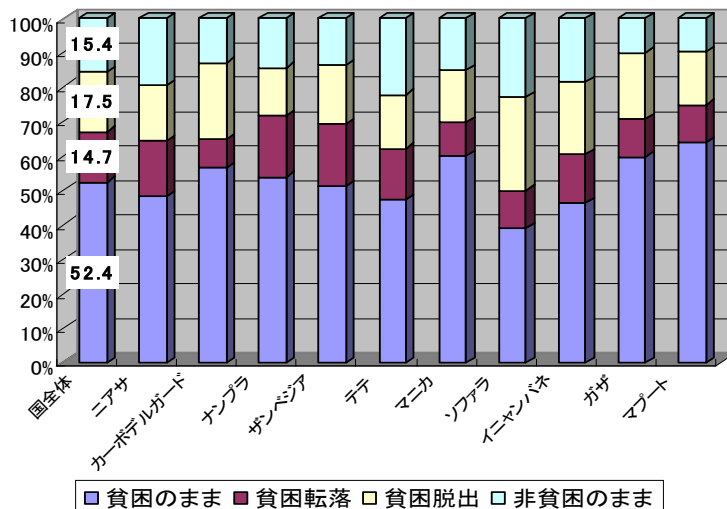
| 調査年 | 貧困グループ (世帯の割合%) | | | | |
|--------------------------|------------------------|------|------|------|-----|
| | 極貧 | 貧困 | 非貧困 | 富裕 | 全体 |
| 2002 | 42.8 | 27.1 | 12.9 | 17.2 | 100 |
| 2005 | 43.1 | 23.7 | 11.1 | 22.1 | 100 |
| 貧困の変化 2002 - 2005 | | | | | |
| 2002年の 貧困状況 | 2005年の貧困状況 (世帯の割合%) | | | | |
| | 極貧 | 貧困 | 非貧困 | 富裕 | 全体 |
| 極貧 | 56.4 | 22.8 | 7.6 | 13.3 | 100 |
| 貧困 | 40.9 | 27.4 | 12.4 | 19.4 | 100 |
| 非貧困 | 33 | 24.1 | 14.4 | 28.5 | 100 |
| 富裕 | 22.6 | 20.2 | 15.9 | 41.4 | 100 |

注：WBの4つのカテゴリーの定義は以下のとおり 極貧：所得が貧困ラインの半分以下、貧困：所得が貧困ラインの半分以上～貧困ライン以下、非貧困：所得が貧困ライン以上～1.5倍以下、富裕：所得が貧困ラインの1.5倍以上(WB 2007a, p.113)。

出所：WB 2007a, Table 4.14, p.114

また、地域別では殆ど差は見られないが、北部の貧困率が68.9%と最も高く、以下南部(66.5%)、中部(65.8%)と続き、州別では、マプート州の貧困率が74.9%と最も高く、貧困率が最も低いのはソファアラ州(50.1%)となっている(図22参照)。特にマプート州の場合、2002～2005年で貧困層の位置に留まった人々の割合が63.9%と最も高く、逆にソファアラ州の場合は貧困層に留まった人々の割合が38.9%と最も低くなっており、マプート州の6割以上の人々が置かれている貧困状況が慢性化しつつあることが分かる。

図 22 : 2002 ~ 2005 年の農村における州別の貧困率・状況の変化

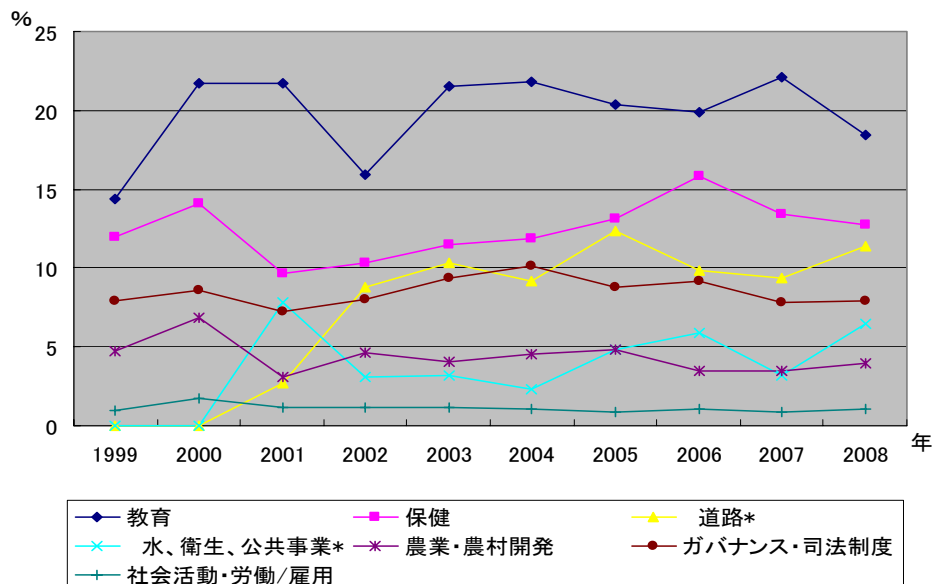


出所：WB 2007a, Table 4.13, p. 125 のデータを基に作成。

(2) 貧困の非経済的側面 人間開発状況

次に、貧困の非経済的側面に関する進捗を計るべく、教育、保健、水・衛生セクターの状況を見ることとする。なお、上述のとおり、教育、保健セクターは PARPAI & II の優先セクターとされ、国家予算が集中的に投入されている（図 23 及び別添 7 参照）。

図 23 : PARPA 優先セクター別の国家予算支出内訳 (1999 ~ 2008 年)



*PARPA 優先セクターであるインフラ開発への支出を 2 つのサブセクターに分割。

出所：WB 2007a, Table 5.1, p.159 に 2007 年 (MF 2008a, Quadro 12, p.26 & Mapa VI)、2008 年 (Sal & Caldeira 2007, p.13) のデータを加え、筆者が作成。

教育⁷⁷

内戦終了後政府が「質の高い万人のための教育」を目指したことから、特に 2000 年以降平均で国家予算の約 20%、GDP の 5% が教育セクター（うち 6 割は初等教育）に振り分けられており（図 23 参照）結果として、1996～2005 年で公立の初等教育 EP1（6～11 才）学校数はほぼ倍増し、EP2（12～13 才）学校数は 5 倍以上に増え、特に EP1 の総就学率及び純就学率は 1996～2003 年で各々 67.5 112.7%、39.3 69.4% に上昇しており大きな改善が見られる（WB 2007a, pp.137-138, 162）。アクセス改善の観点から都市部よりも農村部、南部よりも中北部に重点が置かれたが、特に EP1 では需要に供給が追いつかないという状況で、生徒と教師の比率の上昇（1992 年 54：1 2005 年 74：1）、無資格教員の増加（1997～2003 年で 29.6 42.2% に増加）等による質的問題もあり（WB 2007a, pp.137, 160）中退率が依然として高く、EP1 の修了率は 2003 年に 67.5% と低くなっている（中退率は 13.8%）。地域別では南部の修了率が最も高く、中部、北部の順に低くなっており、修了率が最も高いマプト市（76.3%）と最も低いザンベジア州（57.3%）では修了率に約 20 ポイントの大きな開きが見られ⁷⁸、1997～2003 年で南部の修了率が最も大きな伸び（9.7 ポイント）を見せたことから、中北部との地域間格差及び州間格差が拡大する形となっている。

さらに、EP1 の純就学率は 2007 年に 95.5% に増加し、女子生徒の男子生徒に占める比率は 1997～2007 年で 0.71 0.9 に改善されているが、総修了率は男子の 80% に対し女子は 65.1% となっており（UNDP 2009, pp.11, 22）依然として格差が見られる。女子の場合は、男子よりも遅く入学し、早く中退するという傾向が特に農村部において顕著であり、その結果女子の就学年数は短くなっている（WB 2007a, p.141）。

なお、1996/97～2002/03 年で、EP2 の純就学率は 6.4 9.1% に、中等教育 ES1（14～16 才）ES2（17～18 才）の純就学率は各々 2.9 5.5%、0.6 1.2% に伸びているが、EP1 に比べると純就学率は圧倒的に低く、初等後期以降の教育へのアクセス拡大が大きな課題となっていることが明らかである。なお、教育レベルが上がるに従い、農村部よりも都市部、中部、北部よりも南部、貧困層よりも富裕層の生徒の就学率が一段と高くなっており、著しい格差が存在するものの、1996/97～2002/03 年で都市と農村、地域・州及び階層間格差には ES1 を除き改善が見られる。また、男女別では ES1 では女子の就学率（5.9%）が男子（5.1%）よりも高くなっているが、EP2、ES2 では男子の就学率の方が高くなっており、特に ES2 では男女格差は 2.4 倍と開いている。モザンビークでは、経済的な理由もあり男子の教育をより好む/重視するという社会文化的な通念が依然として根強く、また、家と学校の距離が遠い、学校での教師からのハラスメント等の理由により女子を学校、特に中等学校に送ることを躊躇する家庭も多いことが女子の中等教育を妨げる要因となっている（WB 2007a, p.30）。

また、15 才以上の識字率については、1996/97～2002/3 年で 39.5 46.4% に上昇しており、男女及び都市・農村間の格差はほぼ 2 倍で推移している。地域別では、初等教育の修

⁷⁷ 以下特に出所表示のないデータについては、本節末尾の表 5 を参照されたい。

⁷⁸ 2003 年の生徒と教師の比率は、マプト市で 55.2：1、ザンベジア州で 84.9：1 であるが、2005 年には各々 64.7：1、103：1 となっている（WB 2007a）。

了率と同じく南部が最も高く、中部、北部の順に低くなっているが、識字率が最も高いマブート市（84.9%）と最も低いカーボデルガード州（31.6%）の格差は2002/3年において約2.4倍となっており、若干の改善は見られるものの依然として大きな州間格差が存在している。なお、男女間の識字率の格差は農村でわずかながら拡大し、特に農村では男女の格差は2.8倍となっており（INE, et al. 2005, p.66）農村女性の脆弱性が最も高いことが明らかとなっている。さらに、2003～2005年では、成人識字率は46.4～48.1%に増加しているが、男女別では、男性が63.3～66.7%と3.4ポイント増加しているのに対し、女性は32～33.3%と1.3ポイントの増加に留まっているため（UNDP 2009, pp.11, 23）男女間格差にはほとんど変化は見られない（実際には微増している）ところ、依然として女性の識字率向上及び男女間格差の是正が大きな課題である。

保健⁷⁹

全国民特に貧困層の基礎的な保健サービスへのアクセス改善を目標に、保健セクターの国家予算に占める割合は2001年より年々増加しているが、2000～2006年の平均は12.3%と教育セクターに比べると低くなっている（図23参照）。また、地方レベルの財政管理や州毎の予算配分の不均衡等の問題が見られ、保健施設は増設され、保健スタッフ（ヘルスワーカー）は増員されたものの、医者・保健人材は依然として不足しており、保健施設は都市部に過度に偏重する形となっている（WB 2007a）。2003年において、人口10万人当たり100人の保健スタッフ、20人の看護師、3.8人の外科医、4.4万人に一人の医師（サブサハラアフリカ平均比率の半分）という状況の中、看護師の6割及び助産師の68%が農村部で働いているものの、外科医のわずか3%しか農村部におらず、医師の半分はマブート市で勤務している（WB 2007a, pp.144-145）。特にマブート市では保健スタッフと住民の比率は1:750、外科医と住民の比率は1:3907であるが、外科医と住民の比率は中部ではマブート市の11.5倍、北部ではその15倍の比率であり（WB 2007a, pp.144-145）中北部との格差・不平等が著しくなっている。

また、予算配分に関しても、地域・州間格差が大きく、2003、2004年の各州の一人当たりの保健分野の支出額と貧困率を対比させると、特にカーボデルガード、ナンブラ、テテ州で貧困率（50%以上）に比して支出額が全体平均の半分以下と過小となっており、5分位の比較では保健施設の利用が最上層に著しく集中しており、「貧困層をターゲットにしていない（"badly targeted the poor"）」ことが明らかである（WB 2007a, pp.145-147）。

乳児死亡率及び5歳未満児死亡率においては、1997～2003年で各々147～127/1000人、219～178/1000人に減少しているが、モザンビークの両指数は世界的に最も高く、隣国に比べても高くなっている（WB 2007a, p.6）⁸⁰。農村部と都市部を比較すると、農村では各々16%、19%の減少が見られるのに対し、都市では各々6%、5%に留まっていることから、都市と農村の格差が縮まっている。地域別では、教育の場合と同じく南部の指標、改善率が共に最もよく（乳児死亡率は31%、5歳未満児死亡率は22%減少）中部、北部の順に悪くなっており、州間格差には若干の改善が見られるものの、最も指標のよいマブート市

⁷⁹ 以下特に出所表示のないデータについては、本節末尾の表6を参照。

⁸⁰ 乳児及び5歳未満児死亡率共にIDSに基づくものであるが、右調査では両データは15～49歳の女性への聞き取り調査（過去10年に遡りデータを聴取）を基に算出されている（INE, et al. 2005）。

と最も悪いカーボデルガード州の2003年の格差は、乳児死亡率で3.5倍、5歳未満児死亡率で3倍と大きく、依然として問題である。なお、1997～2003年で、ニアサ、カーボデルガード、マニカの3州及びマプート市で乳児死亡率の上昇が見られ、カーボデルガード、マニカの両州では5歳未満児死亡率も上昇しているが、特にカーボデルガード州では乳児死亡率が44%、5歳未満児死亡率が45%と大きく上昇しており、事態は深刻である。さらに、5分位の階層別では、全分位で改善が見られるものの、最上層(第5分位)と最下層(第1分位)では2倍の開きがあり、階層間で大きな格差・不平等が存在することが明らかである(WB 2007a, p.6)。

また、12～23ヶ月の乳幼児の予防接種については、1997～2003年で47.3～63.3%に増加しており、地域別では、南部で最も接種率が高く、北部で最も低くなっており、州別では、マプート州が92.5%と最も高く、ザンベジア州が44.7%と最も低くなっている(WB 2007a, p.148)。なお、ニアサ州を除く全州で接種率の増加が見られ、特に1997年に接種率の低かったカーボデルガード、ザンベジアの両州で20%以上の伸びが見られたことから、地域・州間格差は減少しているが、農村(56%)と都市(80.5%)の格差、5分位の階層別では最下層(45.2%)と最上層(90.3%)の格差は依然として大きな問題となっている(WB 2007a, p.148)。さらに、生後12ヶ月までに必要な全種の予防接種を行った12～23ヶ月の乳幼児の割合は53.2%となっており(INE, et al. 2005, pp.148-149)、WHOの国際基準に沿った予防接種の実施が依然として課題であることが分かる。

妊産婦死亡率については、農村・都市、州毎の具体的なデータが存在しないが、2003年のIDS調査では408/10万人とされ、2000年のWHOによる1062/10万人より大きく減少したとされている(WB 2007a, p.6)。しかしながら、右データは、保健所等の記録・統計データに基づくものではなく世帯毎の聞き取り調査に基づいて割り出された/試算されたものである⁸¹ことから、データの信憑性が低いであろうことは容易に想像がつくところであり、UNDP(2006b)、WB(2007a)は実際の削減状況については「議論の余地あり(debatable)」としている(p.52, p.6)。UNDP(2007)は、途上国に多い「過少報告と計算ミス」に鑑み、政府の右データをUNICEF、WHO、UNFPAによるレビューの結果、520/10万人(2005)に調整している(p.264)。

なお、保健省による年度別のデータが存在する院内妊産婦死亡率については、1997～2003年で181～177/10万人に減少した(UNDP 2006b, p.53)とされているが、2005～2007年で182～191～198/10万人に増加しており、地域別では、2005～2007年でカーボデルガード州、イニャンバネ州の院内妊産婦死亡率が最も高く、マプート州及び市で最も低くなっている(GdM 2007, p.10 & 2008a, p.112)⁸²。右理由として、保健省側はサービス改善による保健ユニットを訪ねる女性の増加及び記録システムの改善を挙げているが(GdM 2008a, p.112)実際には2006年に院内出産率が前年度を2%下回っており(50.1～48.4%)。

⁸¹ INE, et al. (2005)の「Moçambique Inquérito Demográfico e de Saúde 2003」(p.128-9)参照。

⁸² UNDPの「Mozambique 2008 Report on the Millennium Development Goals」(2009)は、院内妊産婦死亡率は2006年に185/10万人に増加したものの、1993～2007年で243～163/10万人に減少した(pp.12, 35)としているが、2006及び2007年の妊産婦死亡率の増加については、JR2007&2008においてGoMのBdPES2007&2008に基づく筆者の指摘によりAide-Mémoireにも盛り込まれているところ、本稿ではBdPESの数値を活用した。

PAF のターゲットは 51%(GdM 2008a, p.10))、2008 年の院内出産率の PAF ターゲットは 53%であるが、2008 年前半の数値は 41.1%となっているところ(GdM 2008b, p.186) 2008 年のターゲット達成が危ぶまれている。

水・衛生、栄養失調⁸³

安全な水と衛生施設(トイレ)へのアクセスについては、1996/97~2002/3 年で共に改善が見られるが、安全な水へのアクセスの割合が 15.3 35.7%に 2 倍以上に大きく上昇しているのに対し、衛生施設へのアクセスの改善率は 42.5 45.3%と 3 ポイント以下の小さな伸びに留まっている。しかしながら、依然として安全な水へのアクセスの方が衛生施設へのアクセスよりも問題となっている。

なお、安全な水へのアクセスについては、都市と農村の格差は 2 倍以上と依然として大きく、地域別では、やはり南部の状況が最もよく、中部、北部と続くが、南部の改善率が小さく(マプト市で 10 ポイント減少) 中部、北部で各々 3 倍、4 倍と大きな指標の伸びが見られたことから、地域間及び州間格差は改善されている。階層別では全分位で改善が見られるが、特に最下層(第 1 分位)の伸びが著しく(58%増) 2002/3 年で最上層(第 5 分位)に次ぐ形となっている。衛生設備へのアクセスについては、都市と農村の格差は同じく 2 倍以上に開いており、地域別では同様に南部の指標が最もよく、北部、中部と続くが、マプト州で約 20 ポイントと大きく減少していることから地域間・州間格差は縮まっている。なお、安全な水及び衛生施設へのアクセスが最も悪いザンベジア州では、1996/97~2002/3 年でアクセスは 2 倍以上に伸びているが、2002/3 年の指標は各々 13.7%、19.4%と依然著しく低く、状況は深刻である。

また、2004/5 年の労働力調査(IFTRAB2004/5)(UNICEF 2006, pp.113-114) では、安全な水及び衛生施設へのアクセスは各々 36%、46%となっており、わずかながら改善が見られるが、2002/3~2004/5 年で、安全な水へのアクセスは都市で 57.7 66%、農村で 26.4 23%、衛生施設へのアクセスは都市で 72.7 78%、農村で 33.7 32%となっており、共に都市で増加しているのに対し、農村では逆に減少しており、両者の格差はさらに拡大している⁸⁴。

さらに、5 歳未満の栄養失調児の割合を見ると、2003 年の「発育障害児(stunting : 長期の慢性の栄養失調児)」の割合が 41%と高く、都市・農村間の格差は 1.6 倍と大きくなっている(都市 : 29.2%、農村 : 45.7%)。地域別では、やはり南部の慢性の栄養失調児の割合が最も低く、中部、北部の順に割合が高くなっており、最も慢性の栄養失調児の割合の低いマプト市(20.6%) と最も割合の高いカーポデルガード州(55.6%) の格差は 2.7 倍と大きく開いている。階層別では、最上層(20%) と最下層(49.3%) の格差は約 2.5 倍で

⁸³ 以下特に出所表示のないデータについては、本節末尾の表 6 を参照。

⁸⁴ モザンビークでは、水と衛生へのアクセスに関し、国家水道局(DNA) と INE という 2 つの主要情報源があり、各々異なる都市と農村の定義及びアクセス測定基準を採用していることから、データも異なっている(UNICEF 2006, pp.113-114)。本稿では、UNICEF の「Childhood Poverty in Mozambique (2006)」に基づき、INE による IAF1996/97 及び 2002/3、IFTRAB2004/5 のデータを活用した。因みに、DNA のデータでは安全な水及び衛生施設へのアクセスは、2004 年で各々 40%(都市 : 36%、農村 : 41%)、33%(都市と農村も同じ)となっており(UNICEF 2006, p.113) 2008 年には前者は都市で 40%、農村で 48.5%、後者は都市で 47.3%、農村で 39%となっている(UNDP 2009, pp.45-46)。

あるが、注目すべきは第 2、第 3 分位の割合も 46.7%、46.2%と極めて高くなっている点である。また、慢性の栄養失調児の割合の 10 分の 1 以下と低いものの、「衰弱児(wasting : 短期/急性の栄養失調児)」の問題も存在し、慢性の栄養失調児の場合と同じく、都市と農村、地域・州、階層間で格差が見られ、特に州間格差は 15 倍以上と著しく大きくなっている。さらに、2003～2006 年で、急性の栄養失調児の割合は 4%と変わらず、慢性の栄養失調児の割合は 41～41.5%にわずかではあるが増加しており⁸⁵、最も指標のよいナンブラ州(58.7%)と指標の悪いガザ州(26.5%)の格差は 2.2 倍であり(UNDP 2009, p.19)、わずかながら州間格差に改善が見られる。

また、3 才未満の低体重児の割合を見ると、1997～2003 年で、26.1～25.9%とわずか 0.2%しか減少しておらず、幼児の栄養失調の問題の深刻さが伺われる。特に農村部では 28～30%に増加しており、都市部では減少していることから都市と農村間の格差が約 2 倍に開いている。地域別では、やはり南部の状況が最もよく、中部、北部と続くが、南部ではガザ、マプートの両州での低体重児の割合が増加していることから、南部の指数は 12.1～12.9%に増加しており、地域間格差は緩和されているが、最も指数のよいマプート州(8.6%)とカーボデルガード州(43.2%)の格差は 5 倍と依然として大きくなっている。さらに、5 歳未満の低体重児の割合は、2003～2006 年で 23.7～25.5%に約 2 ポイント増加しており(UNDP 2009, pp.11, 18)⁸⁶、問題が悪化しているが、2003 年、2006 年に最も低体重児の割合が高かったのはカーボデルガード州(34.2%)、ナンブラ州(37.3%)である(最も低かったのは両年ともマプート・イニャンバネ両州)(UNDP 2009, p.18)。

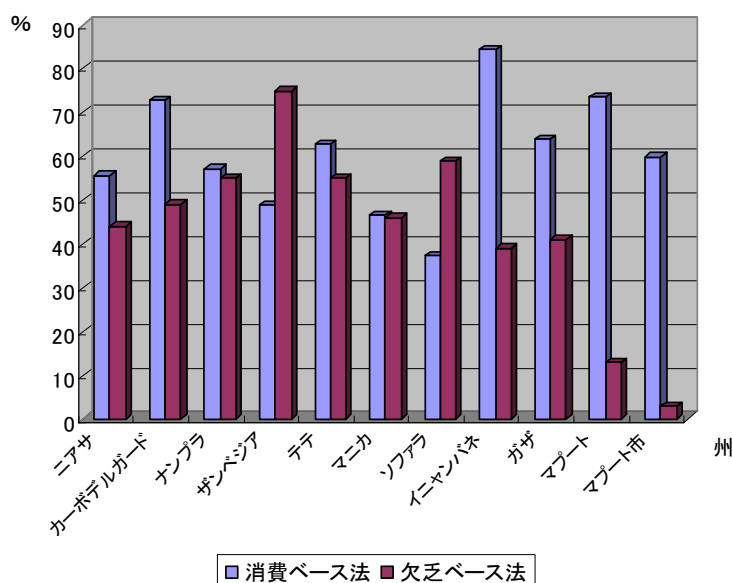
なお、UNICEF は、「Childhood Poverty in Mozambique」(2006)でモザンビークの 1000 万人の児童の社会経済状況に関する詳細なレビューを行っているが、右報告書では、家計消費ベースの算出法と「欠乏(deprivation)ベース・アプローチ」⁸⁷が併用されている。消費ベースの算出法によると、1996/97～2002/3 年で、大人及び子供の貧困率は各々 63.5～49.4%、74.4～58.2%に共に減少しているものの、両者間の差は約 10 ポイントのままで一定しているため大人よりも子供の貧困度が高く、特に子供の数が多い世帯ほど貧困状況がより深刻であるとされている(UNICEF 2006, pp.48-50)。一方、欠乏ベース法によると、同国全体の 49%の子供が絶対貧困の状況にあり、都市部(20%)に比べ農村部(63%)で問題が大きく、州別では、特にザンベジア州の子供の貧困率(75%)が最も高く、マプート市(3%)が最も低くなっていることから、地域別では中部の貧困率(58.8%)が最も高く北部(49.3%)、南部(24%)の順に低くなっており、消費ベース法とは異なる状況が提示されている(図 24 参照)。

⁸⁵ 2003 年、2006 年のデータは各々 IDS、農業省下に設置されている食糧・栄養安全保障技術事務局(SETSAN)のベースライン調査・脆弱性分析に基づくものであるが、前者では都市と農村で調査が行われているのに対し、後者は都市周辺と農村のみで都市が含まれていない(UNDP 2009, p.18)、すなわちサンプル・データに違いがある点に注意が必要である。

⁸⁶ 同上。

⁸⁷ ブリストル指標として知られる、「食料、安全な飲み水、衛生施設、保健、シェルター(住まい)教育、情報」の 7 つの基本的な権利への子供のアクセス状況を計測し、2 つ以上の極度の欠乏に直面している子供の割合を「極貧」の状態にある子供の割合として算出(p.29)。

図 24：消費ベース法・欠乏ベース法による 2002/3 年の子供の貧困率



出所：UNICEF 2006, Table 2.3, p.48, Figure 2.11, p.51 より作成。

なお、子供の脆弱性の高さや母親の教育レベルには相関関係があるとされ（UNICEF 2006, p.51）、孤児（2006 年で 160 万人との見積り。うち 20%は AIDS による）特に母親を失った孤児の脆弱性が高く問題が深刻とされている（UNICEF 2006, p.20）。また、1997～2003 年で子供の栄養、安全な水・衛生面で殆ど改善が見られない点が指摘されており、特に 3 歳未満の慢性的な栄養失調児の割合は、都市では 27%と変化がないが、全体で 36.37%、農村部では 39.41%に増加したとされている（UNICEF 2006, p.94）⁸⁸。

HIV/AIDS、結核、マラリア

HIV/AIDS は、「モザンビークの開発における最も重大な脅威の一つ」（UNDP 2009, p.12）であり、2004 年のデータでは、15-49 才の国民人口の 16.2%が HIV 陽性で、HIV/AIDS 感染者は 150 万人に上り、毎日 500 人が新たに HIV/AIDS に感染している（GoM 2006, pp.33, 61）。2004 年の感染者に占める割合は、女性が 57%、男性が 36.5%、子供が 6.3%であり、2005 年の年齢別のデータでは 20～34 才の女性の 21.9%、15-19 才の 8.5%の女子が HIV/AIDS に感染しているのに対し、男性の感染率は各々 7.2%、2.8%に留まっており（GoM 2006, pp.33, 61）HIV/AIDS の女性化が顕著である。

また、地域別では、2004 年で中部の感染率が最も高く、南部、北部と続いており、州別ではソファラの感染率が 26.5%と最も高く、以下マプート州・市(20.7%)、ガザ州(19.9%)

⁸⁸ 1997 年と 2003 年の IDS のデータを比較しているが、1997 年の IDS では 3 歳未満児のデータのみしか収集されていないところ、5 歳未満児のデータまで収集した 2003 年のデータとはそのまま比較出来ないとの見方が、Simler & Ibrahim(2005)によりなされており（UNICEF 2006, p.98）、Fox, et al. (2005)、WB(2007a) は 2003 年のデータのみ活用している。因みに、Simler & Ibrahim(2005)による調整後のデータでは、3 歳未満の慢性的な栄養失調児の割合は 1997～2003 年で 36.21～33.94%に減少したとされている（UNICEF 2006, p.227）。なお、Hanlon(2007a, 2007b, 2008)、Hanlon e Smart(2008)は UNICEF のデータを活用し、15%の貧困削減率は過剰見積もりとの持論を展開している（後述（4）参照）。

マニカ州（19.7%）、ザンベジア州（18.4%）、テテ州（16.6%）で全国平均以上の高い感染率が見られる（表 6 参照）。これらの州と国境を接しているジンバブエ、南ア、ザンビア、マラウイの 2005 年の HIV/AIDS 感染率は各々 21.1%、18.8%、17%、14.1%と高くなっており（UNDP 2007, pp.259-260）輸送商業ルート沿いの労働者の移動と感染率の上昇には関連性があると見られている（WB 2007a, p.215）。

最新の 2007 年のデータでは、HIV 陽性者の割合は 16%とわずかながら減少しているものの、2003～2007 年で HIV/AIDS で片親もしくは両親を失った子供（0～17 才）の数は 44.1 万人に倍増し、15～24 才の妊産婦の HIV 陽性者の割合は 2003～2007 年で 12.9～16%に増加しており（WB 2007a, p.217, UNDP 2009, p.12）同国の高い母子感染率に鑑み（40%との見積もり（UNICEF 2006, p.106））依然として状況は深刻で予断を許さない状況であることが分かる。なお、モザンビークで最初の HIV/AIDS 感染事例が見られたのは 1986 年と隣国に比べると比較的遅く、1988 年でマプート市の病院での出産前の患者へのテストでは感染率は 1%未満であったが、2002 年には 22%に上昇しており、1992 年の内戦終了により 200 万人の難民の帰還がその後の同国の HIV/AIDS 感染率上昇の重要な要素とされている（WB 2007a, p.214）。

2004～2010 年で HIV/AIDS 感染者数は 200 万人に上り、HIV/AIDS による死亡者は 80 万人に上るものと見られており（GoM 2006, p.61, WB 2007a, pp.10, 215）右によりモザンビークの 2010 年の平均余命は 37.1 才 35.9 才に減少し、1998 年に 6.4 万人であった孤児の数は 2010 年までに約 10 倍の 62.6 万人に増加すると予測されている（UNICEF 2006, p.39）。経済へのインパクトも大きく、HIV/AIDS により 0.3～1%の年間経済成長率の減少が見積もられており（GoM 2006, p.33, WB 2007a, pp.221, 225, UNDP 2008, p.iii）貧困削減の速度も弱まるものと見られている（GoM 2006, p.33）。

なお、モザンビークの 3 大死亡原因は、マラリア、急性呼吸器疾患、結核であるが、特に結核の 40%は HIV/AIDS 感染によるとされ、結核に感染した HIV/AIDS 感染者は 2002～2004 年で 32～48%に増加しており、モザンビークは HIV/AIDS と結核の感染率が世界及びサブサハラ諸国内で最も高い国の一つとなっている（UNDP 2008, pp.3-5）。また、マラリアは、病院の診察患者の 40%、小児科入院患者の 60%、病院での死亡事例の 26%の原因となっているとされ（UNDP 2006b, p.60, 2008, p.42）子供の死亡の主要因となっている（UNICEF 2006, p.86）。1999～2004 年で、マラリア感染者数は約 230～450 万人に、死亡症例数は 1528～3212 人へとほぼ倍増しており（UNDP 2006b, p.61）近年他の疾病（感染症及び非感染症）の症例数が減少する中で、HIV/AIDS と並んで唯一感染者数の増加が見られる（WB 2007a, p.10）。5 歳未満児と女性の脆弱性が最も高く、5 歳未満児の死亡の 3 割はマラリアによるものと見られており、マラリアと貧血が高い妊産婦死亡率の原因となり、貧血による出血合併症が低体重児出産に繋がっている（UNDP 2006b, p.60, 2008, p.4）。

表 5 : 1996/97 ~ 2002/3 年の初等・中等の純就学率及び成人識字率 (%)

| | 初等(EP1) 純就学率 | | 初等 (EP1) 修了率* | | 初等 (EP1) 中退率 | | 初等(EP2) 就学率 | | 中等(ES1) 就学率 | | 中等(ES2) 就学率 | | 15 才以上の 識字率 | |
|------------|-----------------|--------|---------------------|------|--------------------|------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| | 1996/97 | 2002/3 | 1997 | 2003 | 1997 | 2003 | 1996/97 | 2002/3 | 1996/97 | 2002/3 | 1996/97 | 2002/3 | 1997 | 2002/3 |
| 全国 | 39.3 | 63.1 | 60.6 | 67.5 | 17.1 | 13.8 | 6.4 | 9.1 | 2.9 | 5.5 | 0.6 | 1.2 | 39.5 | 46.4 |
| 性別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 男性 | 42.3 | 65.1 | | | | | 5.9 | 9.6 | 2.8 | 5.1 | 0.9 | 1.7 | 55.4 | 63.3 |
| 女性 | 36.4 | 61.2 | | | | | 6.9 | 8.6 | 3 | 5.9 | 0.4 | 0.7 | 25.9 | 32 |
| 地域別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市 | 56.8 | 75.9 | .. | .. | .. | .. | 18.9 | 19.9 | 9.6 | 13.9 | 2.5 | 2.9 | 67 | 69.7 |
| 農村 | 34.9 | 57.7 | .. | .. | .. | .. | 2.6 | 4 | 0.8 | 0.6 | - | 0.1 | 27.8 | 34.3 |
| 州別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 北部 | 33 | 53.8 | 59.7 | 63.7 | 18.7 | 18.5 | 2.0 | 6.1 | 0.4 | 2.7 | 0.4 | 1.0 | 28.1 | 34 |
| ニアサ | 32.4 | 49.7 | 62 | 61.7 | 17.9 | 19.5 | 5.1 | 4.7 | 0.6 | 2.2 | - | 0.3 | 31 | 35.6 |
| カーボデルガ - ド | 28 | 60.9 | 57.9 | 64.5 | 19.6 | 19.1 | 0.7 | 9.1 | 0.7 | 2.5 | - | 2.6 | 25 | 31.6 |
| ナンブラ | 38.6 | 50.7 | 59.1 | 64.9 | 18.7 | 17 | 0.3 | 4.4 | 0.02 | 3.5 | 1.2 | - | 28.3 | 34.9 |
| 中部 | 33.6 | 61.7 | 60.6 | 66.8 | 19.1 | 14.5 | 4.9 | 9.5 | 1.8 | 4.0 | 0.05 | 0.75 | 37 | 45.3 |
| ザンベジア | 32.4 | 61.5 | 51 | 57.3 | 26.8 | 20.5 | 2.4 | 3.2 | 1.9 | 2.9 | 0.2 | 1.1 | 29.7 | 38.6 |
| テテ | 34.5 | 54.8 | 61 | 68.7 | 24.1 | 14.8 | 3.9 | 5 | 1.4 | 2.9 | - | - | 33.2 | 40.8 |
| マニカ | 38.7 | 68.6 | 62.7 | 67.9 | 14.3 | 11.8 | 5 | 15.8 | 0.4 | 5.2 | - | 0.8 | 42.3 | 54.6 |
| ソファラ | 28.7 | 61.7 | 67.8 | 73.2 | 11 | 10.7 | 8.3 | 13.9 | 3.6 | 5 | - | 1.1 | 43.8 | 47.3 |
| 南部 | 57 | 81.3 | 62.1 | 71.8 | 14.4 | 9.7 | 12.1 | 17.9 | 6.1 | 11.0 | 1.2 | 2.0 | 61 | 65.6 |
| イニャンバネ | 41.4 | 76.6 | 63.5 | 68 | 14.2 | 10.7 | 12.9 | 13.4 | 1.6 | 7.1 | 2.1 | 2.0 | 45.8 | 53.5 |
| ガザ | 58.8 | 79.2 | 60.1 | 67.7 | 16.6 | 13.2 | 3.2 | 13.2 | 2.2 | 5.5 | - | 0.4 | 47.3 | 52.6 |
| マプート | 58 | 85.9 | 60.6 | 75.3 | 15.5 | 8.8 | 9.8 | 17.3 | 5.5 | 12.2 | 0.1 | 0.8 | 65.7 | 71.4 |
| マプート市 | 69.6 | 83.4 | 64.2 | 76.3 | 11.3 | 5.9 | 22.3 | 27.6 | 15.7 | 17.9 | 2.6 | 4.9 | 85 | 84.9 |
| 階層別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 最下層 | 29.9 | 58.9 | .. | .. | .. | .. | 3.1 | 7.0 | 1.7 | 1.8 | - | 0.6 | .. | .. |
| 下層 | 36 | 59.6 | .. | .. | .. | .. | 2.0 | 8.2 | 0.5 | 4.8 | 0.3 | 0.5 | .. | .. |
| 中間 | 40.4 | 60.6 | .. | .. | .. | .. | 6.6 | 6.0 | 1.6 | 4.6 | 0.9 | 0.9 | .. | .. |
| 上層 | 44.5 | 66.3 | .. | .. | .. | .. | 6.5 | 10 | 4.1 | 7.0 | 0.8 | 0.6 | .. | .. |
| 最上層 | 50.1 | 72.8 | .. | .. | .. | .. | 17.4 | 15.3 | 8.6 | 10 | 1.2 | 3.6 | .. | .. |

注 : 1996/97 ~ 2002/03 年で指数の悪化が見られる部分。

出所 : WB 2007a, Table 1.2, p.7, Table 5.8, p.163, INE2004, Quadro 7.2 p.66 より作成。

表6：保健分野基礎データ（1996/97～2002/3年）

| | 乳児死亡率 | | 5歳未満児死亡率 | | 安全な水 | | トイレ/衛生 | | Stunting (5歳未満) | Wasting (5歳未満) | 3才未満の 低体重児 | | HIV/AIDS 感染率 | |
|------------|-------|------|----------|------|---------|--------|---------|---------|--------------------|-------------------|---------------|------|-----------------|------|
| | 1997 | 2003 | 1997 | 2003 | 1996/97 | 2002/3 | 2000/01 | 2002/03 | 2003 | 2003 | 1997 | 2003 | 2000 | 2004 |
| 全国 | 147 | 124 | 219 | 178 | 15.3 | 35.7 | 42.5 | 45.3 | 41 | 4 | 26.1 | 25.9 | 11 | 16.2 |
| 性別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 男性 | | | | | | | | | 43 | | | | | |
| 女性 | | | | | | | | | 39 | | | | | |
| 地域別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市 | 101 | 95 | 150 | 143 | | 57.7 | | 72.7 | 29.2 | 3.1 | 20 | 16 | .. | .. |
| 農村 | 160 | 135 | 237 | 192 | | 26.4 | | 33.7 | 45.7 | 4.3 | 28 | 30 | .. | .. |
| 州別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 北部 | 158 | 160 | 232 | 222 | 8.5 | 34.7 | 46.5 | 50.2 | 48.2 | 3.8 | 39 | 36.1 | 6.2 | 10 |
| ニアサ | 134 | 140 | 213 | 206 | 5.6 | 30.2 | 66.4 | 70.4 | 47 | 1.3 | 38.1 | 34.1 | 6.2 | 11.1 |
| カーボデルガード | 123 | 177 | 165 | 240 | 8.5 | 41.6 | 46.3 | 53 | 55.6 | 4.1 | 49.8 | 43.2 | 7.5 | 8.6 |
| ナンブラ | 216 | 164 | 319 | 220 | 11.3 | 32.3 | 26.8 | 27.1 | 42.1 | 6 | 29.1 | 30.5 | 4.8 | 9.2 |
| 中部 | 138 | 123 | 217 | 180 | 12.2 | 37.5 | 31.5 | 34.8 | 43.6 | 4.3 | 33.4 | 30.5 | 17.5 | 20.3 |
| ザンベジア | 129 | 89 | 183 | 123 | 5.1 | 13.7 | 7.0 | 19.4 | 47.3 | 5.2 | 33.2 | 32.2 | 10 | 18.4 |
| テテ | 160 | 125 | 283 | 206 | 11.6 | 41.6 | 36.6 | 42.7 | 45.6 | 1.6 | 41.4 | 36.3 | 16.3 | 16.6 |
| マニカ | 91 | 128 | 159 | 184 | 9.8 | 47.1 | 49.3 | 45.7 | 39 | 2.8 | 33.6 | 28.4 | 17.3 | 19.7 |
| ソファラ | 173 | 149 | 242 | 206 | 22.2 | 47.7 | 33 | 31.5 | 42.3 | 7.6 | 25.4 | 25 | 20.6 | 26.5 |
| 南部 | 107 | 74 | 161 | 126 | 35.7 | 49.2 | 81.7 | 76.5 | 27.8 | 2.3 | 12.1 | 12.9 | 12.1 | 18.3 |
| イニャンバネ | 151 | 91 | 193 | 149 | 7.4 | 31.6 | 66.9 | 66.6 | 33.1 | 1.3 | 17.8 | 17 | 7.8 | 11.7 |
| ガザ | 135 | 92 | 208 | 156 | 20.3 | 50.2 | 69.9 | 68.5 | 33.6 | 6.7 | 15.7 | 16.9 | 12.6 | 19.9 |
| マプート | 92 | 61 | 147 | 108 | 39.4 | 48.9 | 90.6 | 70.8 | 23.9 | 0.5 | 5.7 | 8.6 | 14.4 | 20.7 |
| マプート市 | 49 | 51 | 97 | 89 | 75.6 | 66.2 | 99.3 | 99.9 | 20.6 | 0.8 | 9 | 9 | 13.5 | 20.7 |
| 階層別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 最下層 | 188 | 143 | 278 | 196 | 24 | 38 | | 34.9 | 49.3 | 5.6 | | | .. | .. |
| 下層 | 136 | 147 | 214 | 200 | 20 | 32 | | 55 | 46.7 | 4.3 | | | .. | .. |
| 中間 | 144 | 128 | 216 | 203 | 20 | 35 | | 60 | 46.2 | 3 | | | .. | .. |
| 上層 | 134 | 106 | 187 | 155 | 22 | 34 | | 65 | 35.2 | 3.9 | | | .. | .. |
| 最上層 | 95 | 71 | 145 | 108 | 30 | 45 | | 65 | 20 | 2.5 | | | .. | .. |

注：1996/97～2002/03年で指数の悪化が見られる部分(HIV/AIDS感染率の場合は2000～2004年)。

出所：WB 2007a, Table 1.2, p.7, Table 2.4, p.49, INE 2004, Quadro 6.3, p.60, Quadro 6.8, p.62, UNDP 2006b, Anexos Estatísticos, Quadro 12, 14, 57 & 58, UNICEF 2006, pp.95, 97より作成。

(3) 総合分析

以上、消費ベース方法に基づく経済的貧困に関しては、1996/97～2002/3年で南部で貧困問題が深刻化するのに対し、中部、北部で貧困削減が進んでいる状況が確認された。その一方で、貧困の非経済的側面については、2002/3年以降においても特に学校、保健医療・衛生施設等公共サービスの充足度の観点から首都マブートの位置する南部が最も進んでおり、初等教育の修了率、成人識字率等南部で高い教育レベルが確認され、中北部では特に安全な水、衛生施設へのアクセス・予防接種の普及率が低く、乳児・5歳未満死亡率、妊産婦死亡率、栄養失調児の割合が高い等依然として著しい地域間格差が見られ、比較的恵まれた南部と貧しい中北部という異なる構図が見られることが明らかとなっている。また、都市と農村の比較では、1996/97～2002/3年で農村部において貧困率が大きく削減されたのに対し、都市部では貧困率の削減が芳しくなく状況が深刻化しつつあることから、都市と農村の格差は縮まっているが、2002/3年以降は農村部においても格差・不平等の拡大により最貧困層の貧困状況が悪化しており、非経済面では依然として農村部の状況が深刻であることが確認された。

WB(2005)は、経済成長と貧困削減の関係につき分析を行っているが、貧困削減の主な要因として、1992～2003年の年率8%の高いGDP成長・民間消費増、経済成長が「pro-poor」⁸⁹であった点を挙げている(p.xv)。より具体的には、農業生産高の増加(利用農地の拡大と農業生産性の改善/向上)及び農業以外の生産活動実施⁹⁰による特に農村での消費・所得の増加、特に都市部でのサービスセクターにおける雇用の拡大による所得の増加、貧困削減のための政府の公共支出及びドナー支援による教育、保健、水衛生へのアクセス改善、道路網の整備・管理⁹¹を通じた雇用創出・交通アクセスの改善、及び農業普及・輸出用作物の生産性向上支援が特に重要であったとしている(WB 2007a, pp.xiv～xvi)。さらに、政策的な観点から特に注目すべきとして、GDPに占める比率は、1996～2003年で30.4%に減少しているものの(図25参照)、農業は2003年の時点で労働力全体の8割、全世帯の7割の主要経済活動であり(WB 2007a, p.v)、貧困削減に最も大きく貢献したセクターである点⁹²、また、教育レベルの向上による収入と消費への影響が農村の農業以外の生産活動及び都市において顕著であった点が挙げられている(WB 2005, p.xiv)。

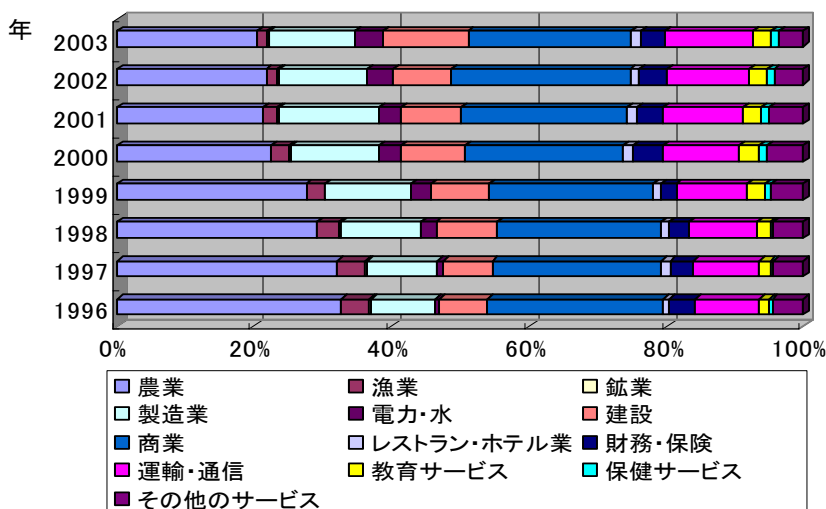
⁸⁹ 「貧困ライン以下の人々の個人消費の平均成長率」との定義に基づいており、計測値は年間3.9%であることから経済成長は「pro-poor」であったとの結論であるが(p.xv)、右数値は全体の平均成長率(4.6%)、成長率中間値(4.1%)よりも低いことから、「不平等の拡大」が見られるとしている(p.32)(4(1)参照)。

⁹⁰ WB(2007a)でさらに詳細な分析がなされており、具体事例として、天然資源の採取・活用(釣り、籐作り、木炭の製造、薪拾い等)、製造・サービス(大工、ブロック製造、仕立屋等)、小売り販売(飲料水、食糧・非食糧品等の販売)等が挙げられている(p.133)。

⁹¹ 1992～2003年で路面状態が「良好(good)」または「比較的良い(fair)」とされる分類道路網(classified network)の割合が10～70%に増加し、通行不能とされた道路の割合が50～5%に減少した(WB 2005, pp.xvi, 20)。

⁹² 1995～2003年の年間平均GDP成長率8.7%のうち、農業セクターの貢献は1.69ポイント(全体に占める割合は19.4%)とメガプロジェクトを含む製造業全体(2.27ポイント。メガプロジェクトを除くと0.81ポイント)に次いで大きく、1996～2002年の15%の貧困削減へのセクター別の貢献度においては、農業セクターは11ポイントの削減に貢献した(全体に占める割合は73%)とされている(WB 2005, pp. 16, 28, 36)。

図 25 : 1996 ~ 2003 年のセクター別の対 GDP 比



出所 : WB 2005, Table 6, p.15 より作成

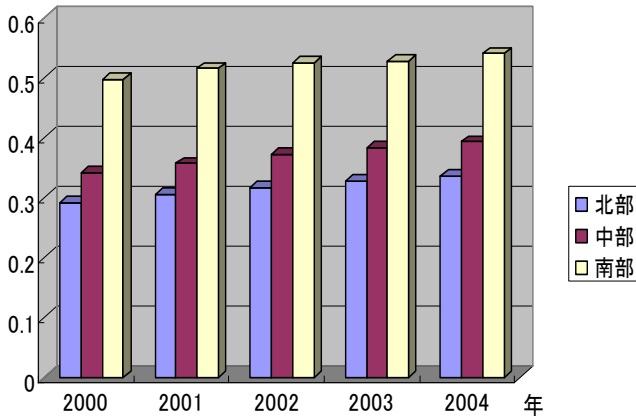
なお、WB (2005) は地域別の分析は特に行っていないが、中部は国内有数の農業地帯であることから、農業生産高の増加、より正確には農業生産性の戦前のレベルへの回復・向上が貧困削減率の大幅な削減に繋がったものと思われる。但し、右は内戦における影響が中部において著しかったことを物語るものとも言える。一方、南部は特に GDP 成長に大きく貢献したメガプロジェクト⁹³ (モザールのアルミニウム精製、南ア企業 SASOL の天然ガス開発) による恩恵を受けたものと思われるが、貧困率が逆に増加していることから、右成長の恩恵が等しく分配されていないことを示す結果となっている⁹⁴。メガプロジェクトについては、WB (2005) も GDP へのインパクトは大きいものの、雇用創出のインパクトは弱いとしている (p.xvi)。

なお、UNDP の「Mozambique: National Human Development Report (HDR) 2005」(2006b) では、平均余命、成人識字率、小・中・高等教育の総就学率、一人当たりの実質国内総生産 (GDP) を基に算出した購買力平価 (PPP) の 4 つの指標により、北部・中部・南部の地域別及び州別に 2000 ~ 2004 年の人間開発指数 (HDI) を試算しているが、南部の指数が 0.496 0.54 (8.8%増) と最も高く、中部 (0.341 0.393 : 12.6%増)、北部 (0.292 0.335 : 14.7%増) の順に低くなっており、同じく南部と中北部の歴然とした格差が確認されている (図 26・27 参照)。特に、南部では中北部に比べ成人識字率、一人当たりの実質 GDP (PPP) が高くなっており、2004 年において最も成人識字率が高いマプト市 (93.2%) と最も低いカーボデルガード州 (31.6%) の差は約 3 倍であり、一人当たりの実質 GDP (PPP) の最も高いマプト州 (10,261Mt) と最も低いカーボデルガード州 (1,803Mt) の差は 5.7 倍と大きく開いている (UNDP 2006b, Anexos Estatísticos, Quadro 5)。

⁹³ 1995 ~ 2003 年の年間平均 GDP 成長率 8.7%のうち、メガプロジェクトによる貢献は 1.46 ポイント (全体に占める割合は 16.8%) となっている (WB2005, p.16)。

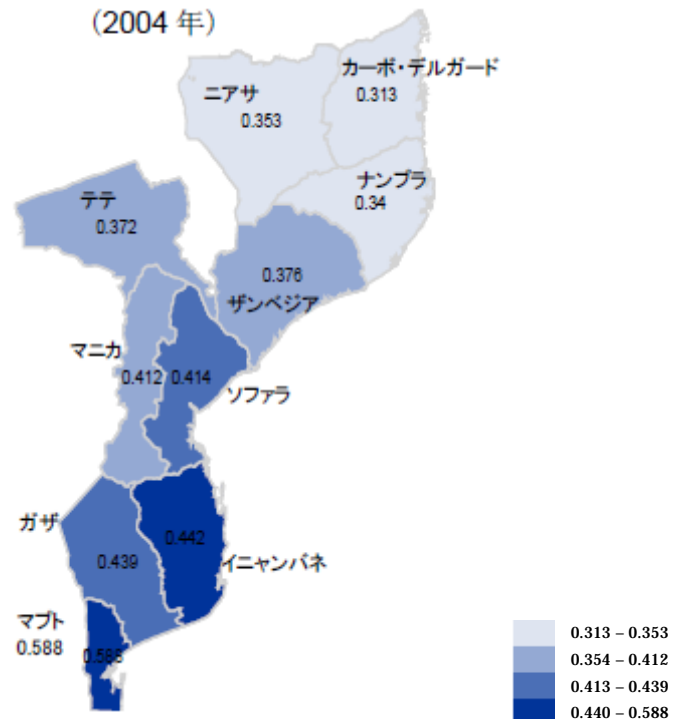
⁹⁴ モザンビーク政府は PARPAII (GoM 2006) において、南部の貧困率増は天候悪化 (洪水、旱魃)、ランドとの換算レートの変化の影響によるとしている。

図 26 : 2000 ~ 2004 年の地域別の HDI の変化



出所 : UNDP 2006b, Anexos, Quadro 1-5 より作成。

図 27 : 2004 年の州別の人間開発指数



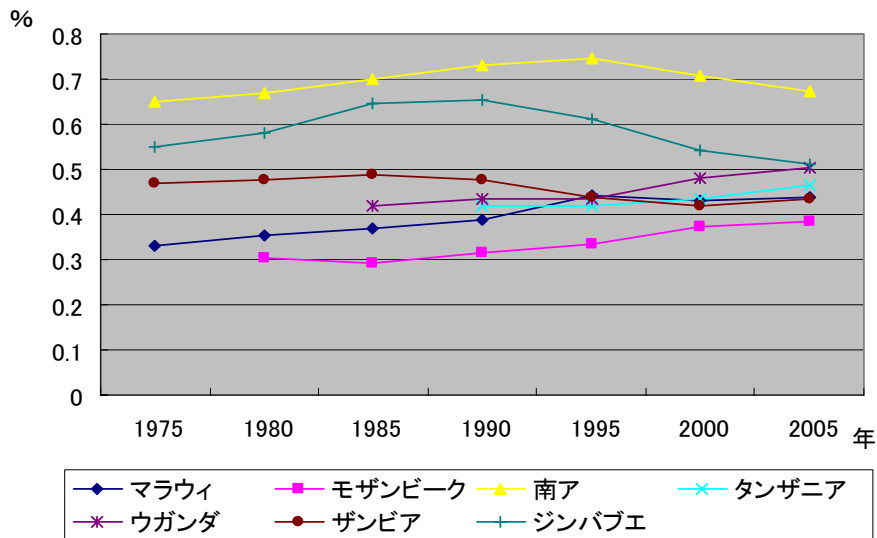
出所 : JBIC 2007、図 1-5、p.20

GoM (2006) は、消費及び消費以外の厚生 (well-being) に関する指標データ双方において、近年地域間格差は減少しており、州間格差よりも州内格差の方が大きいとの調査研究結果が見られるとしているが、依然として厳然たる地域・州間格差が存在しており、初等教育修了率等州間格差が拡大している指標も見られ、都市と農村、階層間での格差・不平等が著しくなっている点については上記 4 (2) で検証したとおりである。そもそも貧困削減を究極の目標とする PARPAII において、PARPAI よりも内発的な経済発展を重視し、郡を開発の核とする地方開発を掲げられている所以は地域・州における格差 (地域・州間及び地域州内格差) の是正にあるはずである。

なお、UNDP の「HDR2007/2008」(2007) では、モザンビークの HDI は 0.384 (2005 年の数値) で、177 ヶ国中 172 位となっており (p.232)、近年の経済成長及び貧困削減があまり反映されていない形となっている。1980 ~ 2005 年の過去 25 年間で HDI の伸びはわずか 0.08 ポイントに留まっており、モザンビークの数値は南部アフリカ域内においても最も低いままとなっている (図 28 参照)。近年の成長にも関わらず同国の数値が低いのは 4 つの指標による総合分析となっているためであるが、実際一人当たりの GDP (PPP) レベルでは、HDI による順位よりも高い 156 位に位置付けられるべきところ (UNDP 2007, p.232)、著しい成人識字率の低さ、平均余命の短さにより、総合順位が低くなっている⁹⁵。

⁹⁵ HDR2007/2008(2007, p.232)では、平均余命が 42.8 才、成人識字率は 38.7%とされており、政府(INE)の公式データである 47.1 才 (2005)、47.2% (2005) よりも低い数値が使用されていることも要因の一つ (同じく UNDP の「Mozambique: National HDR 2007」(2008, p.7)では右データを使用)。HDR 世界版

図 28 : 1975 ~ 2005 年の南部アフリカ HDI 比較



出所：UNDP 2007, Table 2, pp.236-237 を基に筆者が作成。

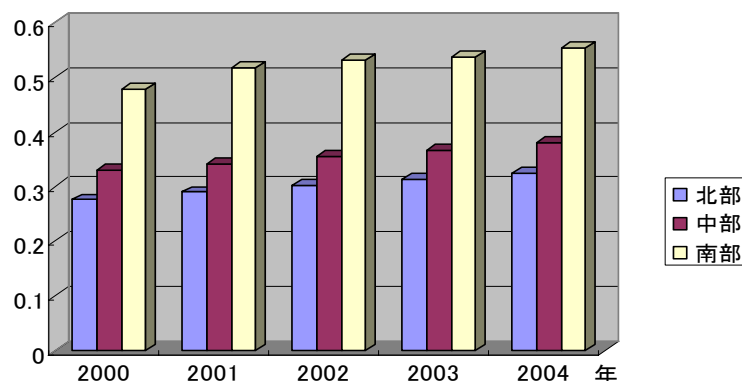
また、その他の人間開発に関する指標では、2004 年のモザンビークの安全な水・衛生へのアクセス、2002/4 年の栄養失調人口の指数は 43%、32%、44%となっているが、LLDC (サブサハラアフリカ)の平均は 59(55)%、37(37)%、35(32)%となっており(UNDP 2007, p.254) MDG の重要な指標でもある主要な保健指標の悪さが LLDC 及びサブサハラアフリカ域内でも際立っていることが分かる。特に安全な水へのアクセスについては、エチオピア(22%)、カンボジア(41%)、チャド(42%)に次いでワースト 4 位である(UNDP 2007, pp.251 ~ 254)。

さらに、前述の UNDP の「Mozambique: National HDR 2005」(2006b)では、別途男女別の平均余命、成人識字率、小・中・高等教育の総就学率、一人当たりの GDP (PPP) に基づき、2000 ~ 2004 年の地域・州別のジェンダー開発指数 (GDI) を算出しているが、HDI と同じく南部の指数が 0.48 0.555 (15.6%増)と最も高く、中部(0.330 0.382:15.8%増)北部(0.276 0.326:18.1%増)の順に低くなっており、南部と中北部の著しい格差が見られる(図 29 参照)。特に、HDI 同様に教育指標(成人識字率と総就学率の合計)と一人当たりの実質 GDP (PPP) が南部で高くなっており、2004 年の教育指標の数値では中北部で男女の格差は約 2 倍となっているのに対し、南部では 1.3 倍と低く、一人当たりの実質 GDP (PPP) では、中北部では男女間の格差 1.1 ~ 1.2 倍であるところ、ガザ州、イニャ

作成までのタイムラグも原因かと思われるが、政府公式データでより HDR2007/2008 のデータに近いのは 1997 年のデータ、42.3 才、39.5%(UNDP 2005b, p.7)であり、右はいささか古過ぎるものと思料。また、HDR2007/2008 より、成人識字率を最新年度のデータではなく、10 年間(1995 ~ 2005 年)の幅を持たせ、右期間中の各国政府からの入手可能データを使用するようになったことも影響しているものと思われるが(HDR1999 ~ HDR2006 では不明の場合 UNESCO の概算データを使用) HDR 世界版上のデータでは、1997 ~ 2002 年で、モザンビークの平均余命は 45.2 38.5 才までコンスタントに減少しており、合計就学率も 1998 ~ 2002 年で 25 23%に減少し、2001 年から 37%と増加に転じている(UNDP 1999 ~ 2004)等政府側のデータとは違いが見られるところ、UNDP の記載ミスなのか、それとも政府データに問題があるのか、状況・原因説明が望まれる。

ンバネ州とで女性の数値が男性を大きく上回っていることから、南部では女性の数値（0.529）が男性（0.527）よりも大きくなっている（UNDP 2006b, Anexos, Quadro 11）。

図 29：2000～2004年の地域別の GDI の変化



出所：UNDP 2006b, Anexos, Quadro 7-11 より作成。

なお、UNDP の「HDR2007/2008」(2007)では、モザンビークの GDI は 0.373 (2005 年の数値)⁹⁶で、157ヶ国中 152位⁹⁷となっており、HDI による順位よりも 2 位低くなっており (p.329)、世界的にもジェンダー格差 (特に女性の平均寿命の短さ、識字率の低さ及び男女間格差の大きさ⁹⁸) が問題であり、格差是正に向けた取り組みが急務であることが明らかになっている。

また、MDGs の達成状況に関しては、UNDP の支援により 2002 年よりほぼ 3 年間隔でモニタリング評価報告書が作成・公表されているが、最新の 2008 年度版(2009, p.3)では、「ゴール 2：初等教育の完全普及の達成、ゴール 3：ジェンダー平等推進を除く 5 つのゴールにおいて「達成の可能性がある (potential)」、もしくは「達成の可能性が高い (likely)」とされており、2002 年の状況より改善が見られる。しかしながら、さらに詳しく見ると、ゴール 2・3 のターゲット以外にも、ターゲット 5B：リプロダクティブヘルス、6C：マラリアとその他の疾病、7A：持続可能な開発政策、7C：生物多様性が「達成の可能性が低い (unlikely)」となっており、「達成の可能性あり」もしくは「達成の可能性が高い」とされているターゲットにおいても指標の悪化、もしくはデータの不足、目標値自体の未設定⁹⁹により、モニタリングが実施されていないものも見られるところ (表 7・別添 8 参照)、留意

⁹⁶ モザンビーク版 HDI 算出の場合と指標 3 つは同じであるが、4 つ目の指標が一人当たりの実質 GDP (PPP) ではなく、所得見込み額 (PPP) となっている (p.329)。

⁹⁷ HDI 対象の 177ヶ国中 20ヶ国はデータ不足により、GDI の算出が出来ない状況となっている。

⁹⁸ 但し、HDI の場合と同様、平均余命及び成人識字率は、2005 年の政府公式データ (女性：49 才、男性：45.2 才、女性：33.8%、男性：65.6%) (UNDP 2008, p.10) よりも古いと思われる数値 (女性：43.6 才、男性：42 才、女性：25%、男性 54.8%) が使用されており、右が GDI の順位にも影響しているものと思われる。

⁹⁹ 7 ゴール、15 ターゲットに対する全 43 指標中で目標値が設定されているのはわずか 11 指標である (別添 8 参照)。

すべきである。

表7：モザンビークのMDGsの主要ターゲットの進捗状況一覧表

| 目標とターゲット | 指標 | 現状 | 2015年 目標値 | 達成可 可能性 |
|---|---|---|--------------------|------------|
| ゴール 1: 極度の貧困と飢餓の撲滅 | | | | |
| ターゲット 1A: 1990～2015 年で1日1ドル未満で生活する人口の割合を半減。 | 1.1. 国家貧困ライン以下の人々の割合/1日1ドル(PPP)未満で生活する人口の割合 | 69.4→54.1%に削減/81.3(1996/97年)→74.1%(2002/3年)に削減。 | 40% | 可能性あり |
| ターゲット 1C: 1990～2015 年で飢餓に苦しむ人口の割合を半減。 | 1.8. 5歳未満の低体重児の割合 | 26(2001年)→23.7%に減少。しかし、2006年に25.5%に増加。 | 17% | 可能性高 |
| ゴール 2: 初等教育の完全普及の達成 | | | | |
| ターゲット 2A: 2015 年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。 | 2.1. 初等教育における純就学率 | 52.4(1999年)→76%(2006年)に増加。初等教育修了率(MDG 合意年次のターゲット)は22→38.7%に増加。2007年時点で72.6%。 | 100% | 可能性低 |
| ゴール 3: ジェンダー平等推進と女性のエンパワーメント | | | | |
| ターゲット 3A: 可能な限り 2005 年までに、初等・中等教育における男女格差を解消し、2015 年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。 | 3.1. 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率 | 初等(EP1)レベルは0.71→0.83に増加。2008年時で0.9。中等、高等レベルでは各々0.72(2006年)、0.49(2005年)。 | 1.0 | 可能性低 |
| | 3.3. 国会における女性議員の割合 | 28→35.6%(2005年)に増加。2008年時で37.2%。 | 50% | |
| ゴール 4: 乳幼児死亡率の削減 | | | | |
| ターゲット 4A: 2015 年までに5歳児未満の死亡率を1990年の水準の3/1に削減。 | 4.1. 5歳児未満の死亡率 | 219→178/1000人に減少。 | 108 | 可能性あり |
| | 4.2. 乳児死亡率 | 147→127/1000人に減少。 | | |
| | 4.3. はしかの予防接種を受けた1歳児の割合 | 57.5→76.7%に増加。 | 95% | |
| ゴール 5: 妊産婦の健康の改善 | | | | |
| ターゲット 5A: 2015 年までに妊産婦の死亡率を1990年の水準の4/1に削減。 | 5.1. 妊産婦死亡率 | 1000(1990年代初頭の見積もり)→408/10万人に減少(UNDP(2007)のデータでは520/10万人(2005年))。 | 250 | 可能性あり |
| ゴール 6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止 | | | | |
| ターゲット 6A: HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる。 | 6.1. 15～24歳のHIV感染率 | 15～49歳の感染率は8.2(1998年)→16.2%(2004年)に増加。2007年時で16%。 | | 可能性高 |
| ゴール 7: 環境の持続可能性確保 | | | | |
| ターゲット 7C: 2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減。 | 30. 浄化された水源を継続して利用できる人口の割合 | 15.3(1996/97年)→35.7%(2002/3年)に増加。2004/5年時で36%。 | 70% | 可能性あり |
| | 31. 改善された衛生施設を利用できる人口の割合 | 42.5(1996/97年)→45.3%(2002/3年)に増加。2004/5年時で46%。2002/3～2004/5年で都市では72.7→78%に増加、農村では33.7→32%に減少。 | 80%: 都市 50%: 農村 | |

注：現状部分のデータは特に年数の記載がない限り、1997～2003年のデータである。

出所：UNDP 2009, pp.3, 10, 国連のMDG指標に関する公式サイト (<http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Default.aspx>)上のモザンビーク国のデータ, UNDP2006a, Table 15, p.338, UNICEF 2006, pp.113 - 4, 図24のデータを基に作成。なお、MDGsのターゲット・指標については、国連MDGs指標公式サイト上の公式リスト、外務省及びUNDP東京事務所のMDGsに関するサイトを参照。

(4) 貧困削減検証

“Nutritional Paradox” 1996/97～2002/3年の貧困率15%削減は過剰な見積もりか？

以上、貧困の経済的側面と非経済的側面に関する状況につき包括的に検証したが、モザンビーク国内外の専門家の頭を悩ませている問題がある。1996/97～2002/3年で消費ベースで15.3% (69.4→54.1%)という大きな貧困削減を達成している一方で、5歳未満の慢性の栄養失調児の割合が2006年のデータで41.5%と依然として高レベルにあるのは何故か。Fox, et al.(2005)、UNICEF(2006)、WB(2005 & 2007a)、Hanlon(2007a, 2007b, 2008)、Hanlon e Smart(2008)は、右状況を「nutritional paradox」として一様に疑問を提示している。

WB(2007a)は、「Box 1.1: 栄養学上のパラドックス:モザンビークの消費成長と栄養失調」(p.9)として囲み記事で記載し、原因分析を試みているが、消費と収穫パターンのずれ/季節性、家庭のメニューにおける消費カロリーと栄養のバランスの不均衡、女性つまり母親の教育レベルと栄養に関する知識の影響、女性/母親の家庭内の特に食事・支出に関する意志決定権の4つを大きな要因として上げている。UNICEF(2006)も保健指標と母親の教育レベルの高さとの間に相関関係が見られる点を指摘するなど、家庭内の女性の役割と子供の栄養の関係は極めて重要であるところ、WBが右に着目し、さらに栄養失調問題改善のための緊急な取り組みの必要性を訴えた意義は非常に大きいと言える。一方で、Hanlon(2007a, 2007b, 2008)、Hanlon e Smart(2008)は、5歳未満の慢性の栄養失調児の増加をモザンビークの貧困が増加しているからに他ならないとし、1996/97～2002/3年の貧困削減率が過剰に見積もられているとする異なる説を展開している。

MPF, et al.の2002/3年の第2回IAF報告書「Poverty and Well-being in Mozambique : the Second National Assessment」(2004)における2002/3年の貧困率の算出方法をより詳細に分析すると、1996/97年の第1回IAF同様に、一日一人当たり必要なカロリー消費ベースでの支出額(食糧貧困ライン)と必要最低限の食糧品以外の品目の購入額(非食糧貧困ライン)の合計(貧困ライン)に基づいているが、第2回IAF調査では、1996/97年の貧困ライン算出時と同じ品目・消費量(固定バスケット)に基づく貧困ライン、1996/97年の貧困ラインよりも安い品目・消費量(フレキシブル・バスケット)に基づき適宜調整の上で算出された貧困ラインと2つの貧困ラインによる異なる貧困率が算出されている(表8参照)。後者のフレキシブル・バスケットに基づく貧困ラインが設定されたのは、前者の固定バスケットに基づき算出された支出額(食糧貧困ライン)が1996/97年の2倍以上と実際の物価上昇よりも高くなったことから、物価高の状況下では消費者はより安い品目を購入するはず(Cobb-Douglas preference)との仮定に従ったものである(MPF, et al. 2004, pp.7～9, 17)。

なお、固定バスケットに基づいた場合、2002/3年の貧困率は63.2%で、農村、都市の貧困率は各々61.3%、64.1%であり、フレキシブル・バスケットに基づいた場合よりも貧困率が高くなっている(表9参照)。また、地域別では、南部ではなく北部の貧困率が68.1%と最も高く、中部の貧困率が59.2%と最も低く、州別ではカーポデルガード州とマブート州を除く全州で貧困率削減が見られるが、フレキシブル・バスケットの場合よりも貧困削減率は小さくなっており、最も貧困率の高い州はイニャンバネ州(80.1%)と変わらないもの

の、最も貧困率の低い州はマブート市（45.5%）となっている（表9参照）。つまり、フレキシブル・バスケットの場合とは大きく異なる貧困状況が提示されているのである。

表8：固定及びフレキシブル・バスケットに基づく食糧貧困ライン及び貧困ライン（2002/03年）

| 食糧貧困ライン 算出のための区分 | 1996/7年の 食糧貧困 ライン (1) | 2002/3年の 固定バスケット 食糧貧困 ライン (2) | 2002/3年の フレキシブル バスケット 食糧貧困ライン <修正前>(3) | 2002/3年の フレキシブル バスケット 食糧貧困ライン <修正後>(4) | 貧困ライン に占める食 糧の割合 (%) | 非食糧貧 困ライン | 2002/3年 貧困ライン |
|-----------------------|--------------------------------|---|--|--|-------------------------------|--------------|------------------|
| 1 ニアサ・カーボデル ガード-農村 | 3,011 | 6,246 | 4,756 | 5,434 | 77 | 1,665 | 7,099 |
| 2 ニアサ・カーボデル ガード-都市 | 3,687 | 7,857 | 7,717 | 7,540 | 74 | 2,690 | 10,231 |
| 3 ナンブラ-農村 | 2,742 | 5,277 | 2,752 | 4,471 | 75 | 1,501 | 5,972 |
| 4 ナンブラ-都市 | 3,642 | 8,275 | 3,749 | 4,853 | 73 | 1,807 | 6,661 |
| 5 ソファラ・ザンベジア -農村 | 3,719 | 5,175 | 3,548 | 4,155 | 76 | 1,318 | 5,473 |
| 6 ソファラ・ザンベジア -都市 | 5,370 | 7,483 | 5,902 | 6,591 | 75 | 2,183 | 8,775 |
| 7 マニカ・テテ-農村 | 3,845 | 6,838 | 6,937 | 5,629 | 81 | 1,304 | 6,933 |
| 8 マニカ・テテ-都市 | 5,548 | 11,176 | 9,656 | 7,145 | 74 | 2,545 | 9,690 |
| 9 ガザ・イニャンパネ -農村 | 4,971 | 6,858 | 5,438 | 6,614 | 73 | 2,394 | 9,008 |
| 10 ガザ・イニャンパネ -都市 | 5,714 | 7,461 | 6,613 | 7,264 | 68 | 3,457 | 10,721 |
| 11 マブート州-農村 | 5,418 | 11,801 | 12,584 | 11,801 | 70 | 4,963 | 16,764 |
| 12 マブート州-都市 | 6,047 | 11,898 | 13,741 | 11,898 | 65 | 6,398 | 18,296 |
| 13 マブート市 | 6,192 | 12,224 | 13,211 | 12,224 | 63 | 7,291 | 19,515 |

注：(1)1996/7年の金額での1996/7年のバスケット、(2)2002/3年の金額換算の1996/7年のバスケット、
(3)・(4)2002/3年の金額での2002/3年のバスケット
： 固定バスケットとフレキシブル・バスケットによる食糧貧困ラインが同じ部分。

出所：MPF, et al. 2004, Table 1&4, pp.34, 37を加工。

表9：固定バスケットに基づく1996/97～2002/3年の貧困率の推移

| | 貧困率 | | | 貧困ギャップ | | | 二重貧困ギャップ | | |
|----------|---------|--------|-------|---------|--------|------|----------|--------|------|
| | 1996/97 | 2002/3 | 増減 | 1996/97 | 2002/3 | 増減 | 1996/97 | 2002/3 | 増減 |
| 全国 | 69.4 | 63.2 | -6.2 | 29.3 | 25.8 | -3.5 | 15.6 | 13.5 | -2.1 |
| 地域 | | | | | | | | | |
| 都市 | 62 | 61.3 | -0.7 | 26.7 | 19.7 | -0.5 | 14.6 | 14 | -0.6 |
| 農村 | 71.3 | 64.1 | -7.2 | 29.9 | 20.9 | -4.3 | 15.9 | 13.3 | -2.6 |
| 州 | | | | | | | | | |
| 北部 | 66.3 | 68.1 | 1.8 | 26.6 | 27.7 | 1.1 | 13.9 | 14.2 | 0.3 |
| ニアサ | 70.6 | 61.2 | -9.4 | 30.1 | 21.8 | -8.3 | 16.1 | 10 | -6.1 |
| カーボデルガード | 57.4 | 72.3 | 14.9 | 19.8 | 28.1 | 8.3 | 9.1 | 13.6 | 4.5 |
| ナンブラ | 68.9 | 68.1 | -0.8 | 28.6 | 29.1 | 0.5 | 15.3 | 15.6 | 0.3 |
| 中部 | 73.8 | 59.2 | -14.6 | 32.7 | 23.5 | -9.2 | 18 | 12.3 | -5.7 |
| ザンベジア | 68.1 | 58.6 | -9.5 | 26 | 21.1 | -4.9 | 12.3 | 10.1 | -2.2 |
| テテ | 82.3 | 71.6 | -10.7 | 39 | 34.2 | -4.8 | 22.5 | 20.9 | -1.6 |

| | | | | | | | | | |
|--------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|
| マニカ | 62.6 | 60.2 | -2.4 | 24.2 | 26.3 | 2.1 | 11.7 | 15 | 3.3 |
| ソファラ | 87.9 | 48.4 | -39.5 | 49.2 | 16.6 | -32.6 | 32.1 | 7.5 | -24.6 |
| 南部 | 65.8 | 63.6 | -2.2 | 26.8 | 27.1 | 0.3 | 13.9 | 14.7 | 0.8 |
| イニャンパネ | 82.6 | 80.1 | -2.5 | 38.6 | 41.3 | 2.7 | 21.4 | 25.3 | 3.9 |
| ガザ | 64.6 | 58.6 | -6 | 23 | 19.7 | -3.3 | 10.9 | 8.7 | -2.2 |
| マブート州 | 65.6 | 66.9 | 1.3 | 27.8 | 28.9 | 1.1 | 14.7 | 15.7 | 1 |
| マブート市 | 47.8 | 45.5 | -2.3 | 16.5 | 16.2 | -0.3 | 7.7 | 7.5 | -0.2 |

注： 1996/97～2002/3年で指数の悪化が見られた部分。

出所：MPF, et al. 2004, Table 5&6, pp.38-39

以上の点を踏まえ、Hanlon (2007a, 2007b, 2008)、Hanlon e Smart (2008) は、フレキシブル・バスケットに基づく算出方法により 2002/3 年の貧困ラインが 1996/97 年よりも低く設定されたため、貧困削減率が実際よりも高く見積もられており、固定バスケットに基づく貧困削減率「69 63%」の方がより現実に近いと分析し、政府・ドナーは 2002/3 年の貧困率の算出方法に疑義を唱えず（アフリカ支援の成功事例、援助効果アピールに効果的との考えにより）こぞって右を賞賛しているとの批判的な見方をしている。

但し、Hanlon (2007a, 2007b, 2008)、Hanlon e Smart (2008) は、フレキシブル・バスケットでは 1996/97 年のバスケットの品目リスト内で価格が高騰したメイズを買い控え、より安価でカロリーが高い、しかし栄養価の低いキャッサバを多く購入するようになっており、その結果 2002/3 年の貧困ラインは 1996/97 年よりも低く設定されている、また、モザンビーク国内で慢性的な栄養失調者の割合が増しているのはメイズ キャッサバへの購入品目の変化によるものであるとの見方をしているが、既存の第 1・2 回目の IAF 評価報告書 (MPF, et al. 2004) のデータではメイズ キャッサバへの購入品目の変化は確認出来ない¹⁰⁰。消費者側の立場からすれば、特に貧困層の場合、物価高においてより安価な品目へのスイッチは当然あり得る話であり、貧困率算出にあたり 1996/97 年と 2002/3 年の品目・消費量が全く同じである必要はないと思料するが、2002/3 年のフレキシブル・バスケットに基づく貧困率算出に際し、1996/97 年以降の物価高を十分に考慮に入れた上で、2002/3 年の貧困ライン、特に食糧貧困ラインが設定されたのかに関しては疑問が残る。実際マブート州・市の貧困率算出においては、フレキシブル・バスケットに基づき調整の上で算出された食料貧困ラインの方が金額的に高くなるため、固定バスケットに基づく食料貧困ラインが採用されている (pp. 17, 24-25) 等算出方法には非一貫性も見られる。

貧困と栄養失調との関係は複雑で、WB (2007a) の分析は至極もっともと思われるものの、一方で、Hanlon の指摘するように、貧困削減率の過剰な見積もりという可能性についても今少し踏み込んだ検証が必要ではないか。前述のとおり stunting の階層別の分析では、

¹⁰⁰ MPF, et al. (2004) では、巻末に別添として州毎（農村・都市別）のフレキシブル・バスケットの品目・消費量、カロリー及び支出額（食糧貧困ライン）一覧表が記載されている (pp.63～72)。同様の固定バスケットに関するデータがないため、両バスケットの品目・消費量の違いが確認出来ないが、フレキシブル・バスケットのデータを見る限りにおいては、特にメイズの全体に占める支出額の割合がキャッサバに対して極端に下がっているという状況は見られない。また、MPF, et al. (1998) では、同じく別添にバスケットの品目と各品目の支出額の割合のみの一覧表が掲載されているが (Appendice D, Tabela D1 e D2, pp.53-54) 右一覧表とフレキシブル・バスケットの一覧表の比較においても、キャッサバに対するメイズの支出額の割合の全体的な減少は確認出来ない。

第1～第3分位の約半数、2人に1人の乳幼児の割合で *stunting* の問題が見られる。つまり、下位層60%の乳幼児が影響を受けており、2002/3年の貧困率が54.1%であるとするれば、非貧困層6%にも栄養失調問題の影響が及んでいるということになるが、これにはいささかデータ上矛盾があるように思われる。さらに、上記の4つの要因で、栄養失調児だけでなく、低体重児の割合が1996/97～2002/3年でほぼ変化が見られず、4人に1人の乳幼児という高い割合で推移しているという状況に関してまで説明するのは難しいのではないか。

Hanlon の指摘するように、15%の貧困削減率は過剰な見積もりであり、2002/3年の貧困率としては固定バスケットに基づき算出した63%の方がより適当であるとするれば、上述の5歳未満の栄養失調児の割合との関係についても説明が付き、加えて、南部ではなく北部が最も貧しく、マプト市の貧困率もそれ程深刻ではないという構図も同市の貧困の非経済的側面の状況に鑑みより納得が行くように思われる。そもそも、非貧困層でありながら、慢性の栄養失調児が半数を占めるという状況を「非貧困」とするのは定義的に問題があるようにも思われるところ、今後貧困率の算出において定義の再考・修正も考慮に入れるべきではないか。

1996/97～2002/3年の貧困率削減を巡っては、Hanlon と MPD の Arndt との間で一時（2007年末）論争となったが、両氏の提示データ及び既存データに不足する部分もあるところ（注釈100参照）真相解明には貧困率算出の際のデータの全面的な開示による分析が必要かと思われる。また、固定バスケットとフレキシブル・バスケットの何れに基づいたとしても、1996/97～2002/3年でモザンビークで貧困率が削減したことは事実であり、より重要なのは2003年以降現在の状況がどのようになっているかということである。IAFは7年に1回の実施となっていることから、量的なデータに基づく貧困状況の把握は困難であるが、上述のとおりTIA2005では同国の7割を占める農村部における格差・不平等の拡大を示すデータが提示されている。右を踏まえ、2003年までの目覚ましい経済成長と貧困削減につき「広範囲且つ労働集約型の民間セクターの成長は平等に分配されたため貧困削減に効果的であった」と賞賛したWB（2007a, p.2）も、農業セクターは、1996～2002年までは貧困層の所得向上に貢献したが、2002～2005年には農村部で不平等の増加により貧困の慢性化が見られるとし(p.113)、2003年以降の貧困削減の進捗につき疑念を呈しているのである。

また、Hanlon は Smart との共著である最新著書「*Há Mais Bicicletas – mas há desenvolvimento? (There are more bicycles – but there is a development?)*」(2008)では、内戦後と現在の状況を比較し、ラジオや自転車を所有する農民数の大幅な増加、教育へのアクセス、インフラの普及率の増加等を例に挙げ、開発が見られたのは間違いないとしながらも、果たしてそれが十分であったのか、実際に援助を必要とする人々に行き届いていないのではないかと疑問を投げかけている。特に、慢性の栄養失調児、HIV/AIDS感染者数の増加、格差拡大等を深刻な問題として挙げ、2002/3年のIAFに基づく貧困率の算出方法に疑念を呈し、15.3%の貧困削減は過大評価であると主張し、さらに、社会セクターに重点を置く戦後のドナー支援のあり方に疑念を呈し、モザンビーク政府のオーナーシップの重要性を説き、援助依存脱却のためにも生産セクター、特に農業分野への支援を重視した新たな援助のあり方を提言している。

なお、DPG 会合において、共同チェアの UNRC がモザンビーク IMF 代表に Hanlon の上記著書に関する意見を求める場面があり、右への IMF 代表の回答は正にマクロ経済・金融政策を司る IMF の立場を代弁するもので、非常に興味深いところ、以下で紹介することとしたい。同代表はまず、統計に関する 이슈があるとし、「国連の人間開発指数では GNP だけで貧困を測定しようとはしていない」と IMF とのスタンスの違いにつき簡単に説明した上で、「モザンビークの現状を見ればマクロ経済の成長は明らかであり、インフレーションもコントロールされている。右は貧困削減対策として最も重要であり、予算の包括性、e-SISTAFE（オンラインでの予算監理システム）、プログラム予算化、税制改革等制度面での改善により貧困削減のための支出のインパクト評価が可能となる。当国は確かに発展しており、現政権の政策改善、ドナーの支援があればより多くの成果が期待出来る。政府は持続可能な開発にコミットしているが、中小企業振興、より多くの職・所得の創出、『Doing Business』の指標の一つでもある政治・経済の安定性の要である中間所得層の育成が重要である。なお、Hanlon 氏の書籍で挙げられている、政府の農業セクターへの取り組み強化、更なる研究実施等は新しいアイデアではない」と述べた。

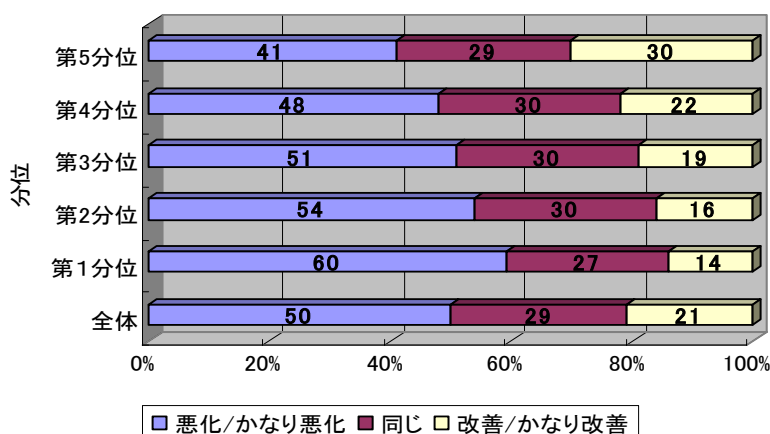
何れにしても、現在実施中の第 3 回目の IAF で貧困削減の現状につき明らかにされるものと思われるが、貧困の定義も含め、今後の更なる議論・検証を期待したい。また、現在の PAPs 主導によるモザンビークの開発援助の枠組みそのものの改善及び右による同国への開発援助のあり方の再検討・検証も必要ではないか。

ところで、モザンビーク国内の一般の人々の生活状況、貧困に関する意識はどのようになっているのだろうか。同国では幾つかの聞き取り/アンケート調査が実施されているところ、主なものにつき以下で検証する。

貧困に関する人々の意識の変化

まず、IAF2002/3 で 1 年前と比較しての現在の生活状況に関する調査が行われているが、右によると、50%の人々が「悪化した」もしくは「かなり悪化した」と回答しており、「改善した」もしくは「かなり改善した」としたのは 21%と少なくなっている（図 30 参照）。

図 30 : IAF2002/3 : 1 年前との比較による現状認識

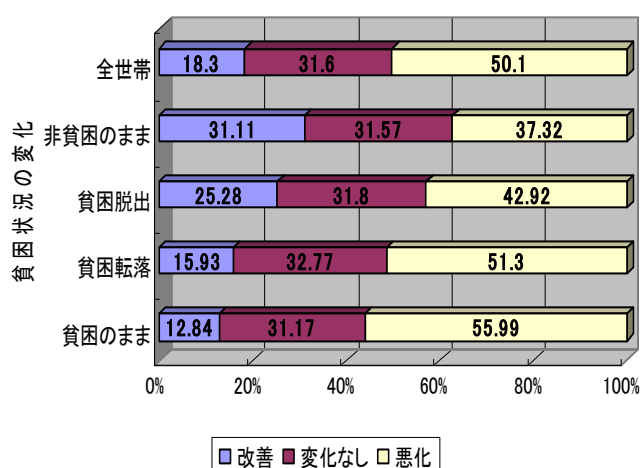
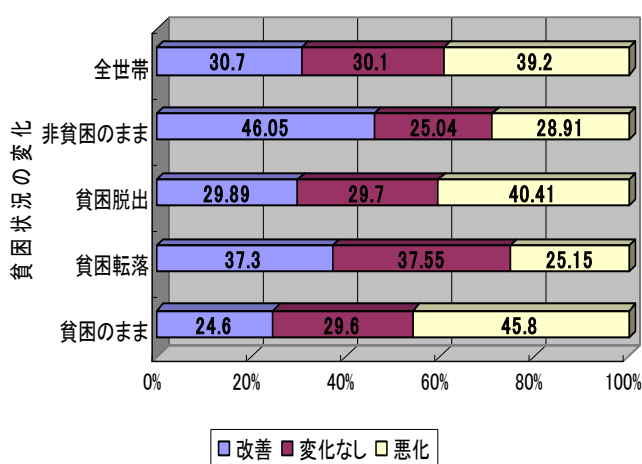


出所 : Hanlon 2007a, Table 4, p.7

また、5分位での比較では、最貧困層の6割が「悪化/かなり悪化」とし、「改善/かなり改善」としたのは14%と最も少なくなっているが、最富裕層の場合も41%が「悪化/かなり悪化」とし、「改善/かなり改善」との回答(30%)を上回っており、全体的に生活状況の悪化に関する意識が高くなっていることが分かる。

次に、TIA2002、TIA2005における過去3年間の生活状況の変化に関する人々の意識調査では、2002年に全世帯の30.7%が現在の状況が3年前に比べて「改善した」とし、「悪化した」とするのは全体の39.2%であるのに対し、2005年には「改善した」としたのは2002年の約半数の18.3%に留まり、50.1%が「悪化した」としており、2002~2005年で農村の人々の生活状況の改善に関する認識が大きく低下したことが分かる(図31参照)。特に、2002年の段階で貧困の位置に留まっていた人々の中で、3年前よりも現状が「改善した」とするのは24.6%で、「悪化した」とするのは45.8%であったのに対し、2005年に同じく貧困層に留まっており、現状が「改善した」とする人々の割合は2002年の半分に減少し、「悪化した」とする人々の割合は約10ポイント増加し55.99%となっている(図32参照)。右は4(1)で検証した貧困から抜け出せず慢性的な貧困状態にある人々の増加の現状を裏付けるものである。

図31：TIA2002：過去3年間と比較しての現状認識 図32：TIA2005：過去3年間と比較しての現状認識



出所：WB 2007a, Table 4.15, p.126 より作成。

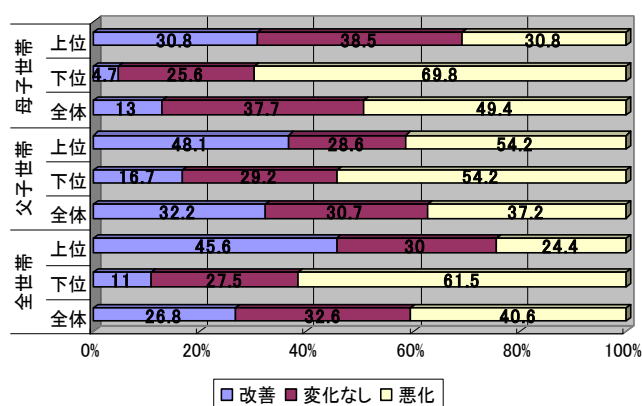
出所：WB 2007a, Table 4.15, p.126 より作成。

また、WBは「貧困と脆弱性調査(PVS)」を2006年に実施しており、貧困と不平等に関する意識分析を行っている¹⁰¹。そのうち、人々の過去5年間の生活状況に関する意識調査では、都市、農村、父子・母子・全世帯、3分位別で分析を行っているが、右によると、農村の全世帯では26.8%が「改善」、40.6%が「悪化」としているのに対し、都市の全世帯では25.2%が「改善」、37.3%が「悪化」としていることから、わずかながら都市において生活状況の改善に関する認識・実感が弱いことが明らかである(図33・34参照)。また、

¹⁰¹ ガザ、ザンベジア、ナンブラ、ニアサの4州で、個別インタビュー調査、グループ協議等により実施(WB 2007a, p.12)。

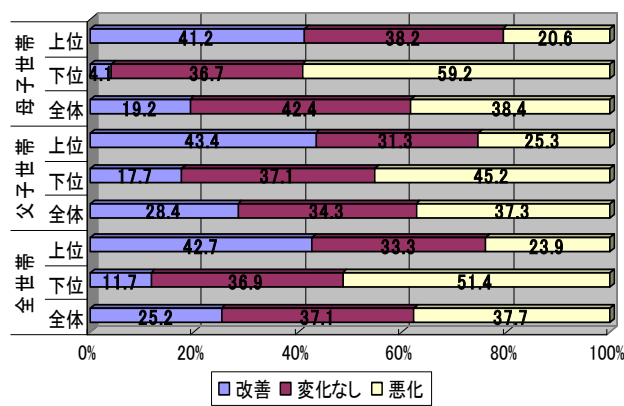
世帯別では、農村、都市の何れにおいても父子世帯の方が生活状況の改善に関する認識が強く、特に農村では、父子世帯の約3割が「改善」との認識であるのに対し、母子世帯の「改善」との認識は13%と低く、「悪化」との認識は約半数と父子世帯よりも12.2%多くなっている(図33・34参照)。さらに、3分位での分析では、農村・都市、父子・母子世帯に関わらず、下位の貧困層の改善に関する認識度が低くなっており、特に農村の母子家庭では悪化との認識が69.8%と最も高く、農村における母子家庭の貧困状況が最も深刻であることが分かる。右結果は、4(1)(2)で検証した経済・非経済貧困のデータとも一致するものである。

図33：過去5年間で世帯貧困認識の変化(農村)



出所：WB 2007a, Table 1.12, p.24 より作成。

図34：過去5年間で世帯貧困認識の変化(都市)



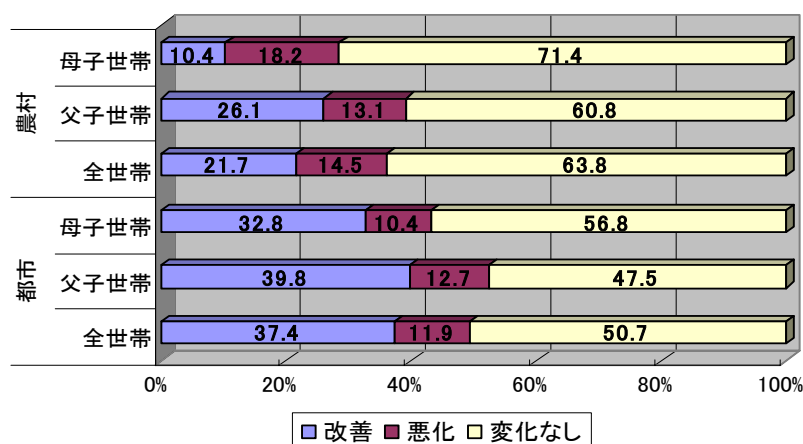
出所：WB 2007a, Table 1.12, p.24 より作成。

なお、WB(2007a)は、アンケート調査結果における人々の認識と貧困率削減の事実とが一致しない点に関し、注釈(p.17)でデータサンプル上の問題、アンケートにおける貧困の多面性の反映、客観データと主観的なアンケート結果の不一致によるものとしているが、併せて貧困率の測定においてフレキシブル・バスケットを活用したことによる影響の可能性にも言及している。つまり、フレキシブル・バスケットの活用はカロリー摂取量に基づくもので、「文化、社会規範、習慣による嗜好」が考慮されているわけではないため、カロリー摂取量を満たしている場合でも(仮にカロリーは高くても価格は安い品目へのスイッチによっても)人々が自らを「貧しい」と認識する可能性はあり得るとしており、また、本アンケート調査の実施はIAFの3年後であることから、「2003年までの貧困削減の良好なパフォーマンスが減速した(slowdown)可能性がある」としている(WB 2007a, p.17)。さらに、上述のとおり、TIA2005において2002~2005年で農村における所得配分の不平等の増加が確認された点に触れ、「2003年以降も続く成長が、特に農村においてそれ(2003年)以前と同様の規模で貧困者へのトリックル・ダウン効果をもたらしていない可能性がある」と述べている(WB 2007a, p.17)。

但し、WBは今後5年間の生活状況の見通し/予測に関するアンケートで、人々はより楽観的で、「未来の幸福('well-being')に希望を持っている」とし、特に都市でその傾向が顕著であるとしている(WB 2007a, p.17)。確かに、右アンケートにおいて、都市では全世界帯

の37.4%が「改善するだろう」とし、「悪化するだろう」としたのは11.9%であるが、50.7%は「変わらないだろう」とし、農村では「改善するだろう」としているのは21.7%であり、「悪化するだろう」と「変わらないだろう」は14.5%、63.8%に上っている(図35参照)。しかしながら、過去5年と比較した現状を「悪化」としないまでも「変わらないだろう」とした人々の割合が都市で5割、農村で6割以上と高くなっている状況を人々が未来に希望を持っていると結論付けるのはいささか楽観的過ぎるきらいがあると思われる。

図35：今後5年間の世帯幸福感の変化の見通し/予測



出所：WB 2007a, Table 1.13, p.24 より作成。

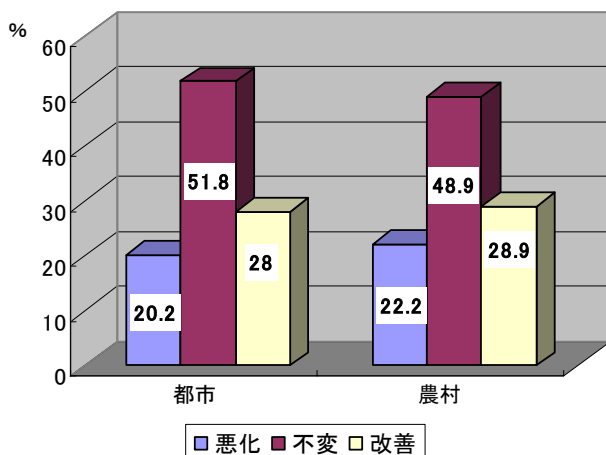
また、モザンビークの市民団体の国家フォーラムであるG20¹⁰²は、RAP2006(2007)において「貧困との闘いのための農業開発とシナジー」をテーマとする調査¹⁰³の結果を発表しているが、右によると、全体の7割以上が現在の生活状況について「悪くなった」(都市：20.2%、農村：22.2%)もしくは「変わらない」(都市：51.8%、農村：48.9%)と回答しており(p.22)同じく全体の約7割が食糧へのアクセスについて「悪くなった」(都市：32%、農村：33.2%)もしくは「変わらない」(都市：47.3%、農村：42.1%)と回答している(p.23)(図36・37参照)。さらに興味深いことに、右データは貧困率が「63%」であったとした「IAF2003のデータを裏付けるものである」(p.23)としている。IAF2002/3に記載され、2002/3年の貧困率であると一般的に見なされている「54.1%」ではなく、Hanlonがより現状に近いと主張する「63%」を引用しているのである。その意図については確認する必要があるが、単なる記載ミスとは考えにくいところ、G20としては自ら実施した調査結果にも鑑み、2002/3年の貧困率は「54.1%」ではなく「63%」が適当との見方をしているということかと思料する。さらに、公的にはマクロ経済状況の発展は著しいとされて

¹⁰² 2004年に貧困オブザーバトリー(現開発オブザーバトリー(OD))への参加を目的に貧困に関する協議を行う国家フォーラムとして設立された。2004年より毎年ODの時期に併せて年間貧困報告書を作成している。

¹⁰³ 全国的な世帯別聞き取り調査及び郡毎のフォーカル・グループとの住民参加型協議を併用(pp.7, 15~21)。

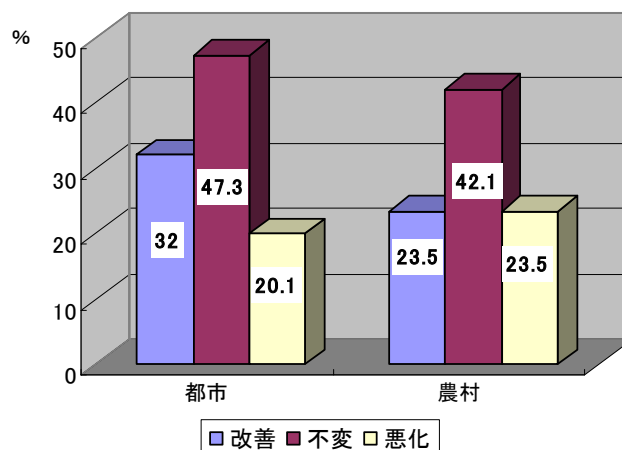
いるが、RAP2006（2007）では、富の再配分が平等に行われておらず、世帯レベルには行き届いていない点が指摘されている（p.23）。

図 36：現在の生活状況に関する認識



出所：G20 2007, 図 1, p. 22

図 37：食糧へのアクセスに関する認識



出所：G20 2007, 図 2, p. 23

5．モザンビークの今後の開発/援助協調の方向性及び日本の対モザンビーク支援

第 4 章でモザンビークの貧困問題、貧困削減の現状につき検証したが、1996/7 年～2002/3 年でモザンビーク国全体の貧困が削減されたことはまず間違いない。しかしながら、同国内の格差・不平等、特に地域・州レベル、都市と地方、ジェンダー間の格差は依然として著しく、域内・州内及び都市部の格差・不平等は拡大し、母子世帯の脆弱性は悪化しており、2003 年以降特に農村部における貧困状況の悪化、最貧困層の貧困の深刻化・慢性化の問題が見られる。右は、我々ドナーとしてのより慎重且つ戦略的な援助の実施、さらにはこれまでの援助の手法/アプローチそのものの再考/再検討の必要性を迫るものである。そのためにもドナー全体、政府対全ドナーの協議の包括的な枠組みが必要である。機は正に熟しているのである。

(1) 包括的な枠組み構築に向けて

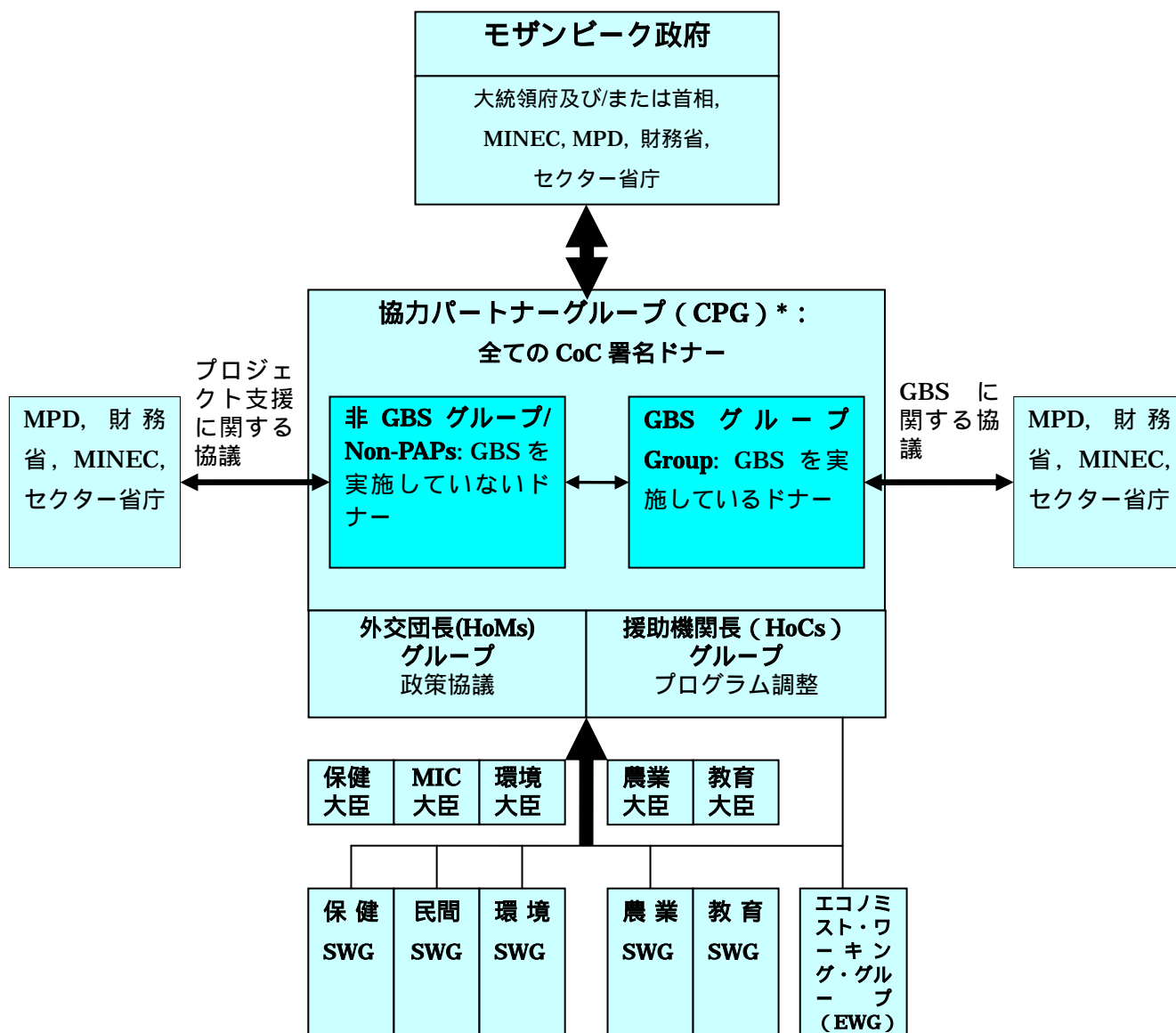
今後 CoC 署名に向け、政府・ドナー協議により合意されるべき包括的な援助の枠組みは、具体的には図 38 に近い枠組みとなるべきかと思料する¹⁰⁴。主なポイントとしては、DPG/CPG 内に全ドナー：PAPs 及び non-PAPs が属し、両者間には情報共有・意見交換のチャンネルがある、政府・全ドナー間に一本の対話のチャンネルがある、SWG は政府・全ドナーの下に属す、以上 3 点である。

このうち については、PAPs が別途 GoM とのチャンネルを望むのであれば、援助協調、「inclusiveness（包括性）」の観点からはあまり望ましくはないが、JR において政策協議への non-PAPs 代表のオブザーバー参加容認を条件に個別チャンネルの確保を認めることと

¹⁰⁴ 本図については後任に離任直前に参考資料として手交済。

する。しかしながら、PAPs 側があくまでも政策協議は PAPs に限定という場合、non-PAPs として別途政府との対話チャンネルが必要である旨主張すべきかと思料（最も望ましいのは、前述のとおり政府対 PAPs の現行の JR の枠組みを政府対全ドナーに拡大し、全プロセスへの non-PAPs の正式メンバー参加を可能とすることである）。については、現行の政府・PAPs 代表による毎月 1 回開催の共同運営委員会（JSC）のスタイルを、政府・全ドナー代表による会合開催に変更する。PAPs のみの 이슈ーについても、右会合内でのカバーが可能であると思料するが、PAPs 側があくまでも個別の会合を望むのであれば、まず全ドナーのアジェンダについて協議、その後 PAPs 個別の 이슈ーにつき協議するとしてはどうか。

図 38：援助枠組み案



*名称を DPG ではなく CPG としているのは、現在の DPG が負のイメージを持つことから「時として既存のものを改善するよりは新規に構築する方が上手く行く」とする米国の意見を踏まえたものである（しかしながら、あくまでも名称上の変更であり、目指すところは同じとなるものと思料）。

右も不可能という場合は、2ヶ月ごとに政府・PAPs 代表の JSC 会合、政府・全ドナー代表による会合を個別に開催することとする¹⁰⁵。

さらに、活発且つ実質的なドナー間協議推進及び政府との政策協議実施のために、DPG/CPG の参加者のレベルは現在の HoMs より HoCs に変更し、HoCs レベルは毎月、HoMs レベルは四半期ごとに会合を開催し、HoMs レベルの会合後、同じく四半期ごとに政府側と全ドナー間の代表者会合(政府:可能であれば大臣級(不可能な場合局長級)ドナー:HoMs)を開催することとする(代表ドナーの選定については要協議)。また、円滑な運営促進のために、DPG/CPG 内に事務局を設置し、会合開催等の全体的なアドミニストレーション業務を一括させる。

なお、DPG/CPG のチェアについては、共に多国間機関であるとは言え、国連と国際金融機関である世銀と 2 名の代表の常駐とする現行のスタイルは特異ではないかと思われる。何よりも現在 PAPs の Troika+の常駐メンバーで PAPs 寄りである世銀が DPG のチェアを務めることにより議論が PAPs 側に有利に働くという弊害が見られることから、他国(タンザニア、ザンビア)の事例等も踏まえ、特に中立性の観点から座席数は 2 で、国連代表 1 名を常駐とし、パイの代表 1 名を全ドナーより選出する(任期は 1 年間のローテーション)としてはどうかと料する。

上述のとおり、ドナー全体での協議、政府対全ドナーの対話の枠組みが存在しないという当地の状況は極めて特異であり、パリ宣言に基づき「inclusiveness」の観点から、右枠組みを構築すべく現在の援助構造の改善を訴えるという我々の取り組みは至極当然且つ理にかなったものかと思われるが、これまで GBS の実施により政府との対話の枠組みを排他的に確保してきた PAPs としては、援助構造の改善は自らの既得権益を失うことになりかねないことから改革は遅々として進まなかった。事実 CoC 技術グループ内での協議が始まってからも、PAPs 側の代表メンバーは「inclusiveness」の必要性は認識しつつも全面的な改善には乗り気ではなく、協議は難航してきた。

しかしながら、援助の枠組み改善のこれまでの日本の取り組みを考えると、ようやくここまで来たということ(CoC 策定の協議に至るまでに少なくとも筆者の赴任より約 2 年もの年月が費やされている)日本としてはこの機会を活かし、本来あるべき援助構造の姿に出来る限り近付ける形で政府・全ドナー間の合意を得るべく、上記の方向での包括的な枠組み形成に向け、今後も CoC 技術グループにおける作業・協議に積極的に継続参加し、non-PAPs として議論をリードすべきかと思料する。

(2) 日本の対モザンビーク支援

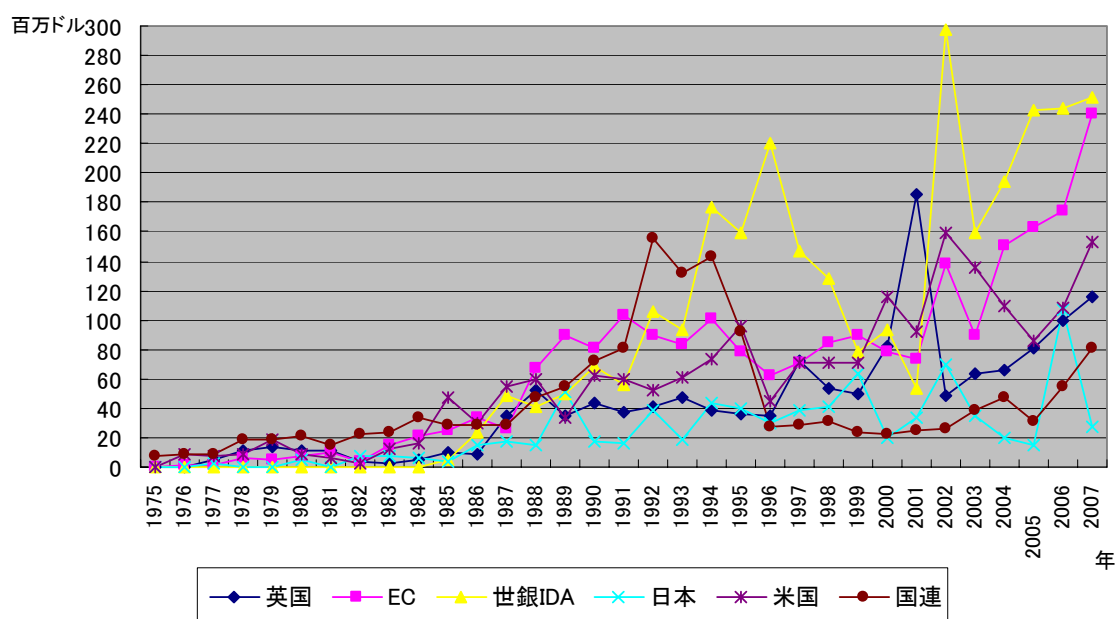
これまでの取り組み・実績

上述のとおり、日本のモザンビークへの支援は他の欧米ドナーに比して少なく、2007 年の援助額では 23 ドナー中第 18 位となっている(表 1 参照)。日本の対モザンビーク支援は、同国独立年の 1975 年に開始されたが、1986 年に年間の援助額が 10 百万ドルを突破、以後特に 1992 年の内戦終結以降援助額が増加し、年平均 30~40 百万ドルで推移している(図

¹⁰⁵ 結果的に政府側の提案と同じということになる。

39 参照)。2002 年以降援助額の減少が見られ(2006 年の債務救済による大幅な援助増は除く)、モザンビークを「内戦復興の優等生/国」として評価し、援助額を増加している他ドナーの動向とは対照的であるが(大平 2006, p.33) モザンビークにおける大使館設立は 2000 年、JICA 事務所設置は 2003 年であり、同国支援体制が整えられたのは比較的最近のことである。2008 年 5 月には横浜で TICADIV が実施され、日本は今後 5 年間で対アフリカ支援の倍増、円借款の大幅な増額(最大 40 億ドル)を宣言しており、2008 年 10 月には JBIC との統合により新生 JICA も誕生したところ、今後の対モザンビーク支援増加が期待されるところである。

図 39: 対モザンビーク支援のトップ 5 ドナー(2007 年時点)¹⁰⁶と日本の援助額の推移(1975 ~ 2007 年)



出所：OECD/DAC IDS (Online Database) のデータを基に作成。

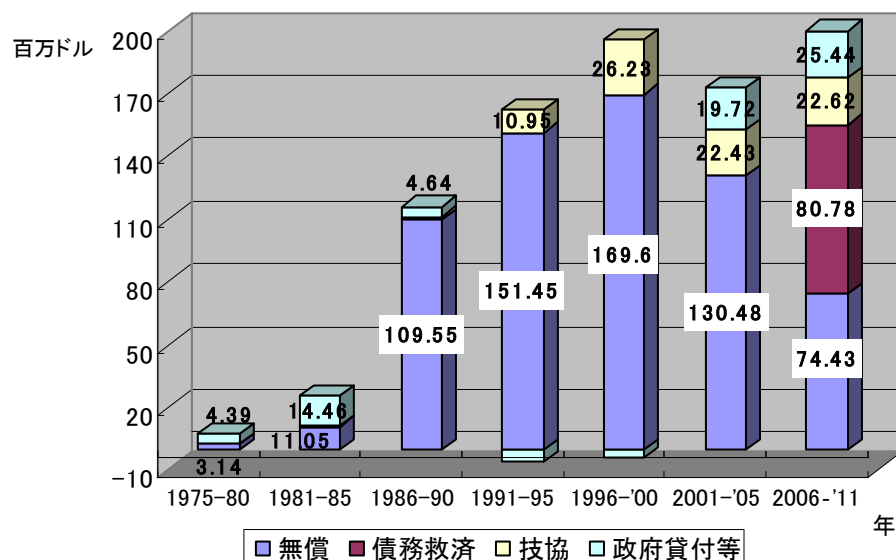
なお、1975 ~ 2008 年の援助実績値及び 2009 年以降の援助の見込み額を 5 年毎にスキーム別に纏めると、無償資金協力が 1986 ~ 2005 年までの全体の 8 割以上と圧倒的に多くなっている(図 40 参照)。具体的には、内戦中は、食糧援助、食糧増産援助、ノン・プロジェクト無償(ノンプロ無償)が中心であったが、内戦終了後は一般無償の割合が増加しており(大平 2006, p.33) 現時点ではノンプロ無償は 2003 年、食糧増産援助は 2004 年、食糧援助は 2006 年の実施が最後となっている¹⁰⁷。また、技術協力については、1991 年以降実施額が増加しており、当初は研修員受け入れ、調査団派遣、機材供与が中心であったが、1996 年に開発調査、2003 年に協力隊派遣、2005 年には技術協力プロジェクト(技

¹⁰⁶ 1975 ~ 2007 年までの累計援助額でのトップ 5 ドナーは、世銀、EC、イタリア、スウェーデン、米国である(OECD/DAC IDS (Online Database) のデータに基づく)。

¹⁰⁷ 年度は暦年ではなく、日本の会計年度に基づくものであり、無償の場合は原則として交換公文(E/N)ベースである(外務省 2008b, 表 8, p.688)。

口)が開始されている(外務省 2000, 2008b, p.688)。さらに、2006年にJBIC(現JICA)とアフリカ開発銀行との協調融資による有償資金協力1件が開始され、現在4件の一般無償、6件の技プロ及び1件の開発調査と共に実施中である(別添9参照)。

図40:日本の対モザンビーク支援実績値(1975~2008年)・援助の見込み額(2009~2011年)



出所:外務省HPのODA案件検索サイト(<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/search.php>上のデータ(1975~2005年)外務省2008b,表-5,p.687(2006年のデータ)及び2009,図表IV-14,p.168(2007年のデータ)、Ziegler-Bohr 2008, p.10、2008年度第3四半期報告書http://www.odamoz.org.mz/reports/rpt_downloads.asp(2008~2011年のデータ)を基に作成。

また、援助重点分野に関しては、1994年にモザンビーク政府との間で政策協議が実施され、農業、社会セクター(ベーシック・ヒューマン・ニーズ(BHN)、基礎インフラ)、人的資源開発とすることで合意されている(外務省2000)。その後、2007年まで政策協議は実施されなかったが、右を通じ、PARPAIIにおいて「幅広い経済成長を通じた貧困削減」が企図されていることに加え、他ドナーの支援状況(特に社会セクター支援に重点を置いている)及び日本の比較優位性にも鑑み、PARPAIIの3つのピラーのうち「経済発展」を最重要視し、「地方開発・経済振興」、「人的資源開発」、「行政能力の改善・制度改善」を新たに援助重点分野とすることで合意、翌2008年の政策協議において右3分野を引き続き援助重点分野とする方向で確認がなされた。

3つの重点分野の位置付けに関しては、「地方開発・経済振興」を最重点分野とし、特に絶対貧困層の多い地方農村部の生活状況の改善を目指す「人的資源開発」を重点分野とし、実際の支援においては「地方開発・経済振興」のプログラム内に「人的支援開発」プログラムの要素を徐々に組み込み、より包括的且つ総合的な開発支援実施が企図されている。また、2つの重点分野の実施促進及び持続性確保の観点から、横断的なテーマである「行政能力の改善・制度改善」を補完的な重点分野とし、モザンビーク政府の行政機能の強化を目指し、特に中央レベルの行政機関の人材育成・制度整備に重点的に取り組むこととされ

ている（別添 10 参照）。

今後の対応の方向性

上述のモザンビークにおける開発援助の状況にも鑑み、日本として当面はこれまでと同様にプロジェクト型支援による援助を継続することになるかと思われるが、その場合においても SWG への参加、セクター戦略・計画に係る上流の議論への参加、セクター・プログラムの枠内での取り組みが不可避である。CoC への署名による包括的な枠組み形成後も PAPs の動向に目配りを効かせ且つ PAPs の占有を防ぐべく、ドナー全体の協議の場への積極的な参加、日本としてのプレゼンスの確保及び対外発信が必要かと思われる。特に、同国の場合、上述のとおり PAPs が開発援助の主流を握る中で、同国内での支援実施上の問題が生じるだけではなく、他国のコンサルタント/研究者等の論文・報告書において援助協調に参画、貢献しているのは PAPs のみであり、non-PAPs は右に対し何の貢献もしていないような批判めいた記載がなされているものが目立つ等対外的な問題もあり、筆者も適宜コメント、修正を求める等対応を行ったが、引き続き注意が必要である¹⁰⁸。

モザンビークにおける援助協調への対応に関しては、ODATF 内で作業を分担し、各担当の SWG への参加により出来る限りのことが行われているが、人材・予算面での制約、通常業務との兼ね合いもあり、筆者赴任時には参加全セクターにおいて十分な対応が出来ていないという状況であった。しかしながら、包括的な枠組み構築後は各 SWG の協議が、政府・全ドナーの参加する JSC DPG/CPG 政策協議へと続く道筋が付けられるものと予想されることから、日本としても同国の開発・援助の方向性に自らのスタンスを反映させる大きなチャンスである。

よって、この機を捉え、ODATF 内で協議の上、対モザンビーク援助重点分野を踏まえ、参加する SWG において、当国の開発・貧困削減のためには何が必要か及びドナーとして何をすべきか、また、日本として何が重要で何をすべきと考え、具体的には何が出来るのか、明確に理路整然と各担当が発言/主張出来る状態であること、受身ではないより積極的な姿勢での対応が望まれる。無論、全セクター一律対応の必要はなく、選択と集中によるより戦略的な支援実施の観点から、日本としての重点セクターに的を絞るべきである。今後 CoC への署名により包括的な枠組みが整理されれば、SWG の効率性、特にドナー間分業（Division of Labor）に関する協議が進むことが予想されること、特に DFID、フランス開発庁（AFD）のタスクフォースのリードにより既に作成済の SWG グッドプラクティス・ペーパーの内容及び SWG の効率性改善のための調査結果も考慮し¹⁰⁹、日本としても「重点セクター：作業・議論に積極的に参加」、「副重点セクター：会合出席・情報収集の

¹⁰⁸ 例として、WB による「Mozambique Aid Effectiveness Profile (2006a) ODI 報告書である「Learning from Experience: A Review of Recipient Government Efforts to Manage Donor Relations and Improve the Quality of Aid」(2006) が挙げられる。前者については最終ドラフトへのコメントの機会があり、日本のコメントにより特にモザンビークの援助の枠組み、M&E メカニズムの問題点及び日本を含む non-PAPs の援助協調への貢献については最終版に反映された（パラグラフ 24、25、27、46）。

¹⁰⁹ 2007 年 11 月、PAPs プラス non-PAPs の対モザンビーク援助戦略・今後の方向性と併せ、SWG への参加状況及び今後優先的に参加を考えている SWG に関するマッピング調査が行われ、結果が一覧表に纏められた（別添 11 参照）。右は、援助効果向上を目的に、2007 年 5 月に EU 内で合意された「開発政策における相互補完性とドナー間分業に関する CoC」合意を踏まえたものである。なお、本 CoC には、優先的に参加する SWG の数を 3 つとする等のコミットメントが含まれている。

み」,「非重点セクター：メーリングリストへの参加による情報収集のみ」につき ODATF 内で検討の上予め目途をつけて置く必要があるかと思料する。

日本の援助最重点分野は地方開発・経済振興であることに鑑み、重点セクターは道路、農業・農村開発、教育（中等理数科・職業訓練）の 3 つで継続とする形が望ましいと思われるが、今後円借款事業、クールアース¹¹⁰関連事業の進捗具合に応じて、エネルギー、環境/防災の重点セクター化も検討の余地があろう。無論、マクロ経済成長・貧困削減の横断的なテーマとして、EWG、PAMS への参加は引き続き重点的に行うべきである。

また、モザンビークの開発・貧困削減にとって特に重要なのは同国の自助努力・自立発展促進のための「キャパシティ・ディベロップメント（CD）」支援であり、右をいかに進めるかは同国開発の大きな鍵を握る。日本の強みは東アジアの奇跡を現出した特にインフラ支援重視による経済成長を通じた貧困削減支援、プロジェクト型支援による現場に根差した CD 支援である。2004 年の MoU 締結以降、PAPs がモザンビークの開発援助の主流を掌握していく過程において、これまで同国にとってどのような開発が望ましいのか、右実現のための支援はどうあるべきかという大枠の協議がドナー間、政府对全ドナーで実施されることがなかったが、日本としてナカラ回廊整備を中心に円借款の実施が検討される中、今後同国への日本支援も増大する可能性があるところ、包括的な枠組みの整備後には、より積極的・戦略的な支援実施、例えばアジア型の経済成長・開発事例に基づくナカラ回廊地域総合開発構想を新たな開発のモデルとして提示・アピールしていくことも出来るのではないか。

昨年 2 月の JBIC/CPI/GAZEDA¹¹¹によるナカラ回廊セミナー開催の際にミッションの一員として同国を訪問された大野健一教授は、出張報告書においてモザンビークの印象につき具体的な話を進めるには多大な時間・労力がかかるのではないかと、同国の東アジア開発モデルへの知識/関心も低いと、「決断は究極的に日本の援助関係者にかかっている」(p.6) としながら、「ナカラ回廊地域総合開発」実施に向け幾つかの提言をされている。その一つとして現在ザンビアにおいて南南協力案件として進められている「Triangle of Hope プロジェクト（投資環境改善・工業団地創設）」の開始にあたり、ザンビア政府に東アジアモデルを説いたマレーシアの専門家を同国に招いての大統領以下トップへのセミナー実施が上げられている点は実に興味深い。モザンビーク政府関係者が欧米とは異なる開発モデルへの認識・理解を深め、何よりも異なる選択肢の存在自体を知ること、同国のオーナーシップ・リーダーシップ尊重及び促進の観点からも非常に重要かと思料する。本来ドナーとしては、単一の開発援助・モデルの押し付けではなく、自らの体験/経験も踏まえた上で複数の選択肢を提示し、選択するのは相手国政府自身というのがあるべき姿である。しかしながら、上述のとおりこれまでは異なる選択肢の提示を行える状況にはなかったというのが現状である。

なお、大野教授は右状況を打破すべく、小額でも GBS への参加を提言されているが、上述のとおりこれまでの日本のイニシアチブによる米国、国連との共同での取り組みの結果、

¹¹⁰ TICADIV において、気候変動対策として途上国支援のための新たな資金メカニズム「クールアース・パートナーシップ」設置につき発表がなされた。今後 5 年間で約 100 億ドルの支援が企図されている。

¹¹¹ CPI：投資促進センター、GAZEDA：開発促進経済区支援局。

包括的な枠組み構築の実現まで後一步と迫っていることから、日本としては右方向で同国の開発援助の枠組みを真にあるべき姿に戻す取り組みの継続が最善かと思われる。その上で、すなわち新たな包括的な枠組みの下で日本が考える新たな開発モデルを提示する、という形こそが本来望まれるべきものであり、より効果的且つアピール度も高く、日本の提示モデルが政府・ドナー双方に受け入れられる可能性も高くなるのではないかと。加えて、日本一国での回廊地域総合開発の実施は到底不可能であり、政府のオーナーシップ・リーダーシップの下、他ドナーへ連携/協調を呼びかけ、開発支援を進めていく上でもやはり包括的な枠組み構築がまず必要である。

また、ナカラ回廊開発の実施に際しては、アジアとアフリカの違い、とりわけアフリカの中でのモザンビークの特異性が十分考慮されるべきである。つまり、大野教授が指摘されているとおり、同国ではモザールのアルミ精錬を除き産業らしい産業が育っていないというのが現状であり、農業自給自体も実現出来ていないという段階である。よって、かなりの長期戦となるかと思われるが、まず回廊地域開発を進めるにおいては同地域が国内有数の農業生産地及び農産物集積地であり¹¹²、同国の大多数特に貧困層の大半が農業に従事している状況にも鑑み農業振興・実施促進を視野に入れるべきかと思料する。上述のとおり、特にナンブラ州は2007年時点で最も人口が多い州であり、貧困者数の点においては最も状況が深刻であることから、右支援による貧困削減への大きなインパクトが期待される。

具体的には、現在ナンブラ クアンパ間の詳細設計(D/D)調査が実施中ということから、実際の回廊整備はその後となり、完成までには少なくとも2-3年は見込まれるところ、回廊整備終了後の本格実施を視野にJICAの技術協力プロジェクトをスタートさせ、地方政府、関係省庁、NGO等との協力の下、回廊沿いの設置が予定される道の駅での農産品等地元の特産品販売に向け、農業組合もしくは地域住民を対象に組織化を含む指導・研修を行う。さらに、必要・ニーズに応じて農産品加工の指導・研修を行い、農産物加工を行う中小規模の団体・企業への支援、産業振興育成支援にも広げていく。そうすることで産業を軸とした回廊地域開発の下地を作ることが出来るのではないかとと思われるが、右を含む回廊地域開発には5~10年、恐らくそれ以上の年数が必要となるであろう。現在の体制下での実施はかなり困難かと思われ、大野教授の提言のとおりモザンビークの重点国化なくしての実現は極めて非現実的かと思われる。

また、回廊地域開発においては、バイオ燃料開発との組み合わせの可能性もあるのではないかと。モザンビークは途上国の中でも最大級のバイオ燃料開発のポテンシャルを有する国であり、現在バイオ燃料国家開発戦略の策定作業が進められている。右過程において、世銀、イタリアの支援により実施された評価調査では、モザンビークの耕作適地である36百万haのうち現在農業用地としての使用は5百万haに留まっているところ、バイオ燃料生産用地として少なくとも10百万haは使用可能とのことである(Ecoenergy 2008, p.185)

¹¹² 2006年の時点において、モザンビークの地域別経済活動のシェアでは、ナンブラ、ニアサ両州を含む北部では農業の全体に占めるシェアが35.1%と最も高く(第二次産業:13.8%、第三次産業:35%)、農業のシェアは中部(24.7%)、南部(11.7%)に比して最も高くなっている(UNDP 2008, Table 2.4, p.13)。なお、ナンブラ州は同国の輸出用換金作物として特に重要なカシューナッツ、綿花の、ニアサ州はタバコの国内最大の生産地である(2003年のデータで、ナンブラ州のカシューナッツ、綿花の、ニアサ州のタバコの生産量は各々国内の37%、38%、38%を占める(WB 2006b, p.96))

特に広大な耕作適地を持つ中北部のポテンシャルが高いとされており、中でもナンブラ州の耕作適地は23.4%と国内ではザンベジア州(26.2%)に次いで大きく(Ecoenergy 2008, p.119)、バイオ燃料生産のための多くの農作物の生産地もしくは生産適地とされている。日本は京都議定書への署名により多くのバイオ燃料の輸入が必要となっており、日本にとって最大の供与国であるブラジル一国では必要量を賅えないため、他の生産/輸出国の発掘が不可避である。モザンビークはその可能性を有しているものと思料される所、日本として開発支援を行うべきではないか。なお、本分野はブラジルが世界有数の先進国であり、ブラジルとの南南協力による実施が最適かと思われる。また、海外及び域内輸用としてはバイオエタノール生産がメインとなるかと思われるが、バイオディーゼルの場合はブラジルでは貧困層へのコミュニティ開発対策としても実施事例があり上手く行っているとのことであり、右はモザンビークにとっても参考になるものと思料する¹¹³。

なお、モザンビークは援助協調重点国とされているが、残念ながら資金・人材両面において体制的にこれまで十分であったとは思われない。今後円借款の実施を視野に、担当のJICA 企画調査員が1名増員となったことは大いに歓迎すべきであるが、JICA 事務所の次長席は未だ空席のままである(2007年4月より)。今後、技協・無償・円借のバランスの取れた支援を推進するためにも早期の次長派遣が望まれる。また、筆者個人としては、上述のナカラ回廊総合地域開発の可能性に加え、モザンビークの開発のポテンシャル(豊富な天然資源、南アに隣接するという地理的及び地政学的好条件)、援助協調の進捗度、他ドナーが重点国化としている点等にも鑑み、同国の重点国化を検討してもよいのではないかと思料する(現状、重点国という設定そのものが無い)が、重点国化如何に関わらず、より長期的な視野に立った資金・人材両面での戦略的な体制構築・強化が望まれる。包括的な枠組み構築後は、日本としても援助効果向上に向けたさらなる取り組みが求められることから、体制強化は急務である。

まず、日本予算は単年度ベースであることから、複数年での予算対策・措置が困難となっており、国別の具体的な年度予算枠の把握も不可能(過去数年の傾向による大まかな推量によるのみ)である。上述のとおりモザンビークにおいてもMTEF用の支援額の提示が求められるようになっており、筆者赴任時には現場レベルでは実施中・採択案件で予算額が明確な場合は右を積み上げ、さらに過去数年間の傾向(平均値)から年度の概算額を割り出し、あくまでも「インディカティブ」との説明の上での通知という形を取ったが、今後さらに複数年での予測性の向上が求められるものと思われる所、日本としても外務本省・JICA 本部でのしかるべき対応、体制整備が望まれる。

また、人員の配置に関するより戦略的な取り組み、つまり、1~2年の短期的な派遣ではなく3~4年の長期の人員派遣を検討すべきである。頻繁な人員の異動は先方政府からの苦情もあり、日本側にとってもマイナス(特に現場サイドのキャパシティへの影響大)である¹¹⁴。特に、近年JICAの技術協力プロジェクト予算の縮小により、プロジェクト毎の専

¹¹³ Ecoenergy (2008) は、評価分析に基づきバイオエタノールは海外・域内輸用及び国内使用として大規模な生産が提案されているが、バイオディーゼルに関しては国内用の小規模生産が望ましいとしている(pp.ES12-15)。

¹¹⁴ 但し、同時に相手国の状況の変化に併せて柔軟に対応出来る瞬発力も同時に持ち合わせるべきである。

門家の派遣人数及び派遣期間も縮小傾向であるが、JICA が得意とする「人づくり・国づくり」の CD 支援は、現場での専門家による「on-the-job-training」、正に手取り足取りの長期間に及ぶ入念な指導/協力があってこそ初めて可能となるものであり、年間に数回の切れ切れの訪問で可能となるようなものではない。予算が少ないというのであれば、むしろ削減すべきはプロジェクト数であり、各プロジェクトの予算ではない。プロジェクトの細分化は援助協調の流れにも逆行するものである。正に標榜している選択と集中により、援助国の絞り込み及び重点国の設定、右に応じた国毎の単・複数年度での援助枠の設置・明確化、各支援国の重点セクターの設定及びプロジェクト数の決定等による、広く浅くではなく、的を絞った、より戦略的且つ効果・効率的な支援を目指すべきであると思料する。日本は今後 5 年間でのアフリカ支援倍増を宣言したが、日本全体としての ODA 減額は不可避であるように思われるところ、右に鑑みても明確な援助重点国の設置・公表による、誰の目にも納得出来る形でメリハリのついた対アフリカ支援を実施すべきではないか。

モザンビークに関しては、重点国云々の議論の前に、未だ国別援助計画が策定されていない¹¹⁵という状況であるが、現在今後予定されている国別援助計画策定に向けた作業が行われている。よって、まず国別援助計画策定に係る現場・本部での準備作業の過程における同国への今後の支援の方向性に関する議論の中で重点国化に関する協議を実施することが先決かと思料する。今後現場・本部での活発な協議を通じてより包括的・長期的な視点でのモザンビークへの援助計画が策定され、可能であれば重点国としての承認により同国支援がより一層充実することを期待する。

¹¹⁵ 国別援助計画は日本の主要な被援助国について作成することになっており、援助量や当該国の戦略的重要性等に鑑みつつ、順次策定がなされている（平成 21 年 4 月時点で 28 ヶ国について策定済み）。

おわりに

2年間の任期は長いようで本当にあつという間であつたというのが実感である。当国の開発援助・援助協調の枠組みを PAPs が握っているということで non-PAPs である日本として枠組み改善に向け取り組んできたが、ようやく CoC 策定のための政府・全ドナー代表による技術グループが設置され、枠組み改善のための協議実施の段階までたどり着くことが出来た。これも一重に三木前大使の号令の下、米国、国連との連携・協力により取り組みを進めることが出来たからであると思料する。今までお世話になった外務省、在モザンビーク日本大使館の関係者の皆様に厚く御礼申し上げたい。

援助協調は国際的にも自然の潮流であり、特にサブサハラアフリカでは、援助協調抜きのドナー支援は考えられず、日本としても援助協調を避けて通れない状況となってきた。先のアクラ HLF への日本の対応、その後のフォローアップ状況を見ると、援助協調への慎重な対応が顕著であるが、日本がトップドナーでなくなり、援助協調の必要性が益々高まってきている現在、また、援助予算額が減少する中、援助の効果的、効率的実施を図るために選択と集中を行っていくことは言うまでもないが、これまで執ってきているプロジェクト型支援重視に加えて、さらに援助協調を有効・有益なツールとして捉え、右を活用していくことが重要であると思料する。従って、今後日本としては、国情により濃淡はあるも、その国において援助協調が重要な政策決定の場として位置付けられている国においては、右に積極的に参加し、議論をフォローすることにより上流の政策面での議論に参画し、主要ドナーとして必要に応じ議論をリードしていくくらいの立場を堅持していくことが望まれる。

また、和を尊ぶ日本人にとって本来援助協調は得意分野のはずである。同じく援助協調が進み、筆者自体も右に関わったことのあるニカラグアで 2008 年に実施された国別評価報告書（外務省 2008c）では、本来日本が得意とする「和を尊ぶ精神性や他人への気配り、チームワーク志向と協調性、そしてそれらを成り立たせるための前提としての綿密な情報収集と根回し」（pp.4-5）を活かし、これからは「力」（援助額）ではなく「技」（技術協力等の質、他ドナーとのチームワーク）で勝負すべきであるとの提言がなされており非常に興味深い。筆者も全く同感である。援助協調に対し苦手意識を持つ必要は全くない。常に相手国政府のリーダーシップ・オーナーシップを尊重の上、全体のチームワークを大切にし、全体を見据えた発言、関係者間のきめ細やかな調整を心がけるだけである（但し、熱くなるべからず）。特にアフリカの場合は、日本に馴染みが少ない反面、旧宗主国である欧米ドナーと違い負の遺産を持たないという大きな強みを持つところ、右を最大限生かすべきである。無論援助の現場は各国ドナーの様々な思惑が飛び交い、虚虚实実の駆け引きが行われる政治外交の場である。日本としても全体を見据え、自国の利害を計算に入れた上での駆け引きが必要である面は否定出来ない。しかしながら、ODA の目的はあくまでも相手国の開発支援、特に自助努力促進支援であり、日本としては、右を通じて国益の促進を図る、との立場を堅持すべきである。両者の逆転は全くの本末転倒である。

モザンビークのとあるドナー国の大使は、筆者在任時のある会合後に当館大使宛のレターで日本の PAPs への参加を勧め、右理由として「PAPs は第一バイオリン奏者である」と

述べた。右に対する返信レターで、日本は無論参加出来かねる意思を伝えたが、レターの最後に記載した文章を持って結びとしたい。「ドナーはオーケストラのメンバーである。各々が異なる役割を持つが、どのメンバーが何を担当するかは最終的にはあまり重要ではない。最も重要なのは、指揮者（モザンビーク政府）の下、全メンバー（ドナー）が一致団結してよりよいハーモニー（援助）をいかに聴衆（モザンビーク国民）に届けるかである。」

別添 1 : PAF2008-2010

| Pillar / Area | Indicator [Source of verification] | Target 2008 | Indicative target 2009 (from MYR07) | Target 2009 | Indicative target 2010 | Comments | Nº Ind |
|--|---|---|--|--|------------------------|----------|--------|
| MACROECONOMICS AND POVERTY | | | | | | | |
| Poverty analysis and systems of monitoring | Nº of provinces with OPPs held in accordance with the implementation criteria defined in the Guide [Syntheses of the OPP on the website of the OP and in DNP] | 11 | 11 | 11 | 11 | | 1 |
| Management of Public Finances | Aggregate expenditure as % of OE approved [OE] | ≥95% e ≤105% | ≥95% e ≤105% | ≥95% and ≤105% | ≥95% and ≤105% | | 2 |
| | Allocation in OE in line with CFMP. [CFMP and OE] | X | X | X | X | | 3 |
| | Public Expenditure Tracking Survey ("PETS") undertaken on a biannual basis [MF 7 MPD] | Agreed plan of implementation based on results and conclusions of PETS in area of education | Research undertaken | i) Implementation plan based on the results and conclusions of PETS in the education area is under way, ii) Government communicates decision on the next application of the PETS instrument in Mozambique by RC 2009 | To be defined | | 4 |

| | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|---|---|
| | Implementation and effectiveness of use of e-SISTAFE [MF] | 90% of the EO of the UGEs in goods and services and investments through direct EO | 90% of the EO of the UGEs in wages, pensions, goods and services and investments through direct EO | 90% of budgetary execution of the UGEs in goods, services and investments through direct budgetary execution; and <ul style="list-style-type: none"> • At least 40% of execution of wages through direct budgetary execution; and • At least 50% of execution of pensions through direct budgetary execution or payment to the account of the intermediary institution. | XX % of the State Budget executed through direct budget execution, with the following targets for specific budgetary categories: <ul style="list-style-type: none"> • Goods and Services : XX% • Internal Investment: XX% • External Investment: XX% <ul style="list-style-type: none"> • Wages: XX% • Pensions: XX% | | 5 |
| | Total revenue as % of GDP [OE] | 15.5% | 16% of GDP | 16.9% of GDP | 18.1 % of GDP | Target for 2010 dependent on conclusion of the CFMP | 6 |
| | Operational functioning of the Procurement system improved [DNPE-MF] | X | X | X | X | | 7 |
| | % of central and provincial level bodies with internal control units functioning [annual report of activities of the internal control sub-system, SCI] | 65 | 100 | 75 | 100 | | 8 |
| | Coverage of the State Budget audited by the TA in accordance with the technical norms of INTOSAI and according to Mozambican legislation | 30% | 35% | 35% | To be defined | | 9 |

GOVERNANCE

| | | | | | | | |
|------------------------------------|--|--|--|--|---|--|----|
| Public Sector Reform | % of budget for: - provinces, - districts - and municipalities [EO] | P: 23.3% D: 3.7% A:0.9% | To be defined | P: 27.8% D: 3.6% A:1.0% | To be defined | The target envisaged for 2009 is based on the CFMP and the method of calculating the targets and the results will be aligned | 10 |
| | % of district consultative councils that operate in accordance with LOLE and its regulations [Report of MAE] | 80% | 100% | 100% of the sample | To be defined | This will be verified through 6 criteria applied to a sample of 42 districts | 11 |
| | Approval and implementation of wage policy and harmonisation of the three date bases | Human resource management system established and operating in MFP and Wage Policy approved | To be defined | To be defined | To be defined | The 2009 target is subject to an analysis of the recently approved Wage Policy. Conclusion of the target and the technical note by the end of November | 12 |
| | % of own revenue (in relation to the annual budget) by category of the 33 Municipalities [MAE] | | | Publication of percentage of own revenue | To be defined in accordance with the baseline | | 13 |
| Justice, legality and public order | No. of cases tried per year [Official Supreme Court statistics] | 15% increase compared with 2007 | To be defined in the 2008 six monthly review | 15% increase in comparison with 2008 | 15% increase compared with 2009 | | 14 |
| | Cumulative number of IPAJ district delegations in operation | 48 | 68 | 68 | 78 | | 15 |

| | | | | | | | |
|----------------------|--|----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|--|-----|
| | Number of corruption cases: A) Denounced B) Under investigation C) a- Charged b- Not charged (awaiting production of better evidence) c- Filed D) Tried [PGR] | Statistics published | To be defined | Statistics published | Statistics published | | 16 |
| | % of cases investigated within the preparatory investigation deadlines [MINT/PGR] | 80% | | 82% | 85% | | 17 |
| | % of notified crimes cleared up [MINT] | 74% | 75% | 76% | 78% | | 18 |
| HUMAN CAPITAL | | | | | | | |
| Health | Rate of DPT3 and Hb coverage among children aged 0-12 months. [SIMP] | 95% | 95% | 95% | >95% | | 19 |
| | Rate of coverage of institutional births[SIMP] | 53% | 56% | 60% | 62% | | 20 |
| | Inhabitants per health technician [MISAU] | | | 1306 | 1202 | | 21 |
| | Total no. of people aged > 15 years benefiting from ARVT [Programa HIV/SIDA] | 132.280 | 165000 | 160000 | 190000 | | 22a |
| | No. of children benefiting from paediatric ARVT [HIV/AIDS programme] | 20.826 | 30000 | 11500 | 18000 | | 22b |
| Education | Net rate of school attendance at age of 6 in 1st grade - Girls. [MEC Statistics] | 74% | 80% | 76% | 79% | | 23 |
| | EP2 Finishing Rate - Girls [MEC Statistics] | 34% | Old 50% New 47% | 44% | 46% | | 24 |
| | Pupil/teacher ratio in EP1. [MEC Statistics] | 69 | 67 | 68 | 65 | | 25 |
| Water and sanitation | No. of new dispersed sources built [DPOPH Annual Reports] | 1 055 | 1034 | 1496 | 1734 | | 26 |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|--|--|--|--|----|
| Social Welfare | No. of children, elderly people, disabled people, and women heads of household benefiting from social protection programmes [Regular reports on PES with data broken down by programme and target group] | 152.763 | 294.400 | 204827 | 232827 | | 27 |
| ECONOMIC DEVELOPMENT | | | | | | | |
| Financial Sector | Submission to Council of Ministers/Parliament | Plan of IFRS transition & bill on insurance contract | The target will be fixed in 2008 in accordance with the evolution of the transition plan | Computer applications adequate for implementing new plan of accounts in insurance sector | Implementation of the new plan of accounts of the insurance sector, taking the IFRS into account | | 28 |
| | Study concluded on investment strategy under implementation, regulations in force and recommendations implemented. Regular report of actuarial study and of assessment of degree of implementation [INSS] | Implementation of the recommendations of the actuarial study and investment strategy | Implementation | Creation of technical conditions and legislative packages for implementing the recommendations | Continue implementation of some recommendations from the studies | | 29 |
| Private Sector | Time needed for an import or export operation | Import = 20 days Export = 20 days | | Import= 20 days Export = 20 days | Import = 15 days Export = 15 days | | 30 |
| | Cost of hiring and firing workers [Doing Business Position] | 80 | 60 | 60 | 50 | | 31 |
| Agriculture | Total no. of peasants assisted by the public extension services, including subcontracting. [REL] | 222300 | 411000 | 500700 | 529500 | | 32 |
| | N° of new irrigated ha rehabilitated with public funds and placed under management of the beneficiaries. [REL] | 3400 | 3000 | 3000 | 3000 | | 33 |
| | No. of local communities demarcated and registered in the land tenure Atlas (REL) | 242 | 266 | 50 | 50 | | 34 |
| Energy | Number of new electricity connections | 70.000 | 70.000 | 70000 | 70000 | | 35 |
| Roads | % of roads in good and reasonable conditions [ANE Report] | 70% | 73% | 73% | 75% | | 36 |

| CROSS-CUTTING MATTERS | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|---|---|---|--|----|
| HIV | % (and number) of HIV-positive pregnant women who received anti-retroviral drugs in the past 12 months, in order to reduce the risk of vertical transmission from mother to child [MISAU] | 17% (30400) | 22% (42000) | 48.2% (50185) | 49.7% (52694) | | 37 |
| Gender | PES/OE and BdPES reflecting the actions, budgets and progress in the sphere of gender [Sector BdPES/OE and joint assessment of the MMAS] | MMAS, MISAU, MEC, MINAG, MINT, MOPH, MPD. | MMAS, MISAU, MEC, MINAG, MINT, MOPH, MPD., MJ and MAE | MMAS, MISAU, MEC, MINAG, MINT, MOPH, MPD., MJ and MAE | MMAS, MISAU, MEC, MINAG, MINT, MOPH, MPD., MJ and MAE | | 38 |
| Rural development | Cumulative number of rural microfinance clients [Monitoring reports DNPDR] | | | 175000 | 190000 | | 39 |
| Environment | Cumulative number of district development strategic plans (PEDD) with the spatial component (land use) included, drawn up and approved [Sector balance sheet of PES] | 20 | 40 | 40 | To be defined | | 40 |

出所：GoM & PAPs 2008, Annex II

別添 2 : PAPs' PAF Matrix 2008-2009

| Objectives | Activities | No | AGGREGATE MATRIX IN ALL THE PAPs (RS 2008) (to be approved at PAF CdG, on 12.09.08) Indicators | Target 2008 | Old Target 2009 | Prop. New Target 2009 | Paris Target 2010 |
|------------------------------------|---|----|---|----------------|-----------------------|--------------------------------|----------------------|
| Composition of the Portfolio | <i>AGO (General Budget Support)</i> | 1a | Individual PAPs contribute at least 40% for AGO (as % of ODA for the government) | Yes | Yes | Yes | |
| | | 1b | % AGO in total ODA ¹¹⁶ of the PAPs. | 40% | 40% | 40% | |
| | <i>Programme Aid</i> | 2 | % of Programme Aid in total ODA disbursed by the PAPs (<i>Paris Indicator 9</i>). | 75% | 80% | 75% | (66%) |
| Predictability | <i>AGO pledge</i> | 3 | % of PAPs with multi-year agreements for not less than 3 years | 100% | 100% | 100% | |
| | | 4 | Pledges of AGO for year n+1 made within 4 weeks of the Joint Review (RC) in year n. | 100% | 100% | 100% | |
| | <i>AGO disbursement</i> | 5 | Disbursement of the confirmed AGO pledge in the fiscal year for which it was scheduled, in accordance with the monthly programming of disbursements agreed with the GoM | 100% | 100% | 100% | |
| | | 6 | % of ODA of the PAPs registered in the State Budget (<i>Paris Indicator 3</i>). | 85% | 90% | 95% | (>85%) |

¹¹⁶ ODA of the PAPs in this matrix only includes ODA for the Government.

| | | | | | | | |
|------------------------------------|---|-----|---|------|----------|-------|-----------------------------|
| | All ODA for the government | 7 | ODA disbursed by the PAPs as a percentage of aid registered in the State Budget (<i>Paris Indicator 7</i>). | 85% | 90% | 95% | (cut the difference by 50%) |
| | | 8 | Pledges for the CFMP sent to the GoM on 15 February. | 100% | 100% | 100% | |
| Harmonisation and Alignment | Harmonisation of conditionalities | 9 | Adherence of the PAPs to the common AGO conditionality. | 100% | 100% | 100% | |
| | | 10 | Number of PAPs without exceptions in Appendix10. | 14 | 15 | 15 | |
| | | 11 | Strict harmonisation between the bilateral AGO agreements and the MoU | 100% | 100% | 100% | |
| | Use of the government's accountability systems | 12 | % of ODA of the PAPs that use the country's Public Finance Management Systems (<i>Paris Indicator 5a</i>). | | | | |
| | | 12a | % of ODA disbursed by the PAPs which uses national budget execution procedures (<i>Paris Indicator 5a</i>). | 55% | 60% | 65% | |
| | | 12b | % of ODA disbursed by the PAPs audited by using the national auditing procedures (<i>Paris Indicator 5a</i>). | 42% | 45% | 45% | |
| | | 12c | % of ODA disbursed by the PAPs which uses national procedures of providing financial reports (<i>Paris Indicator 5a</i>). | 55% | 60% | 60% | |
| | | 13 | % of ODA disbursed by the PAPs which uses national procurement systems (<i>Paris Indicator 5b</i>). | 55% | 60% | 55% | .(2/3 reduction in non-use) |
| | | 14 | % of sector programmes which have complied with indicators 12a, 12c and 13. | 70% | 85% | 85% | |
| | | 15 | % of project funds and common funds of the PAP s for aid to | | Baseline | To be | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----|---|-----|---------------|---------|-----------------|
| | | | the government on which taxes are paid. | | data + 10% | defined | |
| | | 16a | % of total number of missions that are joint (<i>Paris Indicator 10a</i>). | 35% | 40% | 40% | (40% joint) |
| | | 16b | Total number of missions | 120 | 100 | 100 | |
| | | 17 | % of analytical work that is coordinated (<i>Paris Indicator 10b</i>). | 60% | 60% | 66% | (66% joint) |
| | | 18 | Donors and GoM agree on “calm period” and its implementation | Yes | Yes | Yes | |
| Strengthen- ing capacity | Project Implementation Units | 19 | Number of parallel Project Implementation Units (PIUs) (<i>Paris Indicator 6</i>). | 22 | 17 | 17 | (2/3 reduction) |
| | Technical Cooperation (CT) | 20 | % of CT of the PAPs given through coordinated programmes (<i>Paris Indicator 4</i>) | 55% | 60% | 55% | (50%) |
| | | 21 | % of sector (expanded) CT as a percentage of the total CT of the PAPs. | 16% | 20% | 25% | |

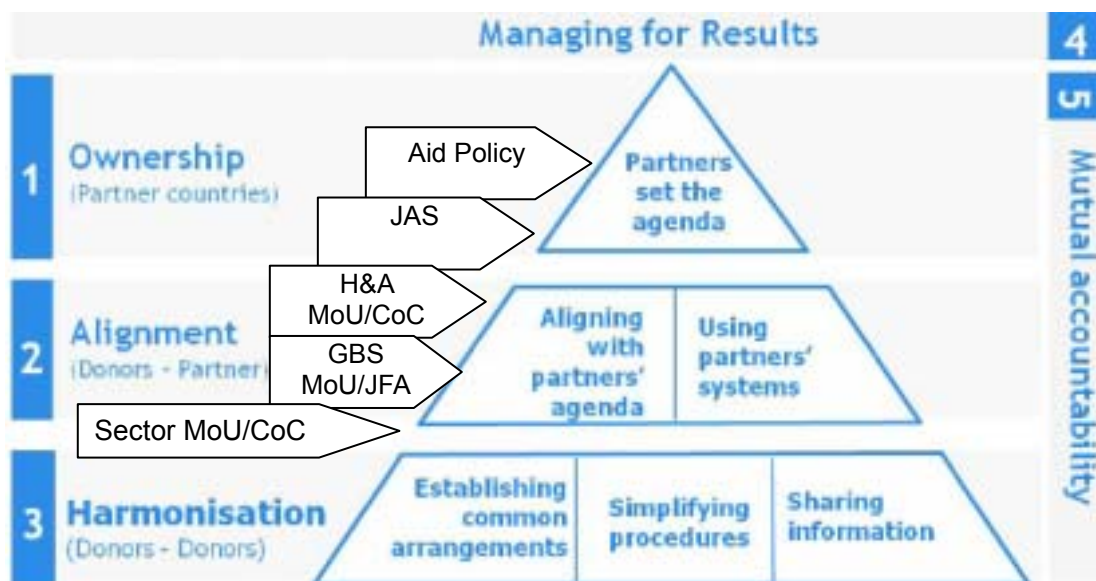
出所：GoM & PAPs 2008, Annex III

別添 3: WGs in Mozambique (July 1, 2008)

| Pillars | Working groups | Donor foc. pt by 06/2008 | A | ADB | B | Can | CH | D | DK | E | EC | F | Fin | I | Irl | N | NL | P | S | UK | WB | tot. G19 | IMF | J | USA | | Un. syst. | | tot. | | | |
|--|-----------------------------------|-----------------------------|---|-----|---|-----|----|---|----|---|----|---|-----|---|-----|---|----|---|---|----|----|----------|-----|------|------|------|-----------|---|--------------|------|------|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | Aid | mcc | | | | | |
| Develop. | Devel. Partners Group (DPG) | UN/WB | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | X | | | | | | | X | UN | | |
| | aid effectiveness/ Paris decl. | UN resrep | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | X | UNDP | | |
| GBS (G19) | HOMs (heads of mission) | Irl | | | | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GBS (G19) | HOCs (heads of cooperation) | idem HOMs | | | | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | obs. | obs. | obs. | | | | | |
| | TF CS-19 donor coop. strategies | S | | | | | | | | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | | | | |
| | TF working groups | F | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | TF division of labour | F | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GBS (G19) | Economists working group | idem HOMs | | | | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | obs. | obs. | obs. | obs. | | | | | |
| 1) Poverty and macro-ec. man pillar : Irl. | Growth/macro econ. stability | Can. | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | PAMS Poverty anal./mon. syst. | UNICEF | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | X | UNICEF /UNDP | | | |
| | Public Financial Mgt | CH | | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Budget analysis group (BAG) | EC | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | | | | | obs. | | | | | | | |
| | Tax reform | UK | | | | | | | | | | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | | |
| | Procurement reform | D | | | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | obs. | | | | | UNDP | | |
| | Audit | Fin | | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| SISTAFE | B | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) Govern. pillar : SDC | Governance platform | UK | | | | | | | | | | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | | UNDP | |
| | Public sector reform | DK | | | | | | | X | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | UNDP | |
| | Decentralization | WB | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | X | | | | | | | | | UNDP | |

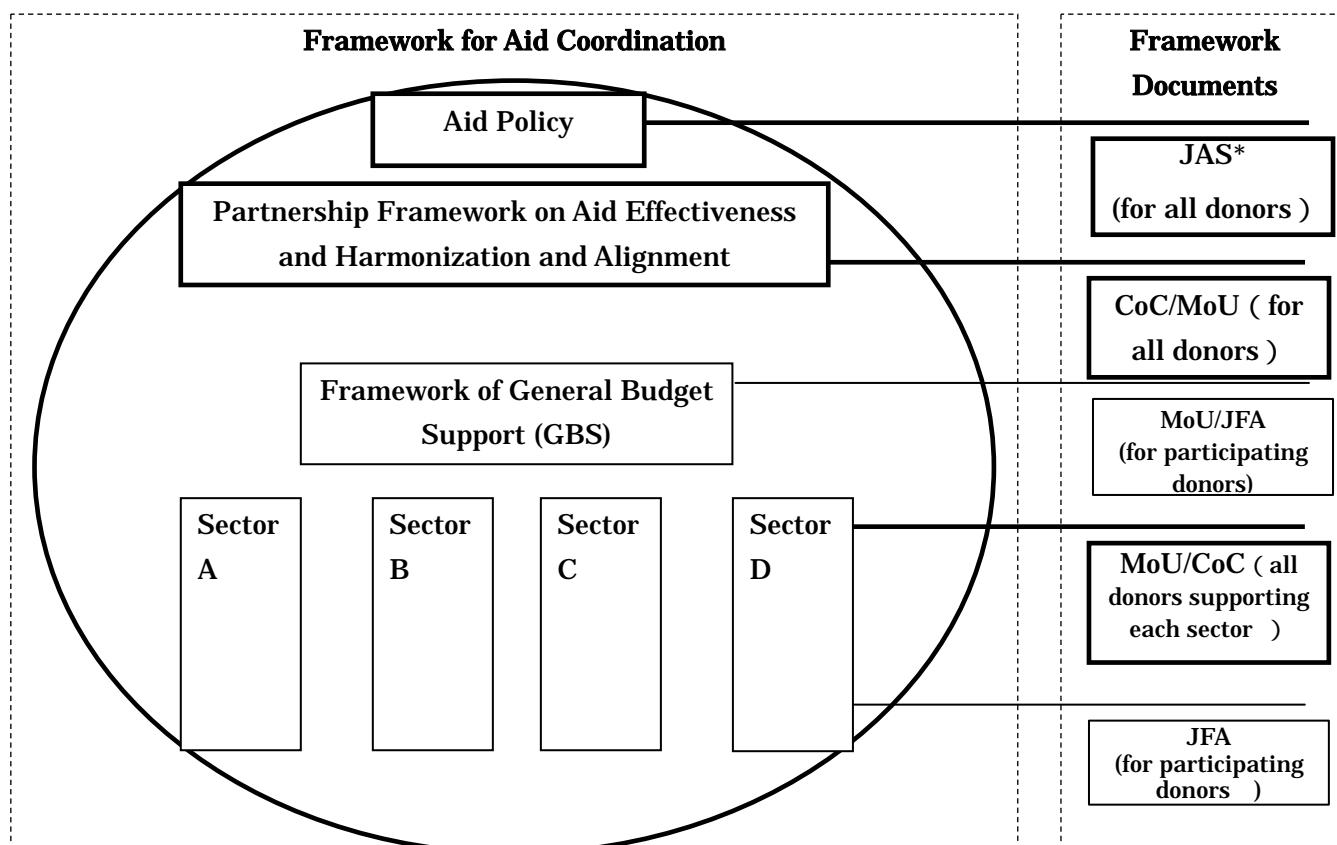
別添 4 : Diagram of Framework Documents and Aid Coordination

Diagram1. Framework Documents and Paris Declaration



出所 : (株) アースアンドヒューマンコーポレーション 2008、図 1、p.1 を加工。

Diagram 2. Framework for Aid Coordination and Documents



*In case of Tanzania, JAS is the Govt's official document and MoU on the basic principles of JAS has been agreed and signed between GoT & donors.

出所 : (株) アースアンドヒューマンコーポレーション 2008、図 x、p.4 を若干加工の上、訳出。

別添 5: Comparison of 5 Countries' JAS

| | GJAS | KJAS | JAST(MoU, JPD) | UJAS | JASZ |
|--|---|---|---|---|---|
| No. of Participating Donors | 16 | 17 | MoU: 19, Joint Programme Doc.(JPD): 22(Development Partners Group (DPG)) | 7→12 | 16 |
| % of Aid of Participating Donors to Total ODA in Each of Partner Countries | 95% approx. | 90% approx. | | 65% (currently 80% approx.) | |
| Signature or Participation of Each Government of Partner Countries | Signed by donors | No signed but endorsed by GoK (K-JAS is not positioned as doc. to be signed) | Official doc. of Gov' t of Tanzania (approved in the Cabinet), MoU: signed, JPD: no signature | No signature | Signed by donors |
| Position of the Document (doc.) | Joint doc. of signed donors | Joint doc. of donors (GoK and donors signed Partnership Principles (PP) which is based on the draft GoK' s External Aid Policy) | GoT' s Official Doc. MoU signed both by GoT & donors Donors prepared JPD | Doc. without legally binding forces (but no specific description) or signature (participating countries are listed in the cover), Living doc. | Joint doc. of signed donors |
| Legally Binding Forces | No | No | No | No | No |
| Precedence of Bilateral Agreement | Yes | Yes | Yes | Yes | Yes |
| Period | 2007-2010 | 2007-2012 | 2007-2010 | 2005-2009 | 2007-2010 |
| Date of Entering into Effect | Feb. 2007 | Sep. 2007 | JAST: Dec. 2006 | Dec. 2005 | Apr. 2007 |
| Date of Signature | March 1, 2007 | Not signed (PP: Sep. 2007) | MoU: Dec. 6, 2006 | Not signed | Apr. - May 2007 |
| Ownership (process of elaboration) | Developed as a follow-up doc. of GPS(2005) by a donor-led process | Led by donors but consultation done separately with political | Follow-up doc. of TAS (2002) Original idea led by donors | Led by donors | Basically led by donors. GoZ made comments but there was no participation |

| | GJAS | KJAS | JAST(MoU, JPD) | UJAS | JASZ |
|---|--|---|---|--|--|
| | Interests of GoG was low but GoG presented official comments at the end | parties, media, civil society, think-tank, private sectors, & congress. | but GoT (Min. of Finance) took a leadership in 2004 | | or comments of CS. |
| Government's Involvement | Weak (led by donors) GoG's reaction was weak but made official comments at the last stage. | Weak (led by donors but GoK (MF External Aid Dept.) participated in the consultation) | Strong (JAST:led by GoT, JPD:led by donors) | Weak (led by donors) Consulted officially with GoU after the approval in WB Board in 2005. GoU concentrated in development of PEAP/PRSP. | Weak since JASZ. is positioned as donors' strategic doc. |
| Drafting | ODI:British Think-Tank | Donors in Kenya | JAST:GoT(MF), JPD:donors in Tanzania | Donors in Uganda | Donors in Zambia & consultant |
| Inclusiveness | Emphasized | Emphasized | Emphasized | No (when drafted) → Emphasized | Emphasized |
| Transparency in the Process of Elaboration | Strong | Strong | Strong | Weak (GoU is trying to improve a transparency since the revision will be done soon) | Strong |
| Pre-JAS | Ghana Partnership Strategy (GPS) approved at CG meeting (Nov. 2005) : Results Matrix, G-HAP* & Resource Envelop, Ghana H & A MoU (Feb. | Partnership Principles (PP) developed in parallel with K-JAS (Sep. 2007) (signed by GoK and donors) | Helleiner Report, Tanzania Assistance Strategy (TAS) (2003) | Partnership Principles (2003) (note: UJAS is a donors' response to PP) | MoU on Coordination & Harmonization of GRZ/Donor Practices for Aid Effectiveness (WHIP) (2004) |

| | GJAS | KJAS | JAST(MoU, JPD) | UJAS | JASZ |
|--|---|---|---|---|---|
| | 2005), | | | | |
| PRSP | GPRSII(2006-2009) | Investment Program for the Economic Recovery Strategy for Wealth & Employment (IP-ERS) (2003-2007) (note: Vision 2030: Med-Term Plan 2008-2012 has been done in Jun. 2008 but not approved as PRSP) | NSGRP(2005-2010) /ZSGRP(2006-2010) | Poverty Eradication Action Plan (PEAP) | Fifth National Development Plan (FNDP) |
| Government of Partner Country's External Aid Coordination Policy | Aid Policy (currently being developed) | Kenya External Resource Policy (not finalized) | JAST | PP | Aid Policy and Strategy |
| Related Website | http://siteresources.worldbank.org/INTGHANA/Resources/GJAS_Final_2707.pdf | http://www.hackenya.org | Http://www.tzdp.org.tz | http://siteresources.worldbank.org/INTUGANDA/Resources/UJAS.pdf | http://www.dfid.gov.uk/con-sultations/zambia-CAP.asp |

*Ghana H & A Action Plan

出所：藤原（2008）の付録1を他4公館（ガーナ、ケニア、ウガンダ、ザンビア）の専門調査員の方々に確認・アップデートして頂き、筆者が右を簡略化・訳出。

別添 6 : Comparison of JAS & MoU/PP of 5 Countries

| Country Agreement Type Date Signatories | Objectives and Strategic Principles | Contents of Document | Monitoring Framework | Comments Key Characteristics |
|---|---|---|---|--|
| I. Joint Assistance Strategy (JAS) | | | | |
| <p>Ghana</p> <p>G-JAS: Ghana Joint Assistance Strategy</p> <p>Feb. 2007</p> <p>4 years: 2007-2010</p> <p>DPs: GBS and non-GBS</p> <p>16 signatories (Canada, Denmark, EC, France, Germany, Japan, Italy, Netherlands, Spain, Switzerland, UK, US, AfDB, IFAD, UN, WB)</p> <p>Reflects 95% of all ODA</p> | <p><i>Objective</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Improve the alignment of development assistance with the core business of Gov't and the Govt's political and partnership cycle. <p><i>Specific Objectives</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Higher quality dialogue btwn DPs and gov't • Improved aid delivery through a better division of labor • Greater harmonization in way development assistance is delivered • Increased reliance on program based modalities & coordinated technical assistance programs that support government priorities • Improved predictability in resource flows & reduced transactions costs for government • Better alignment of DP country strategies & resource allocations with gov't goals, priorities <p><i>Strategic Principles (drawn from G-HAP)</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Increase use of common arrangements to plan, deliver & monitor assistance • Work through pillar & sector WGs to share information & plan policy dialogue, financial support, & | <ul style="list-style-type: none"> ▪ Joint Assessment: rational & partners ▪ Country Analysis ▪ Goals & Challenges ▪ Working Together <ul style="list-style-type: none"> ○ Strategic Principles & Commitments ○ Working Smarter: <ul style="list-style-type: none"> – pillar & sector WGs – harmonization & reduced transaction costs – aid delivery & predictability ▪ Joint Response (indicative trends, focusing assistance, joint programming principles) ▪ Results Framework & Risk Assessment <ul style="list-style-type: none"> ○ Monitoring ○ Accountability Framework ▪ Next Steps ▪ Relevant Annexes: <ul style="list-style-type: none"> ○ DP Harmonization & Selectivity matrix to support Ghana's PRSII (GPRSII) ○ DP Sector Mapping | <p><i>*Development results</i></p> <p><i>For Gov't & DPs</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • G-JAS contributions based on the GPS results matrix (to be updated after finalization of GPRSII monitoring framework by Mar.2007 not yet) <ul style="list-style-type: none"> ○ GPRS outcomes ○ intermediate sector level indicators ○ government strategies & actions ○ specific interventions of DPs <p><i>*Partnership results</i></p> <p><i>For DPs</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Commitment areas to joint working through G-HAP (<i>see fig. 2, p. 24</i>) <ul style="list-style-type: none"> ○ Program based frameworks ○ Transactions costs/harmonization ○ Partnership Framework ○ Managing for Results ○ No quantitative targets in this version, but DPs were to set specific targets for these commitments not yet • Reporting <ul style="list-style-type: none"> ○ against these commitments to take place as part of annual review process – G-HAP progress report ○ mid-year review (2008) and full | <p>G-JAS is DP's commitments to work towards GPRSII goals and harmonization principles.</p> <p>G-JAS is based on the Ghana Partnership Strategy (GPS) endorsed at Nov. 2005 CG meeting and updated in Jun. 2006 CG meeting.</p> <p>GPS is composed of Results Matrix, mapping of DP-funded activities based on GRPSII, G-HAP based on Paris Declaration, and overview of DP's assistance (resource envelope).</p> <p>Based on Ghana's vision to be a middle income country by 2015, GoG is currently working for developing an Aid Policy, which is a gov't-led framework to ensure effective aid delivery and coordination of development assistance, to be presented at Accra HLF.</p> |

別添 6 : Comparison of JAS & MoU/PP of 5 Countries

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | <p>technical assistance</p> <ul style="list-style-type: none"> • Aim to use country systems to manage & implement assistance and seek to strengthen these systems in a coordinated way • Focus on achievement of results through nationally driven M&E frameworks | | <p>evaluation (2010) by an independent team of evaluators</p> | |
| <p>Tanzania</p> <p>JAST: Joint Assistance Strategy for Tanzania</p> <p>Dec. 2006</p> <p>4 years: 2007-2010</p> <p>GoT's Official Documents (approved in the Cabinet)</p> | <p><i>Objective</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Contribute to sustainable development and poverty reduction in line with the National Vision 2025 and the Zanzibar Vision 2020 by consolidating and coordinating Gov't efforts and Development Partners' (DPs') support under a single Gov't-led framework to achieve results on the PRS (national & Zanzibar) as well as other national development and poverty reduction programmes. <p><i>Intermediate Objectives</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Build an effective development partnership in line with national and international commitments to aid effectiveness by: <ol style="list-style-type: none"> (1) strengthening national ownership and Gov't leadership of the development process (2) aligning DP support to Gov't priorities, systems, structures and procedures (3) harmonizing Gov't and DP processes (4) managing resources for achieving development results (5) ensuring mutual accountability of Gov't and DPs | <ul style="list-style-type: none"> ▪ JAST: background, objectives & roles of actors ▪ Gov't commitment to development & poverty reduction <ul style="list-style-type: none"> ○ DP alignment ○ National capacity development ▪ Division of labor (Gov't & DPs) ▪ Financing instruments & arrangements (modalities, commitment & disbursement arrangements, accounting & auditing) ▪ Dialogue (structure, sector dialogue) ▪ Risk mitigation (political, institutional & operational and fiduciary) ▪ M&E | <p><i>For Gov't & DPs</i></p> <p>Regular M&E will be done by following 2 forms based on the JAST Action Plan and M Framework on 6 categories in which 12 Paris indicators are incorporated;</p> <ul style="list-style-type: none"> • National ownership & gov't leadership • Alignment <ul style="list-style-type: none"> ○ National capacity development & TA ○ Funding modalities ○ Commitment & disbursement arrangements ○ Procurement ○ Accounting & auditing • Harmonization & rationalization <ul style="list-style-type: none"> ○ Division of labor • Managing for results • Operational functioning of JAST • Mutual domestic accountability. <p>1. Joint M & E</p> <ul style="list-style-type: none"> • Coordinated by a joint Gov't -DP JAST WG • Use the existing Gov't processes as much as possible • Annual JAST report to be done • Comprehensive joint mid-term and final review of JAST implementation | <p>Unlike other 4 countries which have also prepared JAS (Ghana, Kenya, Uganda, Zambia), JAST is the official document of GoT which development started in 2003 by the strong leadership of GoT (MF) and which is approved in the Cabinet in 2006.</p> <p>JAST is positioned as a GoT's policy to manage the external aid, national medium-term framework for managing development cooperation with DPs similar to the Aid Policy & Strategy in Zambia and the External Resource Policy in Kenya.</p> <p>In addition to JAST, MoU, which contains the basic principles of JAST, is done and signed both by GoT and 19 donors and donors (DPG: Development Partners Group) and donors prepared the Joint Programme Document (JPD) to support JAST and, Tanzania' PRSII (MKUKUTA).</p> |

別添 6 : Comparison of JAS & MoU/PP of 5 Countries

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| | (6) strengthening accountability of Gov't to the citizens of Tanzania | | <p>in each 5 years (mid-term: year 3, final: year 1 of next phase)</p> <p>2. Assessment by an Independent Monitoring Group (IMG)</p> <ul style="list-style-type: none"> • Mid-term (year 3) and final assessment (year 5 – year 1 of next phase) | <p>JPD, which is composed of 3 parts: 1.JAST, 2.joint country analysis, 3. joint programme (each donor's specific programme might be developed as a part 4), represents a common framework of DPG's planned support and aid effectiveness commitments to Tanzania in 2006/7-2009/10.</p> <p>As annex, JPD has JAST monitoring matrix, division of labor matrix & results matrix.</p> |
| II . H & A MoU/ PP | | | | |
| <p>Ghana</p> <p>H & A in Ghana for Aid Effectiveness</p> <p>25 Feb. 2005 (Note: before Paris Declaration)</p> <p>14 Signatories (GoG(MFEP)*, Denmark, EC, France, Germany, Japan, Italy, Netherlands, Spain, Switzerland, UK, US, UN, WB)</p> <p>*Min. of Finance & Economic Planning</p> | <p><i>Objectives</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Promote a step change both in Gov't leadership and in the use of development resources and donor practices so that Gov't would be able to receive enhanced assistance towards the goal of MDGs. <p><i>Principles</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Recognize Ghana's leadership & ownership • Develop a GPRS-based M&E system • Increase predictability of aid flows & use of country systems • Foster sector harmonization • Maximize complementarity & shared resources as well as use of untied & unearmarked aid • Increase sustainability & impact of capacity development • Strengthen mutual accountability | <ul style="list-style-type: none"> • Introduction • Principles • Joint Commitments (Gov't & DPs) <ul style="list-style-type: none"> ○ Leadership & ownership ○ GPRS-based M&E ○ Predictability of aid flows ○ Use of country systems ○ Procurement ○ Sector harmonization ○ Complementarity & sharing resources ○ Capacity development ○ Mutual accountability • Next Steps | <p><i>For Gov't & DPs</i></p> <p>A detailed action plan with specific targets is to be agreed through the workshop after the Paris HLF.</p> <p>action plan with donors' commitments (G-HAP) is agreed on Nov. 2005 and included in the JAS (see fig. 2, p. 24)</p> <p><i>For DPs</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Commitment areas <ul style="list-style-type: none"> ○ Program based frameworks ○ Transactions costs/harmonization ○ Partnership Framework ○ Managing for Results ○ No quantitative targets in this version, but DPs were to set specific targets for these commitments not yet | <p>MoU has signed and agreed before the Paris Declaration.</p> <p>Following the MoU, GoG and DPs have endorsed the Ghana Partnership Strategy (GPS) at CG meeting in Nov. 2005 and updated it at the next CG meeting in Jun. 2006.</p> <p>(see G-JAS for details of GPS)</p> |

別添 6 : Comparison of JAS & MoU/PP of 5 Countries

| | | | | |
|--|---|--|---|---|
| <p>Kenya</p> <p>Partnership Principles (PP)</p> <p>10 September 2007</p> <p>18 signatories (GoK (MF), Canada, Denmark, EC, Finland, France, Germany, Italy, Japan, Netherlands, Norway, Spain, Sweden UK, US, AfDB, UN, World Bank)</p> | <p><i>Objectives:</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Guide GoK's relationship with DPs / provide a framework of DPs engagement with GoK (note: stated in K-JAS) <p><i>General Principles</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Gov't: <ul style="list-style-type: none"> ○ Develops & implements national development strategies through broad consultative process ○ Translates strategies into prioritized results-oriented operational programs ○ Takes lead in coordinating ODA at all levels • DPs: <ul style="list-style-type: none"> ○ Respect partner country leadership & help to strengthen its capacity to exercise it ○ Ensure support is integrated within the sector-wide approaches | <ul style="list-style-type: none"> • General Principles of Partnership • Alignment <ul style="list-style-type: none"> ○ DPs align with the gov't's strategies ○ Strengthen governance ○ DPs use strengthened country systems ○ Gov't strengthens development capacity with support from DPs ○ Strengthen public financial management capacity ○ Strengthen national procurement systems • Harmonization <ul style="list-style-type: none"> ○ DPs implement common arrangements and simplify procedures ○ Complementarity-more effective division of labor ○ Incentives for collaborative behavior ○ Promoting a harmonized approach to environmental assessments • Managing for Results • Mutual Accountability | <p>No specific assessment framework; rather general approach</p> <p><i>*Development results For Gov't:</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Establish results-oriented reporting and assessment frameworks that monitor progress against key dimensions of the national & sector development strategies • Involve DPs when formulating and assessing progress <p><i>For DPs:</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Link resources to GoK results & align with performance assessment framework • Rely on GoK monitoring frameworks, to extent possible (otherwise harmonize M&E with other DPs) <p><i>*Partnership Results For Gov't & DPs:</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Jointly assess through existing & objective country level mechanisms mutual progress in implementing agreed commitments on aid effectiveness, including PD indicators <p>* In K-JAS it is stated that KJAS partners and GoK will establish a firm baseline of current practices by the end of 2007, set the targets and assess progress every 2 years based on the responses to the OECD/DAC survey.</p> | <p>PP complements Kenya Joint Assistance Strategy (K-JAS) which is the mutual commitment of GoK and donors to develop a new, more effective way of working together.</p> <p>PP has been elaborated basically by taking out almost all of the partnership commitments of Paris Declaration.</p> <p>Refers to Kenya External Resource Policy which was to have been finalized (not yet) PP is signed before finalization of GoK's Aid Policy.</p> |
|--|---|--|---|---|

別添 6 : Comparison of JAS & MoU/PP of 5 Countries

| | | | | |
|---|--|--|---|--|
| <p>Tanzania</p> <p>MoU on JAST</p> <p>5 Dec. 2006</p> <p>20 signatories (GoT (MF), AfDB, Belgium, Canada, Denmark, EC, Finland, France, Germany, Ireland, Japan, Netherlands, Norway, Sweden, Switzerland, DFID, UN, USAID, WB, Spain)</p> | <p><i>Objectives</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Declare the principles of implementing JAST that shared by the Gov't and DPs, in order to make aid in Tanzania more effective for reducing poverty and achieving national development goals in line with the MDGs. <p><i>Principles</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Strengthen mutual & domestic accountability and national ownership of development process • Align DP assistance with Gov't priorities, systems, structures & procedures • Promote management for results • Sustain progress in Gov't reforms • Harmonize Gov't & DP process | <ul style="list-style-type: none"> • Introduction • Principles • DPs commitments <ul style="list-style-type: none"> ○ Alignment to PRSII & JAST as well as to annual budget cycle & country systems ○ Share increase of GBS (GoT's preferred modality) by recognizing the value of other modalities (common funds and projects) at the same time ○ Predictability of aid (short & medium term) ○ Division of labor in sector support ○ Untying of aid • Gov't commitments <ul style="list-style-type: none"> ○ Public service & financial reforms ○ Inclusiveness of dialogue mechanism on JAST • Gov't & DPs commitments <ul style="list-style-type: none"> ○ No PIU ○ Long-term development of HR capacity in Gov't's institutions new Gov't's policy on TA ○ Upgrade of procurement systems | <p><i>For Gov't & DPs</i></p> <p>Under JAST, there will be 2 M & E as follows;</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Joint M & E 2. Independent M & E (see details under JAST) | <p>Regarding the position of this MoU, see details under JAST.</p> <p>There is no heading on the contents which has made the MoU a bit difficult to comprehend.</p> <p>Gov't's leadership on dialogue mechanism of JAST is emphasized as a key to the success of JAST.</p> |
| <p>Zambia</p> <p>Coordination and Harmonization of GRZ/Donor Practices for Aid Effectiveness</p> | <p><i>Objectives</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Enhance aid effectiveness through Aid Harmonization & Coordination for the betterment of the Zambian people both individually and corporately in achieving poverty reduction and MDGs. | <ul style="list-style-type: none"> • Preamble • Principles of GRZ/Donor coordination and harmonization (donors commitments) • GRZ/Donor coordination & harmonization with GRZ processes (GRZ's | <p>Joint M&E Framework towards C&H</p> <ul style="list-style-type: none"> • Programming (Aid policy, JSP, division of labor, MoUs (SWAps), PRSP M&E, public expenditure systems, coordinated support to NGO) | <p>MoU has signed and agreed before the Paris Declaration.</p> <p>It is agreed that a new specific forum (HG) is to be established for the joint M&E of MoU.</p> |

別添 6 : Comparison of JAS & MoU/PP of 5 Countries

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| <p>1 April 2004 (Note: before Paris Declaration)</p> <p>17 signatories (GRZ (MoFNP)*, the Netherlands, Denmark, Norway, Finland, Sweden, Ireland, UK, UN, World Bank, Germany. AfDB, Canada, EC, Japan, Italy, US joined later).</p> <p>*Min. of Finance & National Planning</p> | <p><i>Principles</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Alignment to national needs & national systems. • Capacity building on the use of cooperation resources. • Promotion of coordination & harmonization at all levels. • Improved info sharing & understanding of commonalities & differences in policies, procedures and practices, and harmonization of missions, reviews, conditionalities. • Division of labor. | <p>commitments)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PRSP/TNDP as overall framework ○ M&E ○ Linkages with MTEF & public sector reforms ○ Development of Aid Coordination Structures & Aid Policy • GRZ/Donor coordination & harmonization procedures (matrix) • Implementation & Review Arrangements <ul style="list-style-type: none"> ○ Signatories ○ Establishment of Harmonization Group (HG) (all signatories as a member) ○ 2 coordinating donors with gov't to be responsible for MoU monitoring/ periodical reviews | <ul style="list-style-type: none"> • Funding mechanisms (delegated cooperation, predictability of aid (short & medium term), on-budget, reduction of no. of bank accounts, use of gov't auditing system, use of SWAps · DBS) • HR (TA pooling, joint training, coordinated approach for GRZ salary & remuneration of local consultants) • Housekeeping (coordinated missions, Info sharing via GRZ development website) <p>* Donor responsibilities will be decided at a HG's meeting in one month after MoU's signature.</p> | <p>MoU contains a matrix of Joint M&E Framework which has a series of actions to be done with an indication of a specific time frame and responsible gov't agencies.</p> |
| <p>Uganda</p> <p>Partnership Principles between the GoU and the Development Partners.</p> <p>September 3, 2003</p> <p>Open ended</p> <p>DPs: GBS and non-GBS</p> <p>Non of the Partners are specified in this agreement</p> | <p><i>Objective</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Improve the delivery of the Poverty Eradication Action Plan (PEAP) through harmony of development assistance with the Gov't and the Gov't's political and partnership commitment to the same. <p><i>Specific Objectives</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Greater harmonization in way development assistance is delivered. • Increased reliance on government budget support and Project Aid – based modalities & coordinated technical assistance programs that support government priorities. • Improved predictability in resource flows & reduced transactions costs | <p>Section One: General Principles: overarching concerns of the Government concerning budget consultations and government ownership of the same.</p> <p>Section Two: Gov't Preferred Modalities of Support from DPs: this section lists the order of preference of the GoU for Donor Support: 1.General Budget Support, 2. Earmarked Budget Support, 3. Sector Budget Support, 4. Project Aid</p> <p>Section Three: Undertakings by the Government of Uganda: GoU recognizes that the DPs depend on transparency, predictability and efficiency. GoU will reduce the</p> | <p><i>Monitoring Framework is not elaborated in this document.</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Document mentions budget preparation, presentation and evaluation process. • The document annexes a calendar that guides the work of linkages to the overall Poverty Eradication Action Plan (PEAP), medium term expenditure framework, and the Poverty Monitoring and Evaluation Strategy. • Sector Working Groups are very involved in the Monitoring and Evaluation Strategy. • CG is linked to PEAP and is involved in informal and formal review | <p>PP has signed and agreed before the Paris Declaration.</p> <p>It is not well structured and too much emphasis is put on the GBS.</p> <p>There is a specific section on CG meeting.</p> |

別添 6 : Comparison of JAS & MoU/PP of 5 Countries

| | | | | |
|---------------------------|---|--|---|--|
| | <p>for government.</p> <p><i>Strategic Principles</i> Increase use of common arrangements to plan, deliver & monitor assistance</p> <ul style="list-style-type: none"> • Increased used of transparency. • Strengthening of Civil Society. • Increased support and collaboration with GoU budget process. • To carry out effective monitoring of budget and finance. • Joint sessions for evaluation and review of the Government Plan (PEAP). • Effective use of the CG. | <p>overall dependence on donor aid over time. GoU will strengthen civil society and private sector.</p> <p>Section Four: Development Assistance: helping GoU and the Ministry of Finance budgets and disbursements.</p> <p>Section Five: Global Funds are requested to follow the principles.</p> <p>Section Six: Effective Sector Level Coordination. Importance of Sector Wide Working Groups (M&E Finance Expenditures Prioritization Calendarization)</p> <p>Section Seven: Joint Reviews/Missions are encouraged. Reducing transaction costs for GoU and DPs, effective use of sector reviews.</p> <p>Section Eight: CG meeting linked to PEAP Civil Society and Private Sector input.</p> | <p>sessions.</p> <ul style="list-style-type: none"> • CG discusses issues, addresses concerns and makes recommendations. | |
| III. Sectoral MOUs | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

NOTES:

DPs: Development Partners

出所：世銀によるガーナの JAS (G-JAS)、ケニアのパートナーシップ原則 (P/P)、UNDP によるザンビアの援助協調 MoU、USAID によるウガンダの援助協調 MoU の概要分析表を筆者が本表に取り纏め、タンザニアの JAS (JAST)・援助協調 MoU、ガーナの援助協調 MoU の概要分析を加筆。

別添7：セクター別の国家予算支出内訳（1999～2006年）

| | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 |
|------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一般行政 | 16.9 | 15.3 | 7.2 | 8.8 | 13.7 | 9.2 | 10.2 | 19.2 |
| 教育* | 14.4 | 21.7 | 21.7 | 15.9 | 21.5 | 21.8 | 20.4 | 19.9 |
| 初等/中等/技術教育 | 11.3 | 18.8 | 17.2 | 13.9 | 18.4 | 18.6 | 17.8 | 16.8 |
| 高等教育 | 3.1 | 2.9 | 4.4 | 2 | 3.2 | 3.2 | 2.6 | 3.1 |
| 保健* | 12 | 14.1 | 9.7 | 10.3 | 11.5 | 11.9 | 13.1 | 15.8 |
| 保健/全般 | 12 | 14.1 | 9.2 | 9.5 | 11.2 | 11.5 | 12.1 | 14.3 |
| HIV/AIDS | 0 | 0 | 0.5 | 0.8 | 0.4 | 0.4 | 1 | 1.4 |
| インフラ開発* | 11.9 | 17.2 | 10.6 | 11.9 | 13.5 | 11.5 | 17.2 | 15.7 |
| 道路 | 0 | 0 | 2.7 | 8.8 | 10.3 | 9.2 | 12.4 | 9.8 |
| 水、衛生、公共事業 | 0 | 0 | 7.8 | 3.1 | 3.2 | 2.3 | 4.8 | 5.9 |
| 農業・農村開発* | 4.7 | 6.9 | 3.1 | 4.6 | 4.1 | 4.5 | 4.8 | 3.5 |
| ガバナンス・司法制度* | 7.9 | 8.6 | 7.2 | 8 | 9.4 | 10.1 | 8.8 | 9.2 |
| 安全保障・公共秩序 | 5.8 | 5.8 | 4.7 | 4.9 | 5.6 | 5.9 | 4.9 | 4.2 |
| ガバナンス | 0.5 | 1 | 1.1 | 1.4 | 1.4 | 1.5 | 1.5 | 2.8 |
| 司法制度 | 1.7 | 1.8 | 1.4 | 1.7 | 2.4 | 2.7 | 2.4 | 2.3 |
| エネルギー・鉱物資源 | 3.4 | 4.4 | 2.1 | 2.4 | 2.9 | 2.4 | 2.3 | 0.4 |
| 社会活動・労働/雇用* | 1 | 1.7 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 0.9 | 1.1 |
| 社会活動 | 0.6 | 1.3 | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.6 | 0.7 |
| 労働・雇用 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| その他のセクター (a) | 27.9 | 10.2 | 37.2 | 36.9 | 22.2 | 27.5 | 22.3 | 15.2 |
| 総支出 (b) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 総支出の対GDP比(%) | 24.1 | 25.5 | 31.7 | 27.5 | 23.6 | 22.2 | 24.6 | 28.8 |
| PARPA 優先セクター への支出の対総支出費 | 55.2 | 74.5 | 61.2 | 65.3 | 63.9 | 65 | 63 | 66.3 |

*PARPA における優先セクター、(a) コミュニケーション、文化/宗教、住宅・コミュニティ開発、観光、建設、非特定支出を含む、
(b) 銀行再建費、ネット貸付、利子を除く。

出所：WB 2007a, Table 5.1, p.159

別添 8 : モザンビークの MDGs 進捗状況一覧表 (詳細版)

| 目標とターゲット | 指標 | 現状 | 2015年目標値 | 達成可能性 |
|--|---|---|----------|-------|
| ゴール 1 : 極度の貧困と飢餓の撲滅 | | | | |
| ターゲット 1 A 2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。 | 1.1 .国家貧困ライン以下の人々の割合/1日1ドル (PPP) 未満で生活する人口の割合 | 69.4 54.1%に削減/81.3(1996/97年) 74.1%(2002/3年)に削減。 | 40% | 可能性あり |
| | 1.2 . 貧困ギャップ比率 | 1日1ドル(PPP)の貧困ギャップ比率は42(1996/97年) 35.4%(2002/3年)に削減。 | | |
| | 1.3 . 国内消費全体に占める最も貧しい5分位の消費の割合 | 6.5(1996/97年) 5.4%(2002/3年)に減少。 | | |
| ターゲット 1 B 女性、若者を含む全ての人々に、完全且つ生産的な雇用、そして適切な仕事の提供を実現する。 | 1.4 . 就職者一人当たりの GDP 成長率 | 7.3 6.7 (2006年)に減少。 | | 可能性大 |
| | 1.5 . 職と人口の割合 | 79.5 77.5%に減少。2008年時点で74.6%。 | 100% | |
| | 1.6 . 1日1ドル (PPP) 未満で生活する就職者の割合 | 53 42.5%に減少。 | | |
| ターゲット 1-C 2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。 | 1.7 . 独立し、雇用全体に貢献している家族労働者の割合 | NA | | 可能性大 |
| | 1.8 . 5歳未満の低体重児の割合 | 26 (2001年) 23.7%に減少。しかし、2006年に25.5%に増加。 | 17% | |
| | 1.9 . カロリー消費が必要最低限のレベル未満の人口の割合 | 58.02(1996年) 45.06%(2002年)に減少。 | | |
| ゴール 2 : 初等教育の完全普及の達成 | | | | |
| ターゲット 2A | 2.1 . 初等教育における純就学率 | 52.4(1999年) 76%(2006年)に増加。なお、初等教育修了率 (MDG 合意年次のターゲット) は22 38.7%に増加。2007年時点で72.6%。 | 100% | 可能性低 |

| | | | | |
|--|------------------------------------|---|-----|-------|
| 2015年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。 | 2.2. 第1学年に就学した生徒が第5学年まで到達する割合 | 28.2 (1999年) 39.8% (2005年) に増加。男女別では2005年時で各々40.7%、38.9%。 | | |
| | 2.3. 15~24歳の男女の識字率 | 39.5 46.4%に増加。男性は55.4 63.3%、女性は25.9 32%に増加。2005年時で48.1%、男女は66.7%、33.3%。 | | |
| ゴール3: ジェンダー平等推進と女性のエンパワーメント | | | | |
| 可能な限り2005年までに、初等・中等教育における男女格差を解消し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。 | 3.1. 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率 | 初等 (EP1) レベルは0.71 0.83に増加。2008年時で0.9。中等、高等レベルでは各々0.72(2006年)、0.49(2005年)。 | 1.0 | 可能性低 |
| | 3.2. 非農業部門における女性賃金労働者の割合 | 11.4% (1990年の見積もり)。 | | |
| | 3.3. 国会における女性議員の割合 | 28 35.6% (2005年) に増加。2008年時で37.2%。 | 50% | |
| ゴール4: 乳幼児死亡率の削減 | | | | |
| 2015年までに5歳児未満の死亡率を1990年の水準の3分の1に削減する。 | 4.1. 5歳児未満の死亡率 | 219 178/1000人に減少。 | 108 | 可能性あり |
| | 4.2. 乳児死亡率 | 147 127/1000人に減少。 | | |
| | 4.3. はしかの予防接種を受けた1歳児の割合 | 57.5 76.7%に増加。 | 95% | |
| ゴール5: 妊産婦の健康の改善 | | | | |
| 2015年までに妊産婦の死亡率を1990年の水準の4分の1に削減する。 | 5.1. 妊産婦死亡率 | 1000(1990年代初頭の見積もり) 408/10万人に減少(UNDP(2007)のデータでは520/10万人(2005年))。 | 250 | 可能性あり |
| | 5.2. 技術を持った保健スタッフの立ち会いによる出産の割合 | 44.2 44.7%に増加。2007年時で53.8%。 | | |
| 2015年までにリプロダクティブ・ヘル | 5.3. 避妊具の普及率 | 15~49歳の既婚女性における近代的な避妊方法の実践者の割合は11.8%、コンドーム使用者は1.1%(共に2003/4年)。 | | 可能性低 |
| | 5.4. 若年層の出産率 | 107 185/1000人(2001年)に増加。 | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|-------|
| スへの普遍的アクセスを実現する。 | 5.5 . 出産前のケアの普及率(最低 1 回・4 回) | 最低 1 回の実施率は 71.4 84.5%に増加。最低 4 回の実施率は 53.1%(2003 年)。 | | |
| | 5.5 . 家族計画のニーズの非充足率 | 22.5 18.4%(2003/4 年)に減少。 | | |
| ゴール 6 : HIV / エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止 | | | | |
| ターゲット 6A HIV / エイズの蔓延を 2015 年までに食い止め、その後減少させる。 | 6.1 . 15 ~ 24 歳の HIV 感染率 | 15 ~ 49 歳の感染率は 8.2(1998 年) 16.2% (2004 年) に増加。2007 年時で 16%。 | | 可能性大 |
| | 6.2 . 最後のリスクの高い性行為におけるコンドーム使用率 | 男性は 33%、女性は 29%(2003 年)。 | | |
| | 6.3 . HIV/AIDS に関する包括的な正しい知識を持つ 15 ~ 24 歳の割合 | 男性は 33%、女性は 20% (2003 年)。 | | |
| | 6.4 . 10 ~ 14 歳の、エイズ孤児ではない子どもの就学率に対するエイズ孤児の就学率 | 0.47 0.8 に増加。 | | |
| ターゲット 6B 2010 年までに HIV/エイズ治療を必要とする全ての人々への普遍的アクセスを実現する。 | 6.5 . 抗レトロウィルス薬へのアクセスを持つ HIV 感染が進行した患者の割合 | HIV 進行患者への抗レトロウィルスセラピーの普及率は 24% (2007 年)。 | | 可能性あり |
| ターゲット 6C マラリア及びその他の主要な疾病の発生を 2015 年までに食い止め、その後発生率を減少させる。 | 6.6 . マラリア有病率及びマラリアによる死亡率 | NA | | 可能性低 |
| | 6.7 . 農薬処理されたマラリアネット内で就寝する 5 歳未満児の割合 | NA | | |
| | 6.8 . 熱を出した際に適切な抗マラリア薬の投与を受けた 5 歳未満児の割合 | 14.9%(2003 年)。 | | |
| | 6.9 . 結核の有病率及び結核による死亡率 | 有病率は 484.8 677.7/10 万人、死亡率は 72.7 122.6/10 万人に増加。2005 年時で各々 623.7、116.8/10 万人に減少。 | | |
| | 6.10 . DOTS (短期科学療法を用いた直接監視下治療) の下で発見され、治療された結核患者の割合 | 発見者の割合は 50 43.1%に減少、2006 年に 46.9%に増加。治療患者の割合は 66.5 75.8%に増加、2005 年時で 79.4%。 | | |

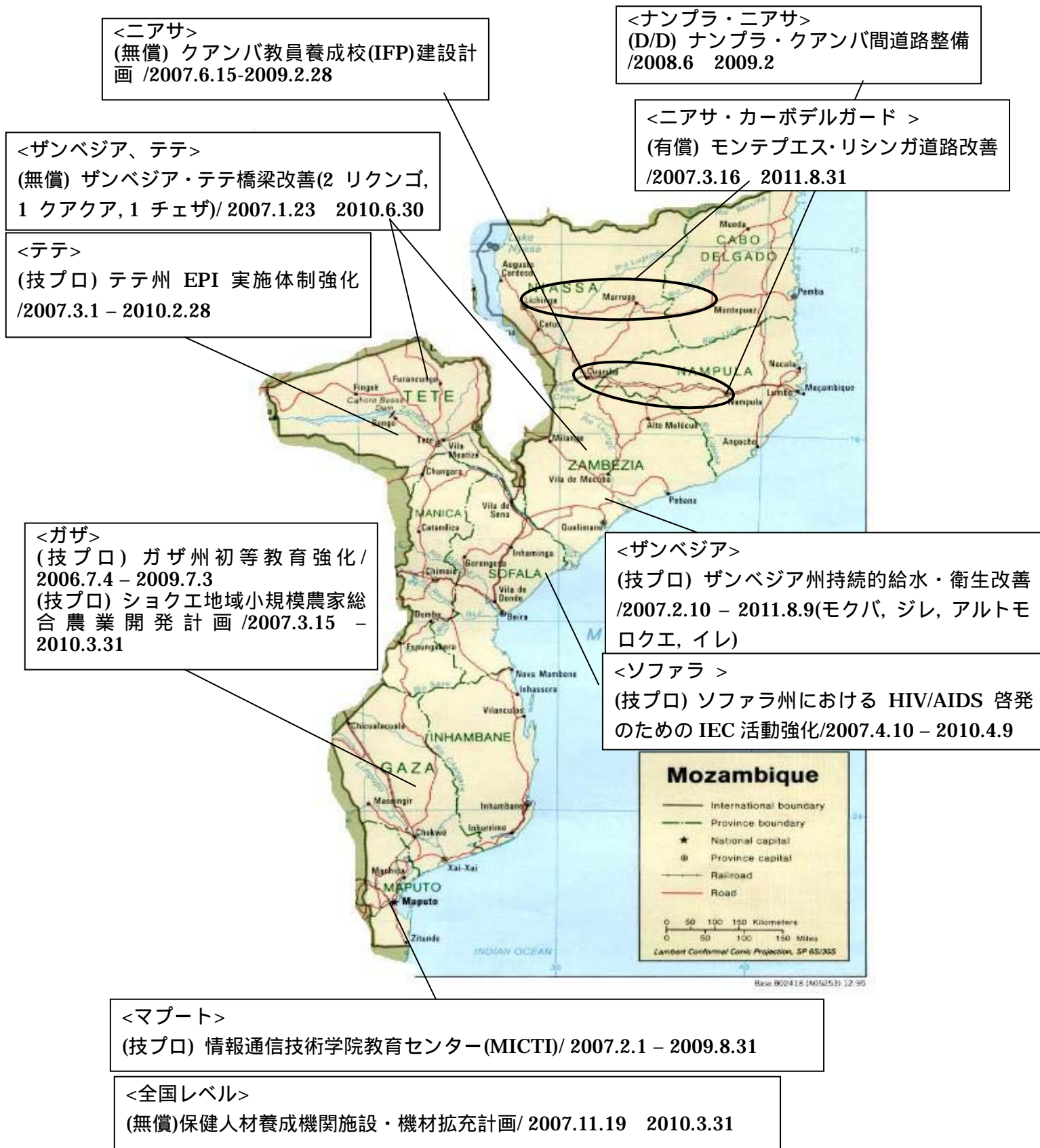
| ゴール7：環境の持続可能性確保 | | | | |
|--|--|--|----------------------|-------|
| ターゲット 7A 持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる。 | 7.1．森林面積の割合 | 21 51% (2007年) に増加。 | | 可能性低 |
| | 7.2．CO2 の総排出量、一人当たり及び GDP1ドル当たりの CO2 排出量 | 総排出量は約 2.2 百万トン、一人当たり 0.11 トン (2004年)。 | | |
| | 7.3．オゾン層を破壊する物質の消費量 | 3.2 トン (2006年) | | |
| ターゲット 7B 生物多様性の損失を 2010 年までに有意 (確実) に減少させ、その後も継続的に減少させ続ける。 | 7.4．生物学上安全な限度内の漁獲高の割合 | NA | | 可能性低 |
| | 7.5．水の総使用量の割合 | 0.34% (2000年) | | |
| | 7.6．陸上及び海洋保護区域の面積の割合 | 14.7% (2007年) | | |
| ターゲット 10 2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。 | 7.8．浄化された水源を継続して利用できる人口の割合 | 15.3 35.7% に増加。2004/5 年時で 36%。 | 70% | 可能性あり |
| | 7.9．改善された衛生施設を利用できる人口の割合 | 42.5 45.3% に増加。2004/5 年時で 46%。 | 80% : 都市 50% : 農村 | |
| ターゲット 11 2020 年までに、少なくとも 1 億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。 | 7.10．スラムで生活する都市人口の割合 | 94.1 (2001年) 79.5% (2005年) に減少。 | | 可能性あり |

注：現状部分のデータは特に年数の記載がない限り、1997 - 2003 年のデータである。

出所：UNDP 2009, pp.3 & 10, 国連の MDG 指標に関する公式サイト (<http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Default.aspx>) 上のモザンビーク国のデータ, INE 2004, Quadro 6.3, p.60, Quadro 6.8, p.62, UNDP2006a, Table 15, p.338, UNDP 2006b, Anexos Estatisticos, Quadro 12, 14, UNICEF 2006, 図 24, p.113 - 4 のデータを基に作成。なお、MDGs のターゲット・指標については、国連 MDGs 指標公式サイト上の公式リスト (<http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Host.aspx?Content=Indicators/OfficialList.htm>)、外務省及び UNDP 東京事務所の MDGs に関するサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>, <http://www.undp.or.jp/aboutundp/mdg/mdgs.shtml>) を参照。

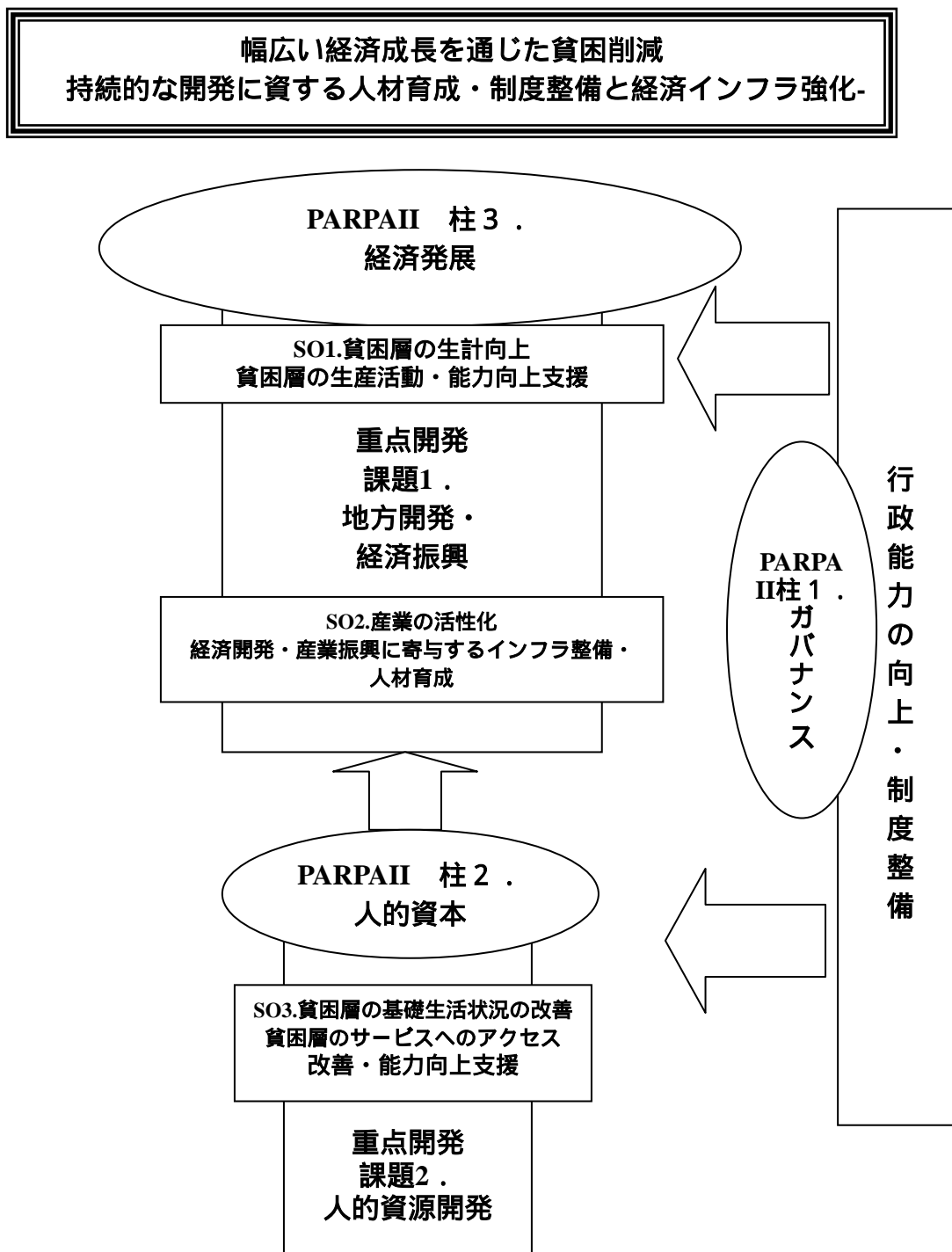
別添 9 .

モザンビークで実施中の案件配置図 [詳細設計調査 (D/D), 技術協力プロジェクト (技プロ), 無償資金協力 (無償), 有償資金協力 (有償)]



出所：在モザンビーク日本大使館経協班作成図を筆者が訳出。

別添 10：日本の対モザンビーク支援戦略プログラム図



出所：在モザンビーク日本大使館経協班

別添 11 : PAPs 及び non-PAPs (日・米・国連) の SWG への参加状況及び優先セクター一覧表 (2007年調査実施に基づく)

| セクター | オーストリア | アフリカ 開銀 | ベルギー | カナダ | スイス | ドイツ | デンマーク | スペイン | EC | フランス | フィンランド | イタリア | アイルランド | ノルウェー | オランダ | ポルトガル | スウェーデン | 英国 | 世銀 | 合計 G19 (1) | 日本 | 米国 | | 国連 | 合計 (1) |
|--------------------|--------|------------|------|-------------|------------|------------|-----------|------|-------------|------------|--------|------|------------|-------|-----------|-------|----------------|-------|-------------|---------------|-----|-------|-----|-----|-----------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | Usaid | MCC | | |
| 保健 | | | | | | | | | 非優先 | | | | | 2009 | | | | 2010? | | 12/10 | | | | | 14/12 |
| HIV/Aids | | | | 保健に含 | 保健に含 | 非優先 | 保健に含 | 保健に含 | 非優先 | 保健に含 | | 非優先 | | | 保健に含 | | 非優先 | | | 3 | 非優先 | | | | 5 |
| 教育/文化 | | | | | | | | | | 文化: 非優先 | | | | | 2011 | | | 2010? | FTI | 11 | | | | | 12 |
| 農業/水産/ 地方開発 | 農業 | | | 農業・ 地方開発 | | | 農業 | 2007 | 農業・ 地方開発 | | | | | 水産 | | | 農業 | | 農業・ 地方開発 | 10 | 農業 | | 農業 | | 13 |
| 環境/天然 資源 | | | | | | | | | | | | 非優先 | | 非優先 | | | | | | 2 | | 非優先 | | | 3 |
| 輸送 | | | | | | | | | | | | 非優先 | 英国に 委譲 | | | | | 2010 | | 5/3 | | | | | 7/5 |
| エネルギー | | | | | | | 2008 | | エネルギー 施設 | | | | | | | | | | | 5/4 | | | | | 5/4 |
| 水・衛生 | | | | 地方 開発に含 | 2009 | | | | 水施設 | 非優先 | | | カナダに 委譲 | | | | | 2010 | | 5/3 | 非優先 | | | 非優先 | 7/5 |
| 経済ガバナンス/ 金融サービス | | 非優先 | | | | | | | 非優先 | | | | | | 非優先 | | | | | 3 | | | 非優先 | | 6 |
| ガバナンス | | | | | | | | | 非優先 | | 非優先 | 非優先 | | 非優先 | 非優先 | | | | | 14 | | | | | 17 |
| 一般財政 支援 (GBS) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 19 | | | | | 19 |
| 市民団体 支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 16 | | | | | 19 |
| 調査研究/ 奨学金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | | | | | 6 |
| 民間企業 支援 | | ローン | | | 無償 SECO | ローン DEG | 無償 ローン | | ローン EIB | ローン | | | 技術 支援 | | 無償 ローン | | ニアサ 州 無償 | | ローン MIGA | | | | | | |

| 戦略:期間 | | 2007-2009 | 2006-2009 | 2007-2009 | 2004-2009 | 2007-2011 | 2007-2008 | 2008-2012 | 2008-2011 | 2008-2013 | 2006-2010 | 2008-2013 | 2008-2010 | 2007-2010 | 2006-2009 | 2008-2011 | 2007-2009 | 2008-2012 | 2008-2012 | 2007-2011 | | 2009-? | 2005-2010 | 2008-2012 | 2007-2009 | |
|------------------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|-----------|---------------|-----------|---------------------|----------------|-----------|-----------|-------------|--------------------|---------------|-----------|------------------|------------------|-----------|---------|--------|-----------|-----------|-------------|---------|
| 戦略:期間(年) | | 3 | 4 | 3 | 5 | 5 | 2 | 5 | 4 | 6 | 5 | 6 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3 | 5 | 5 | 4 | | 3 or 5 | 6 | 5 | 3 | |
| 予算/年(無償)各ドナー独自通貨 | 2007年 | 4 M€ | 59 FUA | 6 M€ | 50 MC\$ | 25 M\$ | 46 M€ | 400 MDK | 25 M€ | 121 M€ | 11 M€ | 21 M€ | 33 M€ | 43 M€ | 400 MNK | 60 M€ | 15 M€ | 700 MSK | 60 M€ | 162 M\$ | | 27 M\$ | 213 M\$ | 101 M\$ | 166 M\$ | |
| | 2010年 | 4 M€ | ? | 6 M€ | 50 MC\$ | 25 M\$ | ? | 400 MDK | 25 M€ | 121 M€ | 11 M€ | 30 M€ | 33 M€ | 62 M€ | >400 MNK | 60 M€ | 15 M€ | ? | 73 M€ | 162 M\$ | | 27 M\$ | ? | 101 M\$ | ? | |
| 予算/年(無償)USドル | 2007年 | 5.7 | 89.2 | 8.5 | 45.5 | 25.0 | 65.3 | 70.5 | 35.5 | 171.8 | 15.6 | 25.7 | 46.9 | 61.1 | 66.1 | 85.2 | 21.3 | 100.0 | 116.6 | 162.0 | 1,217.5 | 27.0 | 213.0 | 101. | 166.0 | 1,724.5 |
| | 2010年 | 5.7 | ? | 8.5 | 45.5 | 25.0 | ? | 70.5 | 35.5 | 171.8 | 15.6 | 39.7 | 46.9 | 88.0 | >66,1 | 85.2 | 21.3 | ? | 141.9 | 162.0 | >1283,7 | 27.0 | ? | 101. | ? | >1790,7 |
| プログラム/プロジェクト・オフィサー人数(HOCs 含) | | 4 | 7 | 3 | 11 | 11 | 9 | 13 | 6 | 18 | 4 仏開庁 4 大使館 | 6 | 10 | 15 | 10 | 11 | 5 | 13 | 11 | 20 (+地方) | 188 | 9 | 16 | 4 | 46 | 263 |
| 優先セクター数 | | 2 | 4 | 1 | 4 | 3 | 3 | 5 (-→4 :2009) | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 5 | 3 (-→2 :2009) | 3 (-→2 :2011) | 3 | 4 (-→3 :2012) | 6 (-→3 :2010) | 9 | | 6 | 5 | 3 | 8 | |
| 積極的に参加しているSWG数 | | 3 | 5 | 2 | 9 | 6+1 ピラー | 8 | 8 | 5 | 9 | 4 | 4 | 18 | 12+1 ピラー | 7+1 ピラー | 8 | 3 | 13 | 9 | 15 | 148 | 7 | 8 | 4 | 20+2 ピラー | 183 |
| 積極的に参加しているサブSWG数 | | 1 | 4 | 2 | 12 | 7 | 15 | 9 | 6 | 9 | 6 | 3 | 17 | 12 | 4 | 10 | 6 | 5 | 10 | 11 | 149 | 4 | 7 | 0 | 21 | 181 |
| 積極参加のSWG/サブSWG数 | | 4 | 9 | 4 | 21 | 13+1 ピラー | 23 | 17 | 11 | 18 | 10 | 7 | 35 | 24+1 ピラー | 11+1 ピラー | 18 | 9 | 18 | 19 | 26 | 297 | 11 | 15 | 4 | 41+2 ピラー | 364 |
| 今後撤退を考えている(exit)セクター数 | | | | | | 1 水 2008 年迄 | | 2:エネ. +他. | | 1 農業. 2007年 迄 | | | | | 1 保健 2009年 迄 | | | 1: 2012 年迄 | 3: 2010 年迄 | | 8 | | | | | 8 |
| 他ドナーに権限委譲をしているセクター数 | | | | | | | | | | | | | | 2 道路/水 | | | | | | | 3 | | | | | 3 |

略称:FTI:ファスト・トラック・イニシアチブ(教育)-SWG:セクターワーキンググループ

(1) G19 合計 : X/Y : X = 2007 年度の優先セクター総数, Y = 撤退戦略適用後の優先セクター総数



優先セクター



年度

撤退セクター



優先セクターとみなされていないセクター(EU CoC)

出所: 英仏のタスクフォース作成表(2008年4月受領)を筆者が訳出。

参考文献

(日本語)

- 遠藤 衛、2004、専門調査員報告書「『サブサハラ・アフリカにおける援助動向』に関する調査・研究」。
- 大平 健二、2006、専門調査員報告書「モザンビークにおける援助の変遷と日本の対応」、GRIPS。 http://www.grips.ac.jp/forum/pdf06/ohira_report.pdf
- 大野 泉、2003、『援助協調への日本の取組み ~ 「東アジア型」と「サブサハラ・アフリカ型」モデルで参画を~ 』、GRIPS 開発フォーラム。
- 大野 泉・二井矢 由美子、2005、『援助モダリティの選択と日本の ODA 改革 開発ニーズとオーナーシップを尊重して』、GRIPS 開発フォーラム。
- 大野 健一、2008 年、「モザンビーク出張報告」、2008 年 2 月 24 日。
- (株)アースアンドヒューマンコーポレーション、2008、「援助協調枠組み文書に関する執務参考資料(援助動向分析調査報告書)」- 平成 19 年度 外務省委託援助協調動向分析調査、2008 年 6 月 20 日付ドラフト。
- 外務省、1998、「モザンビーク」、『政府開発援助 (ODA) 白書 1997 年版』、外務省。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j_90sbefore/905-42.htm
- 外務省、2000、「[42]モザンビーク」、『政府開発援助(ODA)国別データブック 1999 年版』、外務省。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j_99/g5-42.htm
- 外務省、2008a、「元気なアフリカを目指して 希望と機会の大陸」(TICADIV 用パンフレット)、外務省。
<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/press/pr/pub/pamph/ticad4.html>
- 外務省、2008b、「[44]モザンビーク」、『政府開発援助 (ODA) 国別データブック 2007 年版』、pp.683-689、外務省。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/07_databook/pdfs/05-42.pdf
- 外務省、2008c、『ニカラグア国別評価報告書』、外務省。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/nicaragua/kn07_01_index.html
- 外務省、2009、『政府開発援助 (ODA) 白書 2008 年版』、外務省。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/08_hakusho_pdf/index.html
- 国際協力機構 (JICA) 国際協力総合研修所、2004、『PRSP と援助協調に関する論考』。
- 国際協力機構 (JICA) 国際協力総合研修所、2004、『PRSP プロセス事例研究 タンザニア・ガーナ・ベトナム・カンボジアの経験から』。
- 国際協力機構 (JICA) 企画・評価部援助協調室インハウス・コンサルタント、2002、『貧困削減戦略ペーパー (PRSP) 及びセクター・ワイド・アプローチ (SWAPs) の進捗とドナーの動向』。
- 国際協力銀行 (JBIC) 2007、「貧困プロファイル モザンビーク共和国」、JICA。
http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/mozambique_fr.pdf
http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/mozambique_data.pdf (別添)
<http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/index.html>(本文)
- 国際協力事業団 (JICA) 国際協力総合研修所、2000、『南部アフリカ援助研究会報告書 第

- 三巻 モザンビーク・本編、第三巻別冊 モザンビーク・現状分析資料編』
http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/country/2002_01_03.html(本編)
http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/country/pdf/2002_01/03b.pdf(資料編)
- 国際協力事業団 (JICA) 国際協力総合研修所、2003、『途上国における財政管理と援助 - 新たな援助の潮流と途上国の改革 - 』。
- 国際協力事業団 (JICA) 国際協力総合研修所、2003、『援助の潮流が分かる本 今、援助で何が焦点となっているのか』。
- (財) 国際開発センター、アイ・シー・ネット (株)、2003、『プロジェクト研究「日本型国際協力の有効性と課題」』、JICA。
- (財) 国際協力推進協会、2006、『経済協力の手引き』、(財) 国際協力推進協会。
<http://www.apic.or.jp/plaza/tebiki/>
- 辻 一人、2008、「モザンビーク・ナカラ回廊における農産品加工振興の為に技プロ形成調査報告」、2008年7月10日。
- 藤原 和幸、2008、専門調査員報告書「共同支援戦略 (Joint Assistance Strategy: JAS) 比較 ガーナ (GJAS) 、ケニア (KJAS) 、タンザニア (JAST) 、ウガンダ (UJAS) 、ザンビア (JASZ) 』。
- 船田クラークセンさやか、2008、『モザンビーク解放闘争史 「統一」と「分裂」の起源を求めて』、御茶ノ水書房。
- 峯 陽一、2005、「モザンビークにおける人間の安全保障 ポストコンフリクト国の事例研究」、『貧困削減と人間の安全保障 Discussion Paper』、JICA、105 - 119 頁。
- 峯 陽一、2008、「アフリカにおける紛争予防と人間の安全保障」、『国際協力研究』、Vol. 24、No.1 (通巻 47 号) 特別号、26 - 30 頁。
- (英語・ポルトガル語)
- African Forum and Network on Debt and Development (AFRODAD). 2007. "A critical assessment of aid management and donor harmonisation: The case of Mozambique". SARPN: Southern African Regional Poverty Network.
http://www.sarpn.org.za/documents/d0002710/Aid_Management_Mozambique_AFRODAD_2007.pdf
- Arlindo, Pedro. 2007. "Mozambique Country Case Study – Discussion Draft Not for Citation", background paper for the Competitive Commercial Agriculture in Africa Study (CCAA), December 10, 2007. World Bank.
http://siteresources.worldbank.org/INTAFRICA/Resources/257994-1215457178567/CAA_Mozambique_report.pdf
- Arndt, Channing. 2007. "Comments on Mozambique: 'The War ended 15 years ago but we are still poor' authored by Joseph Hanlon". Open University.
<http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/pics/d89250.pdf>
- Arndt, Channing, Robert C. James, & Kenneth R. Simler. 2005. "Has economic growth in Mozambique been pro-poor?", Discussion Papers No. 8E. Maputo: MPD.
http://www.mpd.gov.mz/gest/documents/8E_Poor_Growth.pdf

- Arndt, Channing, Sam Jones, & Finn Tarp. 2006 "Aid and Development: The Mozambican Case". Discussion Papers No. 27E. Maputo: MPD.
- Batley, Richard. 2002. "Mozambique - A Country Case Study prepared for the OECD DAC Task Force on Donor Practices". OECD/DAC.
http://www.aidharmonization.org/download/212250/Mozambique_Harmonization.pdf
- Batley, Richard, Liv Bjornestad, & Amélia Cumbi. 2006. "Evaluation of General Budget Support – Mozambique Country Report, A Joint Evaluation of General Budget Support 1994-2004". OECD-DAC. <http://www.oecd.org/dac/evaluation>.
- Boughton, Duncan, David Mather, David Tschirley, Thomas Walker, Benedito Cunguara & Ellen Payongayong. 2006. "Changes in Rural Household Income Patterns in Mozambique, 1996-2002, and Implications for Agriculture's Contribution for Poverty Reduction". MINAG/DE/DAP Research Report No. 61E. Michigan State University. <http://www.aec.msu.edu/fs2/mozambique/wps61e.pdf>
- Castel-Branco, Carlos Nuno. 2007. "Mozambique Programme Aid Partners Performance Review 2006".
- Castel-Branco, Carlos Nuno. 2008. "Aid Dependency and Development: a Question of Ownership? A Critical View". IESE Working Paper no. 01/2008. IESE.
<http://www.iese.ac.mz/lib/publication/AidDevelopmentOwnership.pdf>
- Dupraz, Jean & Meritxell Relano. 2007. *Childhood Poverty in Mozambique & Budgetary Allocations*, Working Paper. UNICEF: New York.
http://www.unicef.org/videoaudio/PDFs/Childhood_Poverty_in_Mozambique_and_Budgetary_Allocations.pdf
- Ecoenergy International Corporation. 2008. *Mozambique Biofuels Assessment*, Final Report, May 1, 2008 (CD-Rom)
- Elbers, Chris, Peter Lanjouw, Johan Mistiasen, Berk Ozler, & Kenneth Simler. 2003 "Are Neighbors Equal? Estimating Local Inequality in Three Developing Countries" FCND Discussion Paper No. 147. International Food Policy Research Institute: Washington, DC. <http://www.ifpri.org/divs/fcnd/dp/papers/fcndp147.pdf>
- EURODAD/CAFOD/Trócaire. 2008. "Aid effectiveness: The case of Mozambique". SARPN. http://www.sarpn.org.za/documents/d0002972/Aid_effectiveness_Mozambique_Jan2008.pdf
- Fox, Louise, Elena Bardasi, & Katleen Van den Broeck. 2005. "Poverty in Mozambique: Unraveling Changes & Determinants", Africa Region Working Paper No. 87. Washington, D.C.: World Bank. <http://www.worldbank.org/afr/wp87>
- Fraser, Alastair & Lindsay Whitefield. 2008. "Politics of aid: African Strategies for Dealing with Donors". GEG Working Paper 2008/42. Oxford University. <http://www.globaleconomicgovernance.org/docs/Fraser%20and%20Whitfield%20WP%202008%2042.pdf>
- Government of Mozambique. 2001. "Action Plan for the Reduction of Absolute Poverty,

2001–2005 (PARPA)”, Final Version approved by the Council of Ministers April. World Bank. http://povlibrary.worldbank.org/files/Mozambique_PRSP.pdf

Government of Mozambique. 2006. “Action Plan for the Reduction of Absolute Poverty, 2006–2009 (PARPAII)”. Maputo. May 2, 2006.

Government of Mozambique. 2008. “2008 OECD-DAC Monitoring Survey of the Paris Declaration - Mozambique Country Report”. Final Version of April 11, 2008

Governo de Moçambique. 2005a. “Proposta de Programa de Governo para 2005 – 2009”. Maputo.

Governo de Moçambique. 2005b. “Plano Económico e Social de 2006”. Maputo.

Governo de Moçambique. 2006a. *Plano de Acção para a Redução da Pobreza Absoluta 2006-2009 (PARPA II)*, Verção Final Aprobada pelo Conselho Ministros aos 2 de Maio de 2006. Maputo.

Governo de Moçambique. 2006b. “Plano Económico e Social de 2007”. Maputo.

Governo de Moçambique. 2007a. “Balanço do Plano Económico e Social de 2006”. Maputo.

Governo de Moçambique. 2007b. “Balanço do Plano Económico e Social I Semestre 2007”. Maputo.

Governo de Moçambique. 2008a. “Balanço do Plano Económico e Social de 2007”. Maputo.

Governo de Moçambique. 2008b. “Balanço do Plano Económico e Social I Semestre 2008”. Maputo.

Governo de Moçambique e Parceiros de Apoio Programático. 2007a. “Revisão Conjunta 2007 Aide-Mémoire”. Maputo.

Governo de Moçambique e Parceiros de Apoio Programático. 2007b. “Revisão Semestral Conjunta 2007 Aide-Mémoire”. Maputo.

Governo de Moçambique e Parceiros de Apoio Programático. 2008a. “Revisão Conjunta 2008 Aide-Mémoire”. Maputo.

Governo de Moçambique e Parceiros de Apoio Programático. 2008b. “Revisão Semestral Conjunta 2008 Aide-Mémoire”. Maputo.

G20. 2004. *RAP: Annual Poverty Report, 2004*. Maputo. SARPN
http://www.sarpn.org.za/documents/d0000947/G20_Annual_Report_2004.pdf

G20. 2005. *Annual Poverty Report, 2005*. PAP
<http://www.pap.org.mz/downloads/rap05.pdf>

G20. 2007. *RAP: Relatório Anual da Pobreza, 2006*. Maputo

Government of Mozambique & Programme Aid Partners. 2004a. “Memorandum of Understanding between Programme Aid Partners and the Government of Mozambique for the Provision of Direct Budget Support and Balance of Payments Support”. Maputo.

Government of Mozambique & Programme Aid Partners. 2004b. “Aide Mémoire - Joint

- Review 2004". April 7. Maputo. PAPs.
http://www.pap.org.mz/downloads/aide_memoire_jr04.pdf
- Government of Mozambique & Programme Aid Partners. 2004c. "Aide Mémoire - Mid Year Review 2004". September 27. Maputo. PAPs.
http://www.pap.org.mz/downloads/aide_memoire_myr04.doc
- Government of Mozambique & Programme Aid Partners. 2005a. "Aide Mémoire - Joint Review 2005". May 9, 2005. Maputo. PAPs.
http://sarpn.org.za/documents/d0001245/Aide_Mem_Annex_Eng_12-5-5.pdf
- Government of Mozambique & Programme Aid Partners. 2005b. "Aide Mémoire - Mid Year Review 2005". September 29, 2005. Maputo. PAPs.
http://www.pap.org.mz/downloads/aide_memoire_myr05_en.doc
- Government of Mozambique & Programme Aid Partners. 2006a. "Aide Mémoire - Joint Review 2006". April 13, 2006. Maputo. PAPs.
http://www.pap.org.mz/downloads/aide_memoire_jr2006.pdf
- Government of Mozambique & Programme Aid Partners. 2006b. "Aide Mémoire - Mid Year Review 2006". September 14, 2006. Maputo. PAPs.
http://www.pap.org.mz/myr_06.htm
- Government of Mozambique & Programme Aid Partners. 2008. "Aide Mémoire - Mid Year Review 2008". September 17, 2008. Maputo.
- Handley, Geoff. 2008. "Mutual Accountability at the Country Level – Mozambique Country Case Study – Draft" for the OECD Joint Venture on Management for Development Results. OECD/DAC.
<http://www.oecd.org/dataoecd/52/35/41178552.pdf>
- Hanlon, Joseph. 2007a. "Is Poverty Decreasing in Mozambique?" Open University.
<http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/pics/d53854.pdf>
- Hanlon, Joseph. 2007b. "Mozambique: 'The War ended 15 years ago but we are still poor'". Open University.
<http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/pics/d89249.pdf>
- Hanlon, Joseph. 2007c. "Response to Comments on Mozambique: 'The War ended 15 years ago but we are still poor' authored by Joseph Hanlon prepared by Channing Arndt". Open University.
<http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/pics/d89251.pdf>
- Hanlon, Joseph. 2008. "Mozambique: Is this "IMF" Success threatened by violence? – What do data on poverty and violence tell us?" Open University.
http://www.crisisstates.com/download/seminars/Mozambique_lynchings&poverty_Hanlon.pdf
- Hanlon, Joseph e Teresa Smart. 2008. *Há Mais Bicicletas – Mas há desenvolvimento*. Maputo: CIEDIMA – Central Impressora e Editoria de Maputo, SARL.
- Ibraimo, Hanifa & Kenneth Simler. 2005. "Estimating Changes in Children's

- Nutritional Status When Samples Are Not Comparable: An Example From Mozambique". MPD/DNEAP Discussion Papers No. 17E
http://www.mpd.gov.mz/gest/documents/17E_Estimated_Changes.pdf
- Hodges, Tony & Roberto Tibana. 2004. "Political Economy of the Budget in Mozambique", Complete Final Manuscript, 12 December.
<http://www.dfid.gov.uk/pubs/files/political-economy-mozambique.pdf>
- IDA & IMF. 2007. "Joint WB/IMF Debt Sustainability Analysis". May, 16, 2007.
- IMF. 2007a. "Staff Report for the Article IV Consultation, Sixth Review under the Three-Year Arrangement under the Poverty Reduction & Growth Facility, Request for Waiver of Performance Criterion, Financing Assurances Review, & Request for a Three-Year Policy Support Instrument". May 30, 2007.
- IMF. 2007b. "First Review under the Three-Year Policy Support Instrument". November 30, 2007.
- IMF. 2008a. "Report on the Observance of Standards & Codes (ROSC) Fiscal Transparency Module". IMF Country Report No. 08/152. April 29, 2008. Washington, D.C.
- IMF. 2008b. "Second Review under the Policy Support Instrument & Request for Waiver of Nonobservance of Assessment Criteria". IMF Country Report No. 08/220. May 9, 2008. Washington, D.C.
- INE: Instituto Nacional de Estatística. 2004. "Relatório Final do Inquérito aos Agregados Familiares sobre Orçamento Familiar, 2002-3". Maputo. INE.
http://www.ine.gov.mz/inqueritos_dir/iaf/IAF_relf.pdf
- INE, Ministério da Saúde, e MEASURE *DHS+ORC* Macro. 2005. "Moçambique Inquérito Demográfico e de Saúde 2003". MEASURE DHS, Macro International Inc.
<http://www.measuredhs.com/pubs/pdf/FR161/MZ03FinalReport.pdf>
- IESE: Instituto de Estudos Sociais e Económicos. 2008. "Programa de Ajuda aos Parceiros Análise do Desempenho de 2007 Moçambique", Relatório Final Versão 01/03. 23 de Março de 2008.
- Killick, Tony, Carlos Castel-Branco, & Richard Gerstner. 2005. "Perfect Partners? The performance of Programme Aid Partners in Mozambique, 2004". A report to the Programme Aid Partners and Government of Mozambique. May, 2004. AfriMAP: Africa Governance Monitoring & Advocacy Project
<http://www.afrimap.org/english/images/documents/file42b16ae21a2b4.pdf>
- Lawson, Andrew, Mariam Umarji, João Guiherme e Célia Chachine. 2007. "Avaliação da Gestão de Finanças Públicas em Moçambique 2006 - Aplicação da Metodologia PEFA Despesa Pública e Responsabilidade Financeira", Relatório Preliminar Versão Portuguesa, Novembro 2007.
- Menocal, Alina Rocha & Sarah Mulley. 2006. *Learning from Experience: A Review of Recipient Government Efforts to Manage Donor Relations and Improve the Quality of*

- Aid*, ODI working paper 268. London: UK. ODI
- Ministério da Planificação e Desenvolvimento. 2008. “Revisão Semestral 2008 – Breve Apresentação do Aide Mémoire”, apresentada na Reunião Final, 18 de Setembro de 2008. Maputo
- Ministério da Planificação e Desenvolvimento e Ministério das Finanças. 2007. “Cenário Fiscal de Médio Plazo 2008-2010”. Maputo.
- Ministério da Planificação e Desenvolvimento e Ministério da Finanças. 2008. “Cenário Fiscal de Médio Plazo 2009-2011”. Maputo.
- Ministerio da Plano e Finanças (MPF). 2002. “Mapeamento da Pobreza em Moçambique Desagregação das Estimativas da Pobreza e Desigualdade aos Níveis de Distrito e Posto Administrativo”. World Bank
http://siteresources.worldbank.org/INTPGI/Resources/342674-1092157888460/Mozambique_MapeamentoPobreza.pdf
- MPF, Universidade Eduardo Mondlane, e Instituto International de Pesquisa em Políticas Alimentares. 1998. “Pobreza e Bem-Estar em Moçambique Primeira Avaliação Nacional (1996-97)”. IFPRI: International Food Policy Research Institute
<http://www.ifpri.org/portug/pubs/books/part1.pdf>
- Ministério das Finanças. 2006. “Orçamento do Estado para 2007”. Maputo.
- Ministério das Finanças. 2007a. *Relatório de Execução do Orçamento do Estado - Ano 2006 Janeiro a Dezembro*. Maputo.
- Ministério das Finanças. 2007b. “Documento de Fundamentação do Orçamento do Estado para 2008”. Maputo.
- Ministério das Finanças. 2008a. *Relatório de Execução do Orçamento do Estado - Ano 2007 Janeiro a Dezembro*. Maputo.
- Ministério das Finanças. 2008b. *Relatório de Execução do Orçamento do Estado Ano 2008 Janeiro a Junho*. Maputo.
- Ministry of Planning & Finance of the Government of Mozambique, International Food Policy Institute, Purdue University. 2004. “Poverty & Well-being in Mozambique: The Second National Assessment”, MPD/DNEAP Discussion Papers No. 3 E. Maputo: Ministry of Planning & Finance. MPD
http://www.mpd.gov.mz/gest/documents/3E_Poverty.pdf
- Mlay, Gilead, Cynthia Donovan, David Mather, Ellen Payongayong, & Benedito Cunguara. 2006. “Analysis of Income & Poverty Dynamics in Rural Mozambique 2002-2005”, preliminary results based on TIA 02 and TIA 05 panel presented at USAID Food Security Workshop, Nov. 2-3, 2006. Maputo. Michigan State University
http://www.aec.msu.edu/fs2/mozambique/policypres/msu_tia_income_presentation_nov_2_2006.pdf
- OECD/DAC. 2004. “Survey on Harmonisation and Alignment of Donor Practices: Measuring Aid Harmonisation and Alignment in 14 partner counties”.

- <http://www.oecd.org/dataoecd/53/46/34060251.pdf>
- OECD/DAC. 2007. “2006 Survey on Monitoring the Paris Declaration - Country Chapters”. OECD/DAC. <http://www.oecd.org/dataoecd/13/53/38998105.pdf>
- OECD/DAC. 2008. “2008 Survey on Monitoring the Paris Declaration: Effective Aid by 2010? What it will take”. Vol.2 Country Chapters – Mozambique, Sep. 2008. OECD/DAC. <http://www.oecd.org/dataoecd/25/32/42094637.pdf>
- Pitro, Raúl e Gilead Mlay. 2007. “Análise de Rendimento e Dinâmica das Zonas Rurais de Moçambique 2002 - 2005”, Resultados Preliminares produzido por David Mather e Benedito Cunguara com base no TIA 02 e TIA 05 (painel), apresentado no Workshop para a definição dos ToR para a revisão do PAEI e formulação do Plano Estratégico do MINAG. Junho de 2007. Maputo. Michigan State University
http://www.aec.msu.edu/fs2/mozambique/policypres/apresentacao_eng_pitro2.pdf
- Programme Aid Partners. 2004a. “Terms of Reference: Joint Review of PARPA Implementation, Joint donor programme review and PRSC appraisal”. February 25, 2004. PAPs. http://www.pap.org.mz/downloads/tor_jr_2004_en.doc
- Programme Aid Partners. 2004b. “Terms of Reference: Mid-year Review of the Partnership, 27th September 2004”. August 26, 2004. PAPs.
http://www.pap.org.mz/downloads/tor_my2004.doc
- Programme Aid Partners. 2005a. “Terms of Reference: 2005 Joint Review of the Programme Aid Partnership, 9-10/May 2005”. April 28, 2005. PAPs.
http://www.pap.org.mz/downloads/tor_jr05_en.pdf
- Programme Aid Partners. 2005b. “Terms of Reference: Mid-year Review of the Programme Aid Partnership, September 2005”. PAPs.
http://www.pap.org.mz/downloads/tors_my05.doc
- Renzio Paolo & Joseph Hanlon. 2007. “Mozambique: Contested Sovereignty & the Dilemmas of Aid Dependence”. Oxford University
http://www.globaleconomicgovernance.org/docs/Derenzio%20and%20Hanlon_Mozambique%20paper%20rev%20120107.pdf
- Renzio, Paolo, Lindsay Whitwhield, & Isaline Bergamaschi. 2008. “Reforming Foreign Aid Practices: what country ownership is and what donors can do to support it”, Global Economic Governance Programme Briefing Paper. Oxford University
<http://www.globaleconomicgovernance.org/wp-content/uploads/Reforming%20Aid%20Practices,%20final.pdf>
- Sal & Caldeira. 2007. “Relatório de Projecto - Análise da Proposta de Orçamento de Estado para 2008”, Versão Final de 27/11/07. Maputo.
- Simler, Kenneth R. & Virgulino Nhate. 2003. “Poverty, Inequality, & Geographic Targeting: Evidence from Small-Area Estimates in Mozambique”. MPD-DNEAP Discussion Papers No. E20. February 5, 2003.
<http://siteresources.worldbank.org/INTPGI/Resources/342674-1092157888460/Simler>

PovertyInequalityMozambique.pdf

Tamele, Viriato. 2007. "The Civil Society Organisation's role in Global Budget Support in Mozambique". SARPN.

http://www.sarpn.org.za/documents/d0002820/CSO_Mozambique_Tamele_Sept2007.pdf

UNDP. 1999. *Human Development Report 1999*. New York: Oxford University Press.

UNDP. http://hdr.undp.org/en/media/HDR_1999_EN.pdf

UNDP. 2000. *Human Development Report 2000*. New York: Oxford University Press.

UNDP. http://hdr.undp.org/en/media/HDR_2000_EN.pdf

UNDP. 2001. *Human Development Report 2001*. New York: Oxford University Press.

UNDP. <http://hdr.undp.org/en/media/completenew1.pdf>

UNDP. 2002a. *Human Development Report 2002*. New York: Oxford University Press.

UNDP. http://hdr.undp.org/en/media/HDR_2002_EN_Complete.pdf

UNDP. 2002b. *Report on the Millennium Development Goals*. Maputo: UNDP.

http://www.undp.org/mz/en/what_we_do/millennium_development_goals/publications/national_report_on_millennium_development_goals_2002

UNDP. 2003. *Human Development Report 2003*. New York: Oxford University Press.

UNDP. http://hdr.undp.org/en/media/HDR_2003_EN_Complete.pdf

UNDP. 2004. *Human Development Report 2004*. New York: UNDP.

http://hdr.undp.org/en/media/hdr04_complete.pdf

UNDP. 2005a. *Human Development Report 2005*. New York: UNDP.

http://hdr.undp.org/en/media/HDR05_complete.pdf

UNDP. 2005 b. *Relatório sobre os Objectivos de Desenvolvimento do Milénio 2005*. Maputo: UNDP

http://www.undp.org/mz/en/what_we_do/millennium_development_goals/publications

UNDP. 2006a. *Human Development Report 2006*. New York: UNDP.

<http://hdr.undp.org/en/media/HDR06-complete.pdf>

UNDP. 2006b. *Mozambique National Human Development Report 2005*. Maputo:

UNDP. http://www.undp.org/mz/en/publications/annual_reports/national_human_development_report_2005

UNDP. 2007. *Human Development Report 2007/2008*. New York: United Nations. UNDP.

http://hdr.undp.org/en/media/HDR_20072008_EN_Complete.pdf

UNDP. 2008. *Mozambique National Human Development Report 2007*. Maputo: UNDP.

http://www.undp.org/mz/en/publications/publications/national_human_development_report_2007_mozambique

UNDP. 2009. *2008 Mozambique Report on the Millennium Development Goals*. Maputo:

UNDP. http://www.undp.org/mz/en/destaques/left/report_on_the_millennium_development_goals_2008

UNICEF. 2006. *Child Poverty in Mozambique: A Situation and Trends Analysis*. Maputo

World Bank. 2005. "Mozambique Country Economic Memorandum- Sustaining growth

- and reducing poverty”, Report No. 32615-MZ. Washington, D.C.: World Bank.
http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2005/11/01/000160016_20051101095922/Rendered/PDF/326150MZ.pdf
- World Bank. 2006a. “Mozambique Aid Effectiveness Profile”. World Bank.
http://siteresources.worldbank.org/CDFINTRANET/Overview/21458871/Mozambique_FINALDecember112006.doc
- World Bank. 2006b. “Mozambique Agricultural Development Strategy – Stimulating Smallholder Agricultural Growth”. Report. No. 32416-MZ. World Bank.
http://siteresources.worldbank.org/MOZAMBIQUEEXTN/Resources/Moz_AG_Strategy.pdf
- World Bank. 2007a. “Beating the Odds: Sustaining Inclusion in a Growing Economy - A Mozambique Poverty, Gender and Social Assessment”, Report No. 40048-MZ, July 26, 2007
- World Bank. 2007b. *Country Partnership Strategy 2008-2011. Promoting Shared Growth through Empowerment of Citizens and Institutions.*
- Ziegler-Bohr, Cora. 2008. “ODAMoz Mozambique Donor Atlas 2008”. ODAMoz
<http://www.odamoz.org.mz/reports/reports/Mozambique%20Donor%20Atlas%202008.pdf>